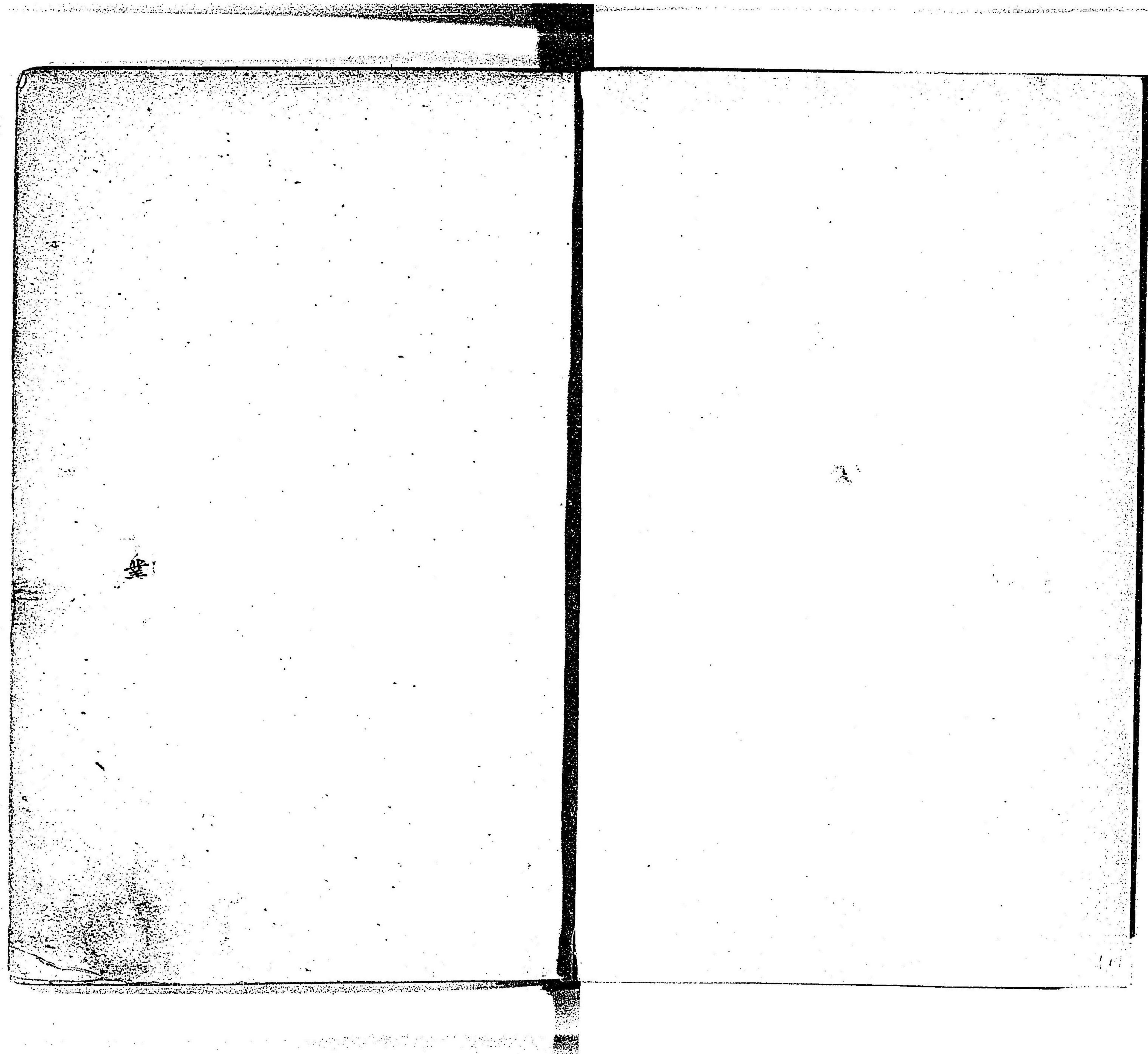


17
210



日本書紀通釋卷之二十六

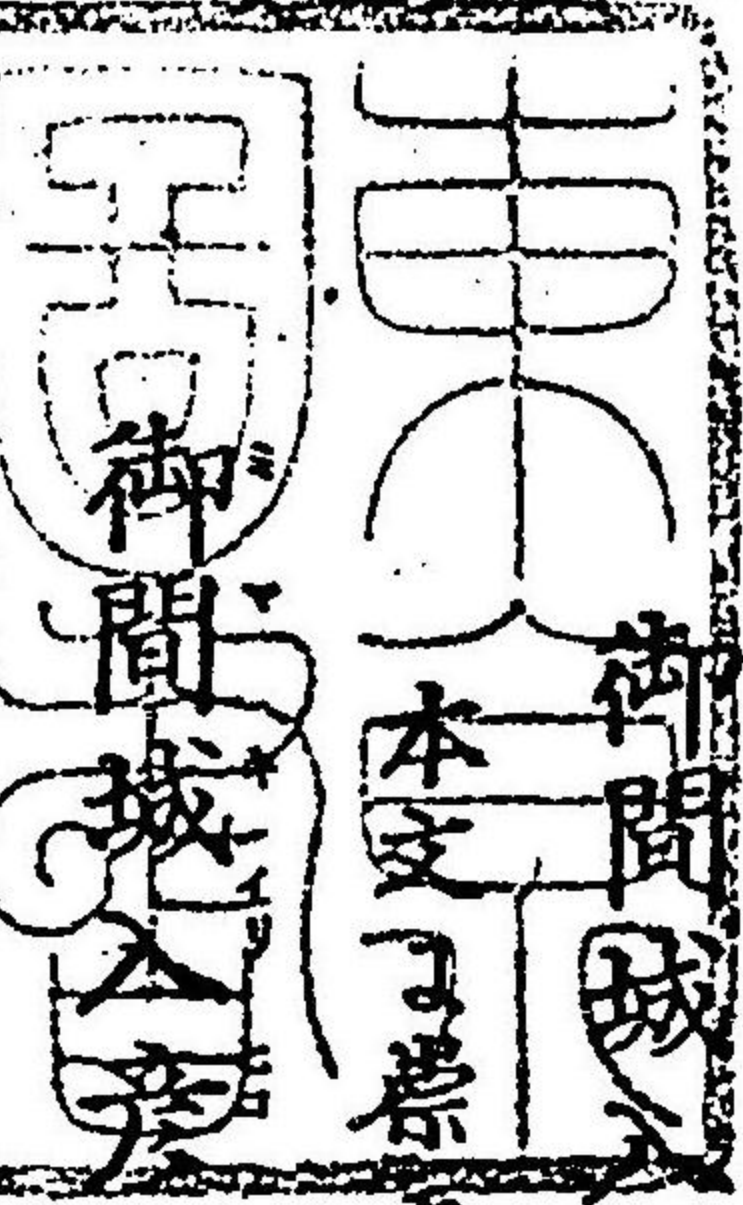
日本書紀卷第五

飯田武彥謹撰



御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇

本文「崇神神祇」とある。御謚此に據れるなり。



御間城入彦五十瓊殖天皇。稚日本根子彦大日日天皇第二

子也。母曰伊香色謎命。物部氏遠祖大縹麻杵命之女也。天

皇年十九歲。立爲皇太子。識性聰敏。効好雄略。既壯寬博

謹慎。崇重神祇。恒有經綸天業之心焉。六十年。夏四月稚

日本根子彦大日日天皇崩。

中三百九十三

彦大日日天皇本に彦字脱したり。今永享本水戸本信友校本に據て補ふ。
 ○大綜麻杵命は、舊事紀に記せる此氏の世系より。大水口命（饒速日命四世）坂戸由良都姫（為妻）生子鬻色雄命（鬻色謎命）。大綜麻杵命（大峯大尼命また大綜麻杵命）。此命輕境原宮御宇天皇御世。為大禰（春日）率川宮御宇天皇御世。為大臣。則皇后大臣。奉齋大神。高屋阿波良姫為妻生二兒。とある二兒。則ち伊香色謎命（伊香色雄命）。弟伊香色雄命なり。然るに記には。内色許男命（賀迎色許賣命）とせるは。兄弟の違あり。名義は。和名抄より。楊氏漢語抄云。卷子閑錄。今按本文未詳。但閩巷所傳續麻圓卷名也。とあるに依れる名にや。又地名ならむも知かたし。万葉一の歌に。綜麻形乃林始とあるも。本の訓のまゝならば。此も地名なり。并（若）さて本に命字なし。集解に舊事紀より據て。補へるに従ふ。○彦大日日天皇崩。本にこの彦字をも脱したり。永享本にあり。集解にも補ひたり。

元年。春正月壬午朔甲午。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。二月辛亥朔丙寅。立御間城姫為皇后。先是后生活目入彦五十狹茅天皇。彦五十狹茅命。國方姫命。千千衝倭姫命。倭彦命。五十日鶴彦命。

甲午。十三日。○即天皇位。大日本史云。時年五十二。注に據水鏡皇代紀愚管抄。及本書立為太子年十九之文。とあり。○丙寅十六日。○御間城姫。垂仁紀に大彦命之女也とあり。記に大毘古命之女。御真津比賣命とあり。記に、開化天皇の御子。舊事紀に、御間城入姫と云り。記傳云。津と城との異。何れか正しからむ。師（津）城を津に誤れるかと云れたり。さることもあるへし。又開化の皇女も。御同母兄を。御真木入日子命と申せは。御真木日賣なるへし。又彼皇女は。書紀より無きを思へは。此大毘古命の御女

とまかひつるにはあらしか。とあり。さて舊事紀には。命字あり。此紀には垂仁紀も出たる處も命字なし。○先是后。永享本后字なし。○活目入彦五十狹茅天皇。記に伊弉米入日子伊沙知命とあり。記傳云。伊弉米は地名か詳ならず。旧事紀五に。活目邑五十狹茅と云名あれとも。邑字一本には。色味。并田真稚姫と云ふ人名も見え。伊弉米は地名なるへし。記中又書紀にも。伊久米天皇とのともあり。伊沙は勇なり。知は例の尊稱也。又知の意は今一訂志比官。段伊佐比宿稱の下。傳に云。景行卷に。皇子五十狹城入彦命。神功卷吉師祖五十狹茅宿稱。又海上五十狹茅など云あり。○彦五十狹茅命記に。此御子なくして。伊邪能真若命と云あり。伊邪の意未思得す。記傳云。應神天皇の御子にも。此同名なるあれは。書紀の方然もあらむか。然れども彦五十狹茅にてり。又御兄の大御名と同じけれり。此もいかかとあり。○國方姫命。記に。國片比賣命とあり。記傳云。片は堅國の義ならむか。なほ考ふへし。○千々衛倭姫命。記に千々都久和比賣命

とあり。記傳云。千々は栲幡千々姫命の千々に同じ。都久の意未思得も。例に玉垣宮段に。石衛列王。石衛毘賣命などあり。と云り。さて記には。此御子の次に。伊賀比賣命あり。○倭彦命。此御子の事は。垂仁紀二十八年の下に見ゆ。○五十日鶴彦命。御名義未考へど。さて此御子。記に見えど。記傳云。書紀より伊賀日賣命なくして五十日鶴彦と申さあれり伊賀比賣は。伊賀日子を誤れるにやあらむ。と云れたり。此説よらは。五十日は伊賀國に依れる御名か。此事記傳に云れたり

又妃。紀伊國荒河戸畔女。遠津年魚眼眼妙媛。生豊城入彦命。豊鍬入姫命。

荒河戸畔。記に。木國造名。荒河刀辨とあり。記傳云。和名妙に。紀伊國那賀郡荒川畔あり。今も荒川。庄と八箇村あり。此地に因れる名なるへし。とあり。戸

鮮の事既に云り。天孫本紀に。天新河命。紀伊荒川戸畔女。中日女爲
妻とあり。大新河命は。物部連祖也。御丞清直云。倭姫命世記。五十一年甲戌。木乃國。
 奈久佐、濱宮。積三年之間。奉齋。干時紀。國造進舍人紀麻呂良。又地口
 御田とあり。紀國造り。國造本紀云。紀伊國造。檀原朝御世。神皇產靈命
 五世孫。天道根命定賜國造。古事記境原宮卷云。木國之祖宇豆比古。又水
 垣宮卷云。木國造名荒河刀辨。とみえたり。然れハ神魂命の後天道根命
 より相承し。宇豆比古の子孫荒河刀辨。崇神天皇の御世現任たれは。世
記に紀國造と謂ふもの。荒河刀辨なるへし。然るに紀伊國造家譜云。第
 一代天道根命。第二代比古麻命。第三代鬼刀禰命。第四代久志多麻命。
 第五代天名州比古命。第六代宇遲比古命。第七代舟木命。第八代夜都賀志
 彦命。第九代等與美々命。第十代豊布流。第十一代塩籠。第十二代禰賀志
 富。第十三代忍。第十四代國見。第十五代麻佐手。第十六代國勝。第十七

代忍勝。云々とあり。此内第六代宇遲比古は。即古事記の宇豆比古なる
 へく。第十七代忍勝は。敏達紀に紀國造押勝あり。これなるへし。然て其
 宇遲比古より。忍勝まで歴世の間に。荒河刀辨なし如何と云り。○速津
 年魚眼々妙媛。記に速津年魚目目微比賣。記傳云。速津は紀國の地名な
るへし。下れ之を萬葉七に。速津之濱十一に速津大浦。此歌の次に並ひ
浦とあり。なとあり。年魚は。和名抄に鮎魚和名安由。崔禹錫食經云。春生、
 夏長秋衰冬死。故名年魚とあり。目は群なり。年魚は水中を殊に多く。さ
群行物なれば如此云り。さ
 て此の目微の序に置る詞なり。其由は。万葉十三に長谷之川之。上瀬爾。
鵜矣ハ頭漬。云々。結矣令咋。麗妹爾云々。とあるも。令咋までは。皆麗と
 疊云むための序として。全同じければ。此歌を以心得へきなり。上ハ
今咋て。年魚を捕事常なりし故に。鵜と云り。眼妙は真麗なり。本の訓宜し。
とは云ねとも。然聞えしと。鵜と云り。眼妙は真麗なり。本の訓宜し。
波斯と訓しは非事なり。米を轉して群と云る例格なり。枕詞よりつ
きたる意は。年魚群令咋にて。其群を群に轉したるなり。
 次に

倭迹速神淺茅原目妙姫と云もあり。○本にこゝに一云云々の注あり。次にいへり。○豊城入彦命。御名義字の如くなるへし。下に豊城命とのみもあり。○豊城入姫命。歟は磯城なり。御兄の御名と同じことなり。垂仁紀には。豊姫命とのみもあり。さて此御兄弟の御事は。此御巻。又次御巻にも見えたり。

次妃。尾張大海媛。ハハ坂入彦命の御名。生八坂入彦命。淳名城入姫命。十市瓊入姫命。是年也太歳甲申。

尾張大海媛。記云。尾張連之祖意富阿麻比賣。記傳云。和名抄に。尾張郡海部郷あり。此に依れる名なるへしとあり。天孫本紀に。六世孫。火明命。建宇那比命。磯城島連。祖草名草姫生。二男一女云々。七世孫。建諸隅命。妹大海姫命。亦名葛木高名姫命。此命磯城瑞籬宮御宇天皇。立爲皇妃。誕生

一男二女と云り。名草姫の下。鳥妻二字脱たり。○一云。大海宿禰云々。十三字本に眼妙媛の下に入たり。集解云。一云以下十三字。原在眼妙媛之下。按古本爲錯簡。今從之。とあるは決して正しければ。今も改めつ。○大海宿禰は姓氏録に凡海連天武紀に大海宿禰とあるは姓にてこれとは異なり。建宇那比命の亦名なるへし。其女を大海媛とも云へれりなり。建宇那比命の兄。建田背命は。但馬海部直の祖の子ならむと。おもひしかとあらす。なほ此は。尾張國の海部郷に依れる也。熱田縁起に。氷上姉子天神。其相在。愛知郡氷上邑。以海部氏爲神主。海部是尾張氏別姓也。とあるにやれ。○八坂振天某邊。名義八坂は地名か。和名抄山城は。彼には姓をなれるにやれ。○八坂振天某邊。名義八坂は地名か。和名抄山城あり。又彌榮の意か。さるにても。振といふ言詳あらそ。強て思ふ。天は五ルタマイロハか。振玉と云も神の御名はあり。重胤云。八坂は地名に非ず。此は天と云む發語ふて。天は遠方之と云か如し。彌放經の意なり。と云れたれと信ら。天某邊の天。阿麻能と訓て。海部の意。見へきか。天を海部の義に見る例の。天日矛を海槍槍と書るなどなり。記傳に。阿米伊呂邊とよまれしによらは例の稱辭也。其邊は女の美稱なり。○八坂入彦命。此命

の御女をも。八坂之入日賣命と申せり。さて記には。此命の前。大入杵命と申さか坐せり。○淳名城入姫命。記に沼名本之入日賣命。淳名の義詳ならず。若しは瓊之城なるへし。珠城宮と云もあり。日代宮段。沼名本、郎女と申皇女も坐りと。記傳に云り。或説に淳名城地名か攝津國河邊郡赤木村ありと云り。垂仁紀に。此皇女の事出て。淳名城稚姫命と爲り。○十市瓊入姫命。記に十市之入日賣命とあり。瓊の之に通ふ大和國の郡名に依れるか。

三年秋九月遷都於磯城。是謂瑞籬宮。

記云。坐師水、水垣宮、治天下也とあり。磯城は大和國城、上下郡是なり。瑞籬宮。記傳云。凡て水垣と云り。みづくしき垣と美稱たる稱なるを。宮號とせられたるなり。此宮の在三輪村、東南志紀、御縣神社、西と。大和志に云り。いかさまにも此あたりにも在けむと云り。御縣神社。金屋村と云に在て。今も志貴宮といふとそ。

四年。冬十月庚申朔壬午。詔曰。惟我皇祖諸天皇等光臨宸極者。豈爲一身乎。蓋所以司牧人神。經綸天下。故能世闡玄功。時流至德。今朕奉承大運。愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保與窮之祚。其群卿百僚。竭爾忠貞。並安天下。不亦可乎。

壬午十三日。○天皇等の等字。信友校本所引古本になし。集解にも刪。○司牧。本に牧を叔に作る。今永享本水戸本は據て改む。集解にも改めたり。此二字春秋傳文選等に見えたり。○人神を。ヒトとのみよめるは足らざる。ヒト、カミトヲと訓へし。さて神を司牧とは。即ち垂仁紀に見えたる。治華原中國之八十魂神とある事なり。其處は云。○群卿百僚。雄略天皇の御代の

頃よりは。諸司百官をかく總擧る時には。必臣連伴造國造など云り。此に就て記傳云。臣連とつらね云は。大凡諸の氏々の中に。臣と連とは京近く住居て。殊に親近く朝廷に仕奉る人等なり。故古に仕奉る人等の總て。都鄙を廣く云時は。臣連伴造國造と云。諸國まで及びぬに。臣連と云り。と見えたり。然るも伊達千廣此を論ひて云く。此説さることなから。盡さるるに似たり。いかにと云に。京近く住て。殊に親しく仕奉る氏人。必この臣連の二骨ニハネに限れるならき。又諸國よ此骨あれば。たと親近く仕奉るものみにあらし。今按に。此は大伴物部紀氏などの骨よして。代々御政を執申。功高く族廣き骨なるうへ。雄略の御代に。大臣大連を並置れしより。かくはたたへたるものならんか。同御代の紀よ。以平群臣真鳥為大臣。以大伴連室屋。物部連目為大連。と見ゆて。もとより貴きかうへに。今又きりやかに。諸臣の上になし玉へは。諸の氏々を總

擧るに。臣連もて呼れしも理ならきや。又考るに。古事記に都夫良意ツルヤノイ富美か。雄略天皇よ奏奉りしことはに。臣連といへることもありて。其は大臣大連を置れしより。前の事なれば。此大臣大連を置れしよりの事にはあらず。繼々に彌榮えよさかえきよける。二骨なれば。後の世姓氏多なる中に。源平藤橘とたふへいふ如く。自の勢もて。世に此二骨をもて。諸臣を統云ひしよもやあらん。今其差は知へきならねど。臣連と並云事。此御代の比とはおもはるるなり。其証。此より上つ代に。かくあらべ云ることなけれなり。記傳に。この稱の事を論ひて。書紀雄略卷より持統まで。卷々に多く見えたれど。上つ代の卷々よは。却てこの稱の見えざるは。漢様に改め書れたるものなりと。いはれたるの中々に誤ならん。此より以前よは。この稱なかりしかり。百僚群卿など。大凡にかゝれたる。却て實事にかなへりと云へし。然らざして。ひたふるに

漢さまに改められんには。雄略以後も同じことよて。上代は殊にからめ
かし。この御代より古言に立かへらるへき理あらむや。と云れたるはさ
る言なるか。なほ上代には。次に見えたる如く。諸王卿及八十諸部な
とやうに。記れたりけん。群卿百僚はなほ漢様なる語に。據られたるな
り。○並安天下信友校本に並を共に作る其方よろし。

五年。國內多疫。民有死亡者且大半。

疾疫。記傳云。和名抄に疫夜夜美。一云度岐乃分。説文云。民皆病也とあ
り。また癘。俗云夜夜美。一云和良波夜夜美とあり。紀中。疫病疫疾疫疫氣など。
みある延夜美と訓り。又延能夜夜美と訓る處あり。大略延夜夜美とあり
さて然名つくる意は。まつ疫を延とも延陀知とも云を。延陀知は疫病も。
漢籍に民皆病也と云る如く。人毎に病が。彼役に差されて。立に似たる

故なるへし。疫はおのつから字音と同じきなり。凡て此方の古言と。漢字
も。疫より出たりと見ゆ。釋名。疫。疫也。言有鬼行疫也。と云り。かく漢國にて
と云り。記云此天皇之御世。疫病多起。人民死。爲盡とあり。○本よ。大半
の下に矣。字あり。吉川惟足の自筆本にはなし。無き方まされり今刪る。
六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以徳治之。是以晨與夕惕。
請罪神祇。先是天照大神倭大國魂二神。並祭於天皇大殿
之内。然畏其神勢。共住不安。

流離。通證よ中臣祓詞に。持佐須良比失良牟。源氏物語歌に。海にまそ神
の助にかまらそは。塩の八百會に佐須良邊なまし。金葉集。送りては歸
れとおもひし魂の。行きさらひて今朝はなきかあ。神功紀流沉。顯宗紀
伶傳。訓同し。流離詩注飄散也と云り。言義は去退くなりと重胤云り。○

倭大國魂。本に倭を和に作れり。今は中臣本熱田本類史ともに據れり。
永事本には。大倭二字は作れり。大倭を大和と音改められしは。神代口訣に。天平勝寶改爲大和と見え。拾芥抄にもまか見えたり。されいこころ和とあり。なほまよ
 大國魂、神の御事は。神代紀にも既云へれど。なほ委くこと
 申せへし。神代紀には。大國王神とあれど。ここに大國魂神と作れた
 る。正字なり。記に大國魂神と有は。備此神也。大國王神の御本縣より。大年神の御子にて其也。
 支別れさせおはし坐て。和魂大物主神に相並はして。其荒魂の分身にて。
 別に一神にて。こたらせ給へり。故大倭神社注進狀に。大倭神社在大和
 國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。傳聞大國魂神者。大己貴神之
 荒魂。與和魂戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津
 國守國家。因以號曰倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神體。奉齋
 とあるか如く。大國王神を主神として。左右の手足の如く。成らせおは
 し坐て。其御功用を輔弼奉。共々に其大造の績をなん。得建させおはし

坐ける。同帳別社秋井神社條に。傳聞秋井神者。大己貴命之荒魂大國魂
 神。即當社別社也。と云事あるを以て。其然る所以を知へきなり。さて
 倭を冠らせ奉るゆゑは。尊天下を經營給へるに因れるなり。注進狀に。
 在大倭豐秋津國守國家。因以号と有て。此倭は大八洲の全に亘る稱也。
 万葉五天地大神神等。倭大國魂とあるも。大八洲全洲の御靈神と申義な
 り。○並祭云々大殿之内。重胤云。皇宮乃内に齋奉らせ給へる。其元始詳
 ならずりけるを。注進狀に。以八尺瓊爲神體。奉齋焉とありて。また同
 書家標曰。腋上池心宮御宇天皇。孝元年秋七月甲寅朔。遷都於倭國葛城。
 丁卯天皇夢有貴人。對立殿戸。自稱大己貴命。曰。我和魂自神代鎮三
 諸山。而助神器之昌運也。荒魂服王身。在大殿内。爲賢基之衛護。即得神
 教。而天照大神倭大國魂神。並祭於天皇大殿之内とある。和魂は神代よ
 り大三輪におはし坐ける赴なり。荒魂服王身在大殿内とあるは。其八

尺瓊を神躰として。本より皇宮の内におはしまさる由にて。其始天降の神代より以米の御事と。託奉賜へるなり。即得神教。而天照大神倭大國魂神並祭於天皇大殿之内とあるは。即ち此に先是とあるに當れる所なり。と云れたり。さて神託に。在大殿内とあるを。次に大殿之内に並祭とあるに就て思ふに。上古より大殿内には坐させとも。此より別れて。八尺瓊を以神躰として。天照大神に並へて。皇宮の内に崇奉り置せ玉ふと。云るよしなるへし。○畏其神勢云々。古語拾遺にも。此時の事を記して。于磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安。故更令齋部氏。率石凝姥神。喬天目一箇神。喬二氏。更鑄鏡造劍。以爲護身御重。是今踐祚之日。所獻神重鏡劍也とあり。記傳云。天照大御神の御重鏡はしも。可與同床共殿。以爲齋鏡とて。授奉玉へれば。永く天皇の同御殿に。齋祭玉ふへき事なるに。如何なれば。今如此他處には遷し奉り玉ふと云に。五年云々。六年云々。

々の事に依て。甚く神の御心を畏み危み。所思看ままに。若くは此二在神の御祟にもやと。所思看しよりて。共住不安れもほせるなり。然るは同殿に坐奉りては。自然居住に馴れて。輕易しくなるかたもあるへく。おもほえさず不浄もあるまじきに非ず。凡て敬禮の自ら怠り玉ふ事あらむことを。畏みおもほせる故なるへし。さてもなほ。近き大倭國內にこそ祭賜へき事なるよ。垂仁天皇の御世になりて。なほ又鎮座しむべき地を。彼此と求行坐ししは。又如何と云よ。彼御卷に云々。然後隨神護。遷于伊勢國渡邊宮とあるを以て見れば。初嚴檀之本よ坐しほにも。先他處に遷奉れと云。御護のありしなるへし。抑神代も。同床共殿といふ勅命はありしかとも。此御代に至て。遂には天皇の大殿を離れ坐て。永く伊勢國に鎮座へき幽契の。もとよりありしことなるへし。其幽致はいかにとも。凡人心に判知へきことなるよと云れ。また重胤が説

に。世記の御鎮坐の所に。皇大神倭姫命乃御夢翁給久。我高天原爾坐。
 戸押張。原如見。見志真伎志國。宮處波是處也。鎮理定理給止覺給夫と
 見え。此のみあらき。等由氣宮儀式帳にも。天照坐皇大神。吾高天原坐
 見志麻岐賜志處爾。志都真刹坐奴。云々と見わたる。一は珠城朝の御世。
 一は朝倉宮乃御時の御論なれとも。共に同じ状。高天原の朝廷より押
 齋かし。見し求玉ひし地に。鎮り定らせ玉へる由に詔玉へるは。此の同
 床共殿の神勅には。違ひらせ玉へる如く聞ゆることなれとも。然る神勅
 のおはし坐なから。已に崇神天皇御世に至りて。然畏其神勢。共往不安
 と云ひ。漸くに其始より志し玉へる所に。鎮り定り玉はむと。おもほし
 めを時の到れるにて。本より其御模造の出来ると云も。皇大神の大御心
 におはし坐して。其真の御も。寫の御も。御靈に於て。異らせ玉はさりけ
 れは。其と皇大宮の内に齋がせ玉ひて。天壤と無窮き。寶作を守玉あへ

き。同床共殿の神勅の信に。違ひせ玉はさる御事。なん有ける。然れば
伊勢に
鎮りおはし坐せ玉へる。皇大神の始よりの大御心。又其御模造を留めて。
皇大宮を守奉らせ玉ひし。本より皇大神の大御心ある事申すも更な
り。然もは則天照大神始自天降之處也。と云れたる。實に然ることなり
あり。いたく味はひあることなり。
 けり。

故以天照大神。託豐缺入姫命。祭於倭笠縫邑。仍立磯城神

籬。神籬此云
比事呂岐

託豐缺入姫命。同じ大宮の内に坐々時は。天皇御自ら齋玉ひしを。今異
 所に遷し奉り玉ふた就て。朝夕は仕奉り玉ふこと。得玉はぬを以て。御
 代官として。皇女に託し奉り玉ふなり。是即後の世に伊勢齋宮の始には
 ありける。さて記云豐鉏比賣命。拜祭伊勢大神之宮也とあり。記傳云。宮
 としる云るは。倭笠縫邑に坐してほとこの宮と云なり。伊勢大神神の坐笠縫

邑、安と云意は見えぬ。○倭皇建也。倭一國の倭にはあらざり。○大倭邑と云名號あり。倭名は倭大國神の城上城下二郡又山の半とかけり。大倭邑と云名號あり。倭名は倭大國神の倭皇引て委しく云ふを見ゆべし。故此皇建也。右の二郡の内にはありぬ。故通證に云ふと其の注をへし。今按舊事紀皇建等祖天津麻呂。昔々皇建等祖天都赤麻呂。皇建等祖天曾孫。顯宗紀。大倭者彼々茅原淺茅原。同紀歌阿佐賦。嗚贈彌鳴須擬。神樂歌殖槻也。田中乃杜也。杜也互布。笠乃淺茅原爾。下文幸二十神淺茅原。倭名抄城下郡大和於保夜末止。今城上郡笠村上方爲笠山。其野曰淺茅原。武野云。笠山。在笠村。神樂。笠村有神祠。兼笠建也。近之。又三輪村邊有茅原村。高市郡尾曾村亦有淺茅原。此顯宗紀歌所錄之地。而所謂昔々皇建等謂此也。とある此等の内なるへまか。但し高市郡本また或説に神樂歌の殖槻は田中の杜。とある殖槻。

大和國添下郡なり。武野云。笠山。在笠村。神樂。笠村有志上。大和國添下郡に。秋篠里。殖槻杜。田中杜。矢田野など次たり。彼々茅原淺茅原もそこなるへし。神名帳に。同郡管原神社。また管田神社なり。行囊抄通志にも。管原里ありて。田中杜にならへり。萬葉七に。毛輝伎奈良之恩。須我波良能佐刀。とあるも此處なり。彼々茅原此の古名なるへしと云り。舊事紀に。昔々皇建とあるを合せて見れば。皇建也と云ならむか。ともほゆれと倭といへば。なほ上よ云る説ともの方なるへし。次よ云ることとも考合をへし。○磯城神籙。集解云。磯下原有堅字。古語拾遺及倭皇命世記。御鎮坐傳記。共載此文。而無堅字。今按之。とあるに據れり。さて磯城は石木にて。神の御座所の境域を築堅むるをいふ。通證に堅固之美稱と云れたるあたれり。大宮の神籙。毛々志。倭と云たはし。さて神代紀に。神籙若境と云ること見えたる。若境即此と同じ

きよしは既に云ふが如く神籙也。神代記の注に云る如く、神靈の
憑り鎮り坐る社の樹立を指して云名なるが。是は神代記に神代記の
と云なれり。そは大神神の御靈代なる御鏡を鎮め奉る料なればなり。さ
て古語拾遺に。此時事と。就於倭宮經邑。殊立磯城神籙。奉遷天照大神
及草薙劍。令皇女豐鍬入姫命奉齋焉。其遷祭之夕。宮人皆參。終夜宴樂
歌曰。美夜比登能。於保與須我良爾。伊佐登保志。由伎能與呂志茂。於保與
須我良爾。云々と見えたり。○神籙の訓注は。神代にあり。へきよし既に云
り。

亦以日本大國魂神。託淳名城入姫命使祭。然淳名城入姫
命髮落體瘦而不能祭。

日本大國魂神。上文にて、倭大國魂とあり。されどここに日本とあるは

勝れるか如し。此御名は上にも云る如く。倭一國の上にもあり。全國よ
関れる御名号なればあり。○託は重胤云。淳名城入姫命。託奉給へるに、
皇大宮にて。此皇女の齋祭玉へりし神なる故に。其神を外處に遷。奉玉
へるにも。属玉へる者なりと云り。○使祭。本に使字脱せり。今考本信
友校本に仍て補ふ。令字は作るはさてここに祭れる地を記さるへきに。た
と祭るとのみありて。其地の見えざるは脱たるなり。其地は。式に山邊
郡坐大國魂神社並名とある。其ならむと誰も思ふ事なれど。さよはあら
そ。そは後に遷せる社にて。其始は城上郡穴磯邑にそ有ける。注進状に。
磯城瑞籙宮御宇天皇云云。託淳名城入姫命。祭同國市磯邑。後改名曰。大倭邑。
ある即其地なり。されどこの市磯。穴磯の誤なるへきよし重胤説あり。
其説云。同狀云七年秋八月癸卯朔己酉。總積臣遠祖大水口宿禰云々。奏
言。昨夜夢。有一貴人。諷曰。以市磯長尾市。為祭倭大國魂神之主云々。

冬十二月云々。以_ニ大倭直長尾市_ヲ爲_ス祭倭大國魂神之主。とある。御紀の
 文なるを。大物主神の御事を略きて。抄_シ出たる者なり。此市磯_ニ長尾市
 と云ふ神主の名より混れて。注進狀に謂ゆる市磯邑_ハ。穴磯邑を誤れる
 なるへし。其の垂仁天皇二十五年紀_ハ。一_冊書_ハ。是時倭大神著_カ穂積_臣速祖
 大水口宿禰_ニ而誨_曰云々。時天皇聞_{是言}云々。淳名城稚姫命食_ト馬_因
 以定_ニ神地_於穴磯邑_ニ。祠_於大市長岡岬_ニ。然_是淳名城稚姫命。身体悉_ニ瘦弱_以
 不能_レ祭。是以命_ニ大倭直祖長尾市宿禰_令祭_{とあるは}。必崇神天皇六年七
 年の御事の。二に列り傳_ハれるにて。此は垂仁天皇の御世の事に非_さ
 めり。右に淳名城稚姫命食_ト。即此に以_ニ日本大國魂神_ト。託_ニ淳名城入姫
 命_令祭_{とある是なり}。さて穴磯は大名にして。万葉十二に謂ゆる纏向之
 痛足之山_式に城上郡穴師坐_{兵主}神社_{とある此地なり}。大市は和名抄に。
 城上郡大市_於保_{とある是よて}。今_{中村}長尾岬_ハ其卷向山の尾崎_{なり}

る地にて。皆相接ける所なり。是即聖七年に。亦以_ニ市磯長尾市_ヲ爲_ス祭倭
 大國魂神之主。とあるを云なり。若て此人名の市磯_ハ。十市郡_ヨ出たる
 也_{武辨云其}長尾市は後_ニ此神を。穴磯邑なる大市尾崎_ニに齋_祭りて。其
 處_ヨ住へるからの名なりけり。此を以て注進狀に。市磯邑とあるは。穴
 磯邑の誤にて。大和社_ノ舊地なりしを知へし。其は別社_{狹井}神社條_ニ。傳
 聞_{狹井}神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也と書して。下に日
 本紀曰。倭大神云々_令大倭直祖長尾市宿禰_令祭_矣。所謂大市長尾岬。今
 狹井社地是也。とあるを思ふに。狹井神社は。初て倭大國魂神を祀らせ
 玉へりし舊地なるか故に。後に山邊郡に移祭られし時_も。其地に其靈を
 留めて。祀_ヒれかせ玉へるものなり。備注進狀_ハ。右_ヨ引る御紀の神託の
 御事を。本社大倭神社の下に擧げ。狹井神社の所には。命_ニ大倭直祖
 長尾市宿禰_令祭_矣の文を載せて。其一聯の文を。二に分記せる_ハ。其垂

仁天皇御世に至りて。即今の山邊郡大和坐、大國魂神社の地には。移らせ玉ひけるものどなん。正しく所見たりけると云り。然見る時は。此六年より。倭大國魂神のおはしましける地は。即城上郡穴磯邑なりと定むへし。さてこの穴磯、邑後に改名曰大倭、邑と云ことも。また今の山邊郡大和に移らせ玉ひけることも。垂仁紀に委く云へし。○然淳名城入姫命、本は命字を脱せり。今永享本信友校本に據て補。○髮落體瘦云々。本は髮落の訓、體瘦二字を。ミヤサカミと訓へし。垂仁紀、瘦弱とあり。瘦を脱したり。屈の略と云りさて此は此御代の事なり。垂仁天皇の御代になりての事の混れて。此に出たるものなり。其は重胤云。七年に市磯長尾市を神主と爲させ給へる御事あれども。其は皇女の下に立て。共に仕奉れるなり。さるを垂仁天皇二十六年丁巳に至りて。皇女の御齡高く成らせ玉へりければ。其御職を辭して。長尾市宿禰に令主玉へるなりけり。其

二十五年の文。離天照大神、於豊都、入姫命、託千倭姫命とある。其姫命も共に同じ御時に。齋王と成て仕奉玉ひて。此にて退玉へるを合せ思ふに。此淳名城入姫命は。此崇神天皇六年己丑。凡十四五歳と見え。其より垂仁天皇二十六年丁巳迄。八十九年なれば。凡百三四歳なれば。既身体悉弱以不能祭と云こと。實に叶へりと云へし。然れば淳名城入姫命の仕奉玉ひしは。大市、長岡岬におはし坐し間のみにして。山邊郡に及びせ玉はさりけるにこそ。と云れたり。まことに然る言あり。猶垂仁紀に云へし。

七年。春二月丁丑朔辛卯。詔曰。昔我皇祖大啓鴻基。其後聖業逾高。王風轉盛。不意今當朕世。數有災害。恐朝無善政。取咎於神祇耶。蓋命神龜以極致災之所由也。

辛卯十五日也。○轉盛。本に轉を博と作る。今信友校本水戸本に依て改む。○善政永享本政下故字あり。○命神龜。龜卜の事はここに初て見えたれど。是もまた神代に起れる者なることは。釋紀龜兆傳の文を引る因に。先師説云。此時卜者鹿卜也。此時とは天岩窟の神時なり。龜卜者。皇孫天降之時。太詔戸命進述龜誓之後出來者。異朝亦始者鹿卜之由。有所見一者。と云へれは。天孫降臨の後に出來りけし事。此書よ云るか如くなるへきを。此神龜を唯よ文章の傍とのみ見る説の委しからそ。重胤云。職員令神祇官卜兆。義解云。卜灼龜也。兆者灼龜縱横之文也。凡灼龜卜吉凶者。是卜部之執業。と見え。神祇令卜食。義解に。凡卜者必先墨書龜。然後灼之兆順食墨。是爲卜食。とあるなどは。紀記より以前に出來れる書なるに。龜卜をを云て。鹿卜を云はそ。又万葉十五に。千磐破神爾毛莫負。卜部座龜毛莫燒曾。など龜卜の事を詠るは更なり。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄

壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備于卜部。是雄數卜之道尤究其要。日者之中可謂獨歩と有て。龜卜は供奉る事を。始自神代と有る。其始を何れの神とか爲む。天兒屋根命より。繼々祖業を傳習ひて。今に至れる趣なるは。強よ文飾とのみも云難きを思ふに。古事記に見えたる。石窟戸の御卜の如きは。天上にての御事にて。國土にて常に行はるる較略とは。甚々異なるに依て。其事を委曲に殊更に。舉書されたるよてあるへきなり。と云れたるは然るへき説なりけり。なほ神代下巻の注よ云り。考合をへし。

於是天皇乃幸于神淺茅原。而會八十万神。以卜問之。是時神明憑倭迹迹日百襲姬命。曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者誰神也。答曰。

我是倭國域内所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。然猶於事無驗。

神淺茅原は上云り。神と冠らせたるは。此時八十万神を會へ玉へりしよりの名なるへし。○會八十万神。此は八十万神の御靈を申さなり。○倭迹々日百襲姫命は。孝靈天皇の皇女にて既に出。これを集解云。孝元天皇皇女倭迹々姫命と云へるは。○神明憑は。神代紀に顯神明之憑談。此云歌牟鶴可梨。とあるに據て。この三字もしか訓へし。本の訓ハ神明をカミとよみて引のなち。憑をカハリテと訓めは。いみじきひかことなり。
○敬祭我者。永享本我を神祇二字よ作れり。○倭國域内所居神。この倭ハ一國の倭なり。神代に位ニ於日本國之三諸山。とあるも同じと云。皇胤れを一神の倭と云。○大物主神。式に大和國城上郡大神大物主神社是なり。○然猶於事。永享本照上。雖字あり。本よ猶字なし。今永享本水戸本信友校本

並河本ともよ據る考本よは事の下にあり。
天皇乃沐浴齋戒。潔淨殿内。而祈之曰。朕禮神尚未盡耶。何不享之甚也。冀亦夢裏教之。以畢神恩。是夜夢有一貴人。對立殿戶。自稱大物主神曰。天皇勿復爲愁國之不治。是吾意也。若以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平矣。亦有海外之國。自當歸伏。

○沐浴は齋川浴なり。○禮神永享本禮と祀に作る然るへし。○冀亦。とは前には。百襲姫命よ御託言有しを承て。此般ハ亦夢に御諭あらむことを。冀給へるなり。○夢裏。本に裏字なし。今永享本竟宴歌本水戸本並河本等に據て補。○貴人は。ツマヒトと訓へし。本の訓は。非事なり。紀中繪神君子良家と訓

り。○大田々根子。此命の系は下に出。記は意富多々泥古。舊事記に
大道彌古とも書けり。記傳云。多々の地名なるへし。神名帳は。攝津國河
邊郡多大神社あり。此社多田莊乃内平野村にあり。此多田と云處。中昔より
此ならむか。又大和國葛上郡にも多太神社あり。泥古は尊稱にて。難波
根子山背根子など云類なり。三代實錄には。大三輪、大田々根子命とあ
りと云り。○亦有海外之國。此神の海外之國を領り給へること。神代紀
に既云り。記云。爾天皇怒歎而坐神牀之夜。大物主大神顯於御夢曰。
是者我之御心。故以意富多々泥古而令祭我前者神氣不起。國安平。
とありて。海外之國云々の事はそへてなし。

秋八月癸卯朔己酉。倭迹速神淺茅原目妙姫。穗積臣遠祖
大水口宿禰伊勢麻績君三人。共同夢而奏言。昨夜夢之有

一貴人。誨曰。以大田々根子命爲祭大物主大神之主。亦以
市磯長尾市爲祭倭大國魂神之主。必天下太平矣。

己酉七日也。○倭迹速神茅原目妙姫は。通証に。即上文所謂倭迹々日百
襲姫命也。とあるか如くなるへし。迹速の速は上文に依に。迹字なるへ
しと云る説。さも有へく聞ゆれと。本のまゝにてなほトと訓へしまたこ
の百襲姫命の御妹倭迹々稚屋姫命を。記に倭飛羽矢若屋比賣命とあり。
然れば此姉命をも。迹速とも申とへし。神淺茅原は。集解に。此命得神
語于神淺茅原。故蓋有此名と云り。目妙姫は。上は遠津、年魚眼眼妙媛
と云るもあり。其と同じ意の御名なり。○大水口宿禰は。姓氏錄。左京神
別穗積臣。伊香賀色雄命男。大水口宿禰之後也。とある此正説あり。
伊香賀色雄命のまがるを舊事記に。鏡遠日命三世孫。出石心大臣命の子
是は既に云。

とある。世次たかへる事既に細化云るか如し。名義は地名に據れる
 か。式大和國城上郡水口神社。近江國甲賀郡水口神社あり。さて此人は、
 穂積臣采女臣等祖と。舊事記に見ゆ。○伊勢麻績君。天神本紀に。天八
 坂彦命。伊勢神麻績連祖とあれど。天八坂彦命の系詳ならず。大神宮儀
辨傳倭姫命世記も同し。さて神麻績氏の所居を麻績式帳令儀
辨と云と世記に見ゆ。また此氏多氣連とも云。古語拾遺に。令長白羽
 神伊勢國種麻績とあり。長白羽神は。神代に見えたる天日靈神の御子に
 て。津見神と麻績の事に。功の御在し坐るよし。神代紀に云つ。さ
 て此には名を脱したれど。伊勢國麻績祖たる事は。重胤説に。神祇令。孟
 夏神衣祭儀辭に。麻績連等績麻。以織敷和衣。以供神明と見え。大神宮
 式。荒妙衣者。麻績氏織造。と有か如くなるを。其神衣祭は。皇太神宮
 伊勢鎮坐に就て。出される神事にしありけれり。麻績氏の末大和の
 京に在し程也ければ。其祖なりける事灼き者なり。神衣祭の御事は。式

に伊勢國多氣郡麻績神社。和名抄辨名麻績乎字とある是なり。倭姫命世
 記書に。倭姫命入坐飯野高丘宮。作之機屋。令織大神之御服。從高丘
 宮。而入坐織宮。因立社於其地。曰名服織社。號麻績辨者。麻績氏人等則
 居此村。因以為名也。と見えたるか如し。偕又姓氏錄左京神別に神麻績
 連。天物知命之後也とあるは。其長白羽神の裔と。一は神宮に奉りて
 神衣を供奉らしめ。一は京に遣して。朝廷の神衣を供奉らしめ玉へる者
 にして。天神本紀。天乳速日命。廣瀨神麻績連等祖と有れば。其本貫
 と。大和國廣瀨郡ありしと見ゆ。故思ふに。長白羽神天物知命は。父子の間
 よて。天乳速日命と。天神本紀なる天八坂彦命とは。其天物知命の子よ
 て。伊勢と京とに別れたる其祖なるべし。續紀文武天皇二年九月。以無
 冠麻績豐足為氏上。無冠大賀為助。進廣肆服部連。佐射為氏上。無冠功
 子為助。とありて。麻績服部相並たり。此に氏上又助と。定めさせ玉へ

るを以て。其部の多存りむことを曉るへし。同紀神護景雲二年二月左
 京人正六位上神麻績連足麻呂子老。右京人神麻績連廣目二十六人。並賜
 姓宿禰。とあるに。同三年十一月。左京人神麻績宿禰足麻呂。右京人神麻
 績宿禰廣目等二十六人。復爲神麻績連。と見えたり。僅に二年許の間。
 宿禰の姓にて有しなりけり。三代實錄に多氣郡無大領麻績連世とあり又同書に伊勢國多氣郡百姓麻績連足麻呂
呂後本姓中麻績公。自叙云。置城入彦命之後也。とある。此は別なり。其神麻績連は屬たる。麻績部と聞ゆ。即武に伊勢國多氣郡仲神社有る是なり。
 と云れたるにて。此氏のことり明らけし。○昨夜の訓。キス。履中紀にも
 キ爪ノヨと訓り。されど万葉集は伎曾母許余比母。又伎曾波。又伎賊乃
 夜などあるかた慥かあらは。其によるへし。○夢之考本之を異本裏とあ
 り。○主は神主と書るに同じく。神は奉仕る主人たる人を云稱なり。祭主
 云も。主の。記に意富多々泥古命爲神主とある是あり。古昔神に仕奉る
 者を。神主祝師と大凡に並へ云へれど。猶其上は神主と申せるがかりし

事は。神功紀に皇后選吉日入齋宮。親爲神主。神請曰先日教天皇者誰、
 神也。云々とありてこれ其々重し。記傳に神主と云稱は。もと此段の
 如く。神の命を請奉る時に。其神の託て教宣あるへき人を。初より定め
 談くる。其人を云稱にそありけむ。かくてまた。神に奉仕る人を云稱と
 なれるも。神託のためよ。談くる人よりうつれるなるへし。と云れたり。
 伊勢大神主と云稱も。上古に政事を取れる國造の任れるを以て。此職の
 重き事を知へし。○市磯長尾市は。垂仁紀に。倭直祖長尾市宿禰とあり。
 倭直は。神武紀なる珍彦爲倭國造とある其裔なり。珍彦より。磯世はか
 りの裔なりけむ。
 市磯の。履中天皇三年に。磐余市磯池と有て。十市郡の地名なり。此に就
 て考るに。先祖椎根津彦即の賜はれる地也。この十市郡磐余市磯の
 方也。北より。城上郡、穴磯邑。邑に大倭城下、郡大和。又山邊郡の半ま
 てにて。其邊をひろく領居れりしものと見たり。此事は次々さて其裔

として。かの市城の所に住居れりし故に。其地名を名に冠らせしなり。
 長尾市のこれも。垂仁天皇二十六年下に。定神地於穴磯邑。祠大市。長
 岡岬。とある其處にて。穴磯は即今城上郡卷向の穴磯なり。又穴師とも書り。此地の
事も彼に委く云。大市は是も和名抄同郡大市是なり。長岡岬は。重胤説に。其卷
 向山の尾崎なる地にて。皆接ける所なり。と云れたるか如し。さるに此
 人倭大神を此穴磯邑なる。大市長尾岬に奉齋りしより。其地に留り住へ
 るからの名なりとそへし。○倭大國魂神。本は大字脱したり。今永享本
 水戸本考本は據る。○之主。之字これも脱したり。まれも右の本ともに
 據て補

天皇得夢辭。益歡於心。布告天下。求大田々根子。即於茅
 渟縣陶邑。得大田々根子而貢之。天皇即親臨于神淺茅原。

會諸王卿及八十諸部。而問大田々根子曰。汝其誰子。對

曰父曰大物主大神。母曰活玉依媛陶津耳之女。亦曰神日方天日方。或茅渟祇之女也。

布告天下。記云。是以驛使班于四方。求謂意富多々泥古人之時云々。○
 茅渟縣陶邑。河内國也。さて茅渟は古ひろき名なれども。なほこは河
 内國とあるへきなり。茅渟の事ハ。神武紀に云り。陶は式に和泉國大島
 郡陶荒田神社ある此なり。今は陶器莊と云。古へ和泉は河内國の内なり。通証に。寺島
 氏曰。大島郡陶器庄即此。至清和天皇之朝。陶家益多。而河内和泉兩國相
 爭。燒陶伐薪之山。事見三代實錄。とあり。さて記にハ。河内之美努村とせ
 り。こは河内國若江郡の地名。記傳より詳なり。にて。異なる傳あり。美と知とは。
 横に通音なればまかひて。二に語傳入たるものなり。何れも古傳なる
此の方正しかるへ。○汝其誰子。大物主大神の御孫にたと大田々根子と

の女詔ひて。誰子とも知られぬは。今や御自問玉ふなり。記の趣もあ
 なし。○父曰大物主大神。此の真の御父と見るへからそ。御父方の意に
 見へし。母もかなし。神代記に。大三輪之神此神之子。即甘かく語傳へた
 改君大三輪君等とあり。るは。古は父母をも先祖をも。通はして夜夜と云りしよりの混ひなり。
此等のことは。記云。爾天皇問賜之。汝者誰子也。答曰。僕者大物主大神。
 此神之子。即甘かく語傳へた。娶陶津耳命之女活玉依毘賣。生子名御方命之子飯肩葉見命之子。建甕
 槌命之子。僕意富多々泥古。白とあり。記傳云。此に云る如くにては。意
 富多々泥古命は。大物主大神の四世孫なるを。姓氏録に。五世孫
神人。大國主命五世孫。大田々根子
 命之。後世とあり。ニ歳祀係も同じ。神より計へて云るか。古へ世次を然數へて云る例もあれはなり。さて此
 世次の事。書紀には云々。又姓氏録舊事紀に。まきはしきことともあり。
 此記を正しかりける。と云れたれど。その説り誤にて。偏に記そのみ正

しと云ふもいれたるものなり。まことは神代記に。大三輪之神。此神之子
 云々三輪君。とあるところよ委く辨へ云りしか如く。地神本紀また大三
 輪鎮坐次第に出たる世系の如く。大物主神の御子御日方命。其子武飯勝
 命。其子武甕屍命。其子武甕依命。其子武御氣主命。其子武飯片隅命。其子
 即大田々根子命にて。大物主神には七世孫なり。姓氏録大和神別。和仁古
 宗形君係に。武飯片隅命
 の兄。阿田賀田須命を。大國主命六世孫とあるよくあり。阿田賀田須命は。大田々根子命の伯父と當れはあり。それをこよには。
 父曰大物主大神と語り傳へしは。さなはち上に云るか如き意に。なほ次
 條々を見○活玉依媛。名義容親の麗しきを稱へたるなり。さて此人は。右
 に引る記に。陶津耳命之女活玉依毘賣とあり。田事記には。大
 陶祇女とあり。陶は陶邑
 によれる名と通ゆ。此よらは。陶邑とあり。
 紀傳の方正じかるへし。地神本紀云。大己貴神乘天
 羽車大鷲而覓妻。下至于茅渟縣。娶大陶祇女子活玉依媛。為妻。とあり。
 さて此媛もまた。遠祖を申せるなり。まことの母にあらす。○亦云。永

事本云を曰よ作れり。されど亦曰は太字の例なれば。本のまこととてよ
 し。記傳云。此は列に一の傳を奉たるなれば。必細書なるへきに。本に大
 書に書つてけたるはいかか。大書にては。大田々根子の申を詞になるな
 り。この祖を申きに。異説あるへき物かは。と云れたる然る言なり。集解
 にも據例改爲小書とあり。今もそれに據る。○奇日方天日方武芳濤祇
 之女。集解云。按此説蓋。父曰奇日方天日方。母武芳濤祇之女也と云る
 よろし。さるを記傳に。此は活玉依姫の父の異傳にて。一人の名なるを二
 に分て奇日方天日方をい。女の名と心得るも非なりと云れたる
 いかし。奇日方天日方命は武芳濤祇とは本より別にて。活玉依姫の父とい
 ならず。ましてこれを女の名と心得るなとは。もとよりいふれもたらず。
 さて奇日方天日方。地神本紀に。事代主神化爲八尋熊罴。通三島溝杭。
 女活玉依姫。生兒天日方奇日方命とあり。事代主神の御子なり。此は正
 傳は。玉依姫の御子なり。但し活玉されたるは。大物主大神の御子。御
 方命と。奇日方命と。御名のいふとよ似たるより。事代主神の御系と

混ひ承しものよ。まことよは父曰御方命とあるへきなり。かよか
 くに。事代主神の統は。ことによしなし。天日方奇日方命は。決て此に出
 へからざるべし。武芳濤祇は。外に考なし記傳に。陶津耳にあたれ
 りと云れたれど。たしかならざる。思ふに陶津耳命の女。活玉依姫は。大物
 主命の御妃なれば。御方命の爲には母にあたり坐れば。まことよ叶はそ。
 ならずよく考へし。○此大田々根子の世系甚まきはし。既に神代紀に委
 く云れど。其文を引出てことにも辨ふへし。まづ地神本紀に。事代主神活
 玉依姫と娶て生兒。天日方奇日方命とあるは。上にも云る如く。
 正しき傳には。大田々根子の世系には。更に關係する事なければ。此は非傳
 なり。奇日方天日方命と。御方命と。名のさて右の次に。天日方奇日
 方命。亦名阿多都久志尼命。兒健飯勝命とあれども。健飯勝命は。御方
 命の子なれば。天日方命の御子とせるは。是も誤なり。次に健飯勝命子。

健甕屍命亦名健甕植命亦云健甕之屍命。此を記す大物主大神の曾孫にて。意富多々活古の父とあれど。まことよは。まの本紀の世敷を正しと
 せへし。次に健甕屍命。子置御氣主命。亦名健甕依命。此より以下三世。記にはなし。
 次は置御氣主命。子大御氣主命。次に大御氣主命子。兄阿田賀田須命。此命を。姓氏錄大和神別和仁古。大國主神六世孫。阿太賀田須命之。後。また河内。宗形君。大國主命六世孫。阿田片岡命之。後。とあるよ。く叶へり。
 次第健飯賀田須命。この健飯賀田須命鴨部美良媛。為妻。生一男。大田々
 彌古命とあり。此は記とは異なるか如くなれども。甚詳かなり。必正し
 き傳なるへし。かくて姓氏錄攝津國神別神人。大國主命五世孫。大田々
 根子命之後也。また神直。同上。また未定に。三歳祝。大物主神五世孫。意
 富太多根子命之後也。とあるは世敷足ららざる。此は記と同く誤の傳なる
 へし。

天皇曰。朕當榮樂。乃卜使物部連祖伊香色雄為神班物者

吉之。又卜便祭他神不吉。十一月壬申朔己卯。命伊香色雄。
 而以物部八十手所作祭神之物。即以大田田根子為祭大物
 主大神之主。又以長尾市。為祭倭大國魂神之主。然後卜祭
 他神吉焉。便別祭八十万羣神。仍定天社國社及神地神戶。
 於是疫病姑息。國內漸謐。五穀既成。百姓饒之。

朕當榮樂。記云於是天皇大歡。以詔之天下平人民榮とあり。この文記
 傳にも云れたる如く。聊文足らぬこと。○伊香色雄は。名義は御埴伊
 香色謎命の下に云り。其處にも云る如く。此人の物部連の祖なることり。
 舊事紀五なる。此氏の世系も詳に見え。又姓氏錄總積朝臣條に。石上同
 祖。神鏡連日命五世孫。伊香色雄命之後也。と見えたり。さて此人の天

皇の御、尊に坐ける。○神班物者。記傳にミテクラアガツヒトと訓れ
 たるよりし。ミテクラ即神物也。次に物部八十手所作祭神之物。とある
 是なり。其を班つとは。此命の奉りて。大物主大神と。倭大國魂神に
 班ち奉るなり。猶次に云へし。○便祭他神。永事本便を使記傳云。此文の
 趣聊まきらひしくして。分明しからざる書さまなり。看む人よくせそ
 主意を失ひつへし。故今つはらに解ひ。まつ他神とは。大物主大神。及倭
 大國御魂神との。二柱に對へて。其余の諸の天社國社の神等を云るなり。
 さて伊香色雄命に仰せて。供神物を掌り造備へて。神々を祭り賜はむと
 するよ。先彼二柱神を。第一に祭り賜ふべきことなるよ。然もあらまて。
 他神を祭らむとを。下はしめ玉へるに。吉かあらりしなり。故先彼
 二神を祭り玉へるなり。武辨云。また大田々孫子命を神主として祭ら
 ざる故。他神を祭るは宜しからざるなり。
 然後。他神の祭りの事と下つるに。吉かりしなり。下便祭他神不吉と

云ひ。然後下祭他神吉と云る便字と。然後字とに心を着て看へし。
 そもく天物主大神は。八百万神を主帥と。皇朝を守護奉り玉ふ大神に
 坐せは。然もあるべきことなり。又倭大國御魂神も。皇大宮敷坐大倭國の
 國御魂神にし坐せり。此又さもあるべきことなりと云り。但し皇大宮敷
 御魂神とあるはたかへり。此大倭は。坐大倭國の國
 全圖ふか。これ大倭國なるをや。○十一月の一字。考本に一本二とあ
 り。此事云○壬申朔己卯。本よはたと丁卯の二字のみあり。今は永享本
 及集解による。集解云。原作十一月丁卯五字。熱田本作十一月丁卯朔己
 卯。武辨云。今の熱田
 一本には見えす。以長曆推之。十一月朔得壬申。日得己卯。故改朔
 日。餘從熱田本と云り。又按ふに。永享本に云く。按長曆十一月大壬申朔。二
 日あり。上に引る考一本に
 丁卯。十二月小壬寅朔。丁卯二十六日也。一字當作二
 是なり。上に引る考一本に。既く大日本史にも己卯に改めて。注云。今推干
 支。據下部兼永本訂之とあり。己卯は八日なり。○物部八十手作云々。
 記に。作天之八十毘羅河云々とあり。其八十毘羅河を作れるは。即こ

の物部八十手なり。さて物部と云者は、委くは物部記傳にも云れたる如く、一部の武士にて、其の上代に殊に勇て、武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名けられしなり。されは此の物部は、姓よりあらず。物部の人を云なり。八十手は通証は稱其多也とも、集解に猶言八十人、ともあるか如にて。万葉に母能々市之。八十伴勝。また八十氏入なれども、手とい其作れる毘羅訶に付て云る号なり。手入と云も是也。され此は多くの人の手以て、作れる祭神の物なり。粟田寛云班神物は、釋紀に兼方按之。班幣帛之人也。と云る如く、八十手か作れる祭神之物も、即彼の楯牙などの類を、凡て云かど開ゆ。さて八十手か買る物部は、物部連に隸屬たる部の氏なるへし。故其を率て、神祭の物を造らしめしやあらん。其は拾遺に太玉命の諸忌部を、率て種々物を造らしめし例なりと云り。○祭神之物の下拜祭、二字など脱たるなるへし記よも、以意密多々泥古命爲神主云々。又仰伊迎賀色許男命、作天之八十毘羅訶云々と、一事を二段に記されたる。此も即それにて、命伊香色雄而云々拜祭、即以大田々根子云々。又以長尾市云々とある。其意に見へし。されはこゝに拜祭と、轄く句を切て、其即次なる大物主大神倭大神を祭る事の内なるまとい。云まくも更なり。○以大田々根子云々。記云、即以意密多々泥古命爲神主而、於御諸山拜祭意密美和之大神前、とあり。さて此命三輪君等之始祖となれるも、此大神を拜祭れるより起れり。姓氏錄山城神別、神官部造、葛城猪石岡天下神天破命之後也。六世孫吉足日命、磯城瑞籬官御宇崇神天皇御世。天下有災、因遣吉足日命、令齋祭大物主神、災異即止。天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後、可爲官能賣神、仍賜姓官能賣公。然後庚午年籍。註神官部造と云ることあり。此人は大田々根子命と副て、祭れりし人などによりけんと記傳に云り。大三輪三社鎮座次第。按上池心官、御宇

天皇御世、神明憑吉足日命、云々とあるは、孝昭天皇御世なり。此吉足日命と同人の如く、さよゆれとも、時代のたかへるは、いかなる由にか重胤は鎮座次第の方を勝るへしといへり。其は其御世に、吉足日命を以て令祭玉へりしかとも、又此御世に、意密多々泥古命を以て祭らせ玉はむ事を、鎮座るとおぼしきま。猶記

出典に。其書を載せり。其書に云く。長尾市に。大神の坐所。城上郡穴織也。今秋并社地なる事。上に次ぐ云ふ如し。さて後に。今の山邊郡大和郷に移らせ玉ひける事は。垂仁紀に云へし。さて此長尾市。己が所轄の地に。大倭大神を齋奉り。即神主となりて。後また此氏人相傳へて。以祭ける事は。幽き契のある事なるべし。其物を見えたるは續紀六に和銅六年二月以後五位下大倭忌寸五百足爲氏上。令主神祭。大倭大神と見ゆ。また天平九年十一月大倭忌寸小東人。同水守二人賜姓宿稱。自餘族人連姓。爲有神宣也。など見えたり。○便別。記傳云。別とは先大物主大神と。倭大國魂神の祀を定めて。然後又別に云ふことなり。○八十万尊神。記に於坂之御尾神。及河瀬神。悉無遺志。以奉幣帛也。とあり。○天社國社は。天社地社とも書るところなり。記には天神地社之社とあり。記傳云。和名社に天神和名安豆夜之呂。地社和名派

爾豆加三。或夜之路。とは天神の方を。安豆加三。或夜之呂と云ふ万葉社に。阿木郡和乃加美とあり。神祇令に。凡天神地社者。神祇官皆依常典一祭之。また凡天皇即位總祭天神地社。義解に。謂天神者。伊勢山城。鴨。住吉。出雲國造齋神等類是也。地社者。大神大倭葛木鴨。出雲大汝神等類是也。出雲國造齋神とは。出雲縣野雲と云ふに。類とあり。天神とい。天に坐ます神。又天より降坐る神を申し。地社とい。此國土に生坐る神を申すなり。令集解に。神曰自天而下坐曰神也。地而曰神曰。○定。記には定奉とあり。記傳云。此の本より其社の有なから。假そめなる。或は荒なとせるを新めて。善く修理成し。定めを立て祭り賜ふなるべし。定とは祭の式のみにも非と。祭るへき社々とも。定め玉へるならむ。假世に神を載せて。祭る社を定められたる。と云ふ。龍田風神祭詞は。神等乎哉。天社國社止。志事無久。遺事無久。稱辭竟奉止云とあり。天社國社の下。定奉

氏と云ふ調をこめし物なるべし。さて定まり。天神と地祇とに付て。祭典に替りある事のやうにも見えたり。よく考へし。○神地神戸。神地は即後に所謂神領にて。神戸は其神領に附る民戸なり。後名抄に。諸國縣名に神戸と云ふある。即皆是なり。○この神地神戸の神代よりありし神祇令。凡神戸調庸及田租者。弁充造神宮及供神調度とあるにて。神地神戸を定められし所由。明らけし。○平年六月一日の官符。調庸等も見えたり。○於是疫病始息云々。記云。因此而疫氣悉息。國家安平也とあり。○天下太平。人民富。○鏡之。永享本竟受歌集に之を足し作るされと之字。と見えたり。仁徳紀十四年百姓覽鏡之。無凶年之患ともあり。

八年。夏四月庚子朔乙卯。以高橋邑人活日。為大神之掌酒。

掌酒此云。

乙卯十六日也。此日の事、次條に云。○高橋邑は。式よ大和國添上郡高橋神社あり。されど此地も社も今詳ならず。○大和志に。在八條邑。高橋川。武烈記歌に。石上振と過き。奉養摩矩羅。抱首誓志須擬。もの多に。大宅過き。春日の春日を過き。云々とあるに依り。石上と春日の間の地名なることは知られたり。○大宅も今は。万葉十二に。石上振之高橋高々爾。妹之將待夜曾深去家留。とあるに依れり。なほ石上の地なりけり。姓氏録に。高橋朝臣と云もあり。○活日は。何とあき稱名か。はた次の歌に伊弉臂佐とあるより。号たる名か知かたし。○大神は。前文に大物主大神とあるを承て。書れたるなるへく。即大三輪にて。大神神社なり。重胤云。此に大神の宇二處に出たる。上なるは本にオホツムワと訓るは。オホミワを訛れるなり。次なるは其祭神を指るにて。即上に謂ゆる大物主大神の御事を。申し奉れるなり。大三輪を大神と書るよし。

大和一國の中にて。並ひなく尊き大神とし。朝廷より崇奉らせ給へるは。此大三輪大神なるに依て。撰て大神の字と成し。義を以て知らせたるなり。と云れせりさて三輪といふ名義は。記の傳へは神酒より出たるなること。次に云へし。○掌酒は。酒入して。酒を醸る事を掌る人なり。令は造酒司。正一人掌醸酒醱酒酢事。また酒司。尚酒一人。掌醸酒之事。とあるは。朝廷の事なれども。義は同じ。さて此社に。掌酒をかかれし事も次に云へし。

冬十二月丙申朔乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能彌枳。和餓彌枳。那羅孺。擲磨等那殊。於期望能農之能。今彌之彌枳伊句。臂佐伊句臂佐伊句。

乙卯廿日なり。重胤云これ四月上卯日。大神祭の起なり。鎮坐次第に。卯日祭者。夏四月冬十月上卯日。若有三卯時。中卯日行之とあり。右の卯日と云中も。乙卯を味に取れりと見えて。紀十二月なるに。上卯に有へきを。下卯に祭られ。又同次第に。磐余甕粟官御宇なる御祈も。天皇元年冬十月乙卯日也とあり。如此止事无き御祭なるか。神祇令貞觀儀式延喜式江次第等に。被載さるは。已く朝廷より。幣物を被奉ることは。停なからも。其社にて往古よりの例のまゝに行へる者なり。如此天皇を始奉て。官々の人等も。其祭場に集會て。甚しき祭なりしに依てこそ。紀に被載けめども。後には廢絶たる者なり。此年四月には卯日三有り。卯なり。十二月は。卯日二有て乙卯は廿日にて。此は下卯なるか。例と成る者あり。凡ての神祭は。其祭初たる日を取て。彼の例と爲る常のことなり。然るに公事根源に。此祭は貞觀の頃より始りける。やと有は。深くも古を取られざる説なり。神功記は秋九月庚午朔巳卯。立大三輪社。以奉刀牙矣とあり。此は筑前國にてのことなり。○神酒を本に。之をとも。こきともよめとも。卯日を以て祭らるゝ例なり。

り。通説に。私記曰。神酒和語云美和。万葉集舒明紀訓同。蓋味酒三輪之
 義也と云り。播磨風土記に。穴栗郡伊和村。神酒大神釀酒此村。故云神
 酒村。又云美和村云々。と云事ある。本名神酒と云事は。土佐國風土記
 に。神河訓三輪川。源出北山之中。届于伊豫國。水清故爲大神釀酒也。
 用此河水故爲河名也。と見えたる。其土佐郡の故事なるに。和名抄
 備多郡宇和郷有り。伊豫國にも。宇和郡宇和郷有るも。美和より宇和と
 轉れるなりけり。三代實錄仁和元年二月。伊豫國正六位上宇和津彦神從
 五位下とあるも。其美和神に坐事を知て。立歸て又此文を見るに。伊和
 は實に美和の轉れるなりけり。此大和國の三輪と唱を分て。神にも稱
 奉り。地名にも負せたる者とみえたり。故此伊和は。大神の出雲よりれ
 はしまして。此邊の諸國を造らせればしまを爲に。宮柱太高敷せ玉を御
 里なるか故に。伊和大神と稱奉り。此に付て后神を伊和郡比賣神と稱奉
 りしなりけり。式穴栗郡伊和坐大名持御魂神社名神れはしまを。是即伊

和大神の本宮よなん渡らせ玉へりける。一宮記に。大己貴命御魂と出た
 り。又饒麻那伊和神よはします。謂ゆる地社は。當官の別社に坐り。ひて。飲明天皇御世に。伊和君等が徒住る時に。供奉る神社に坐り。
 と云り。されは上古に酒の事を。美和とも伊和とも宇和とも云しけり。
 もと酒器より出たる名にて。ミワと云を。自ら神酒に轉したるなり。風土
記なる上文のつゝまに。又云於和村。大神國作訖以假。云於和等於美岐。とあるよれば。於和とも云しこと。 三輪の地名も。
 神酒より起りしものなる事決し。なむ次々に云へし。○許能瀨杵波。和
 鐵瀨杵那羅孺。此御酒者非吾御酒。吾釀て献る御酒には有と。神に委
 ねて白せるなり。神功紀御歌も。此御酒者吾御酒ならと。藥之神常世
 に坐と。石立次。少御神の。云々奉り来し御酒と。とあると同じ言様なり。
 瀨杵は。或説に瀨り美山美空などの美。杵は白酒黒酒等の杵なり。是酒
 の本語として。食に分ちたる言とこそ聞えたれ。万葉二に御食向木施之

宮酒神食に向ふ。とよみて。信に物も食の變化。言も食の轉用たるなれり。
 是を佐氣とも云。佐氣は汁食志流は頂と約れるを。の義はり。祈年祭祀
 詞に。八束總能伊加志德爾。皇神等能依佐志奉者。千類八百類爾奉置氏。
 懸閑高知。懸服滿雙豆。汁爾母類爾母。稱辭竟奉年。とある此汁の酒を云。
 類は食と云るを以知へしと云り。○椰磨等那殊は大倭作なり。此椰磨等
 乃。大日本全國の号にはあらず。上七年に此神の御言に。我是倭國域内
 所居神。と詔へるに同じ。大和一國の名。その此國を。殊に御心入て
 作り至へること。風土記等よも見えたれば。大倭造と稱へ申し。倭大物
 主神とも申せるなり。○今瀨之瀨根。醸し御酒なり。○伊句臂佐伊句臂
 佐。幾久幾久なり。一首の意。此醸る御酒は。掌酒の吾醸たる酒よのあ
 らぞ。此大倭國を造成して。皇御孫命の鎮坐む國と。醸れる。よ。長き
 代までの大御身の。守護神とさへ成り玉ふ。大物主神の醸り玉ふ御酒な
 れは。幾久しく御壽永く。速御食の長御饌と。聞し食せとなり。さて幾久
 に己が名を讀入れて。折返も祝たるなり。

如此歌之。宴于神宮。即宴竟之。諸大夫等歌之曰。宇磨佐
 開。瀨和能等能々。阿佐妬耳毛。伊第由由那。瀨和能等
 能渡鳩。於茲天皇歌之曰。宇磨佐階。瀨和能等能能。阿佐妬
 耳毛。於辭寐羅箇瀨。瀨和能等能渡鳩。即開神宮門。而幸
 行之。所謂大田々根子。今三輪君等之始祖也。

神宮は。即三輪神殿なり。○諸大夫。陪從の卿等なり。○官三位以上。大倭
 夫云々。司及中國以下五位。稱。○宇磨佐開。美酒なり。瀨和とつくる意は。
 大夫。とあるは彼の事なり。○宇磨佐開。美酒なり。瀨和とつくる意は。
 右の如く古へ酒を瀨和とも云るか。此社に掌酒を置れて。其美酒を掌ら

しめ給ふ。其即大物主神の釀り給ふ御酒なるよしを以て。神御名にも。稱
 へ奉り移りては地名ともなれるあり。此掌酒絶て後も。三輪の世々酒に
 名ある處なりしこと。此校の書にもに見えたるは。みな此の古事よ基つ
 けるなり。通證よも。按酒家以志枝爲三輪 さて又。此三輪社を崇て。三諸とも
 神奈備とも。稱そに就て。万葉などには。味酒三諸とも。神奈備とも連け
 たるは。みな此大神の酒を釀り玉ふよしなり。其中に味酒乎と。乎をそ
 へたるもあるは。御佩力乎劍池之。春日乎春日山之。と置る類にして。乎
 の此も之の意なれば。味酒之三輪と言出たるなり。○瀨和能等能々。阿佐
 妬珥毛。三輪神殿之朝戸にもなり。朝戸は。恒に朝戸出と云か如く。朝に
 開く戸を云あり。さて其朝戸開く時よもと云意なり。○伊弉豆由命那。出
 而後行なり。那は然爲むと云事を。たしかに云居る時に云辭なり。され
 は切迫なる意もあるより。自ら歎く義をも含めり。たと大凡に。自他の上
 に幸と云とは異りあり。○瀨和能等能渡塙。三輪之殿戸とあり。或人云。
 記仁徳條に。前殿戸後殿戸。また殿戸の闕上。などあるは。戸もし輕し。万
 葉十八に。ぬしの等能度爾とあるも同じ。大方は出入よつけて云り。一首
 の意は。今日の宴の娛しくあかねは。夜の限りの立歸らし。今夜明て。此
 三輪の殿戸の。朝戸達よもならん。其時に罷てあ。其三輪の殿戸を。と
 云ありと云り。○天皇歌之曰。右の諸大夫等の歌を。受入所聞看せる大
 御歌なり。○於辭寐羅箇彌。押開かねて。彌の乞望辭なり。○瀨和能等
 能渡鳥。本よ鳥を馬よ誤れり。今は中臣本水戸本及通証に。鳥とあるに
 據る。一首の意は。汝等夜の限りしは。飲あかして。朝戸明る時あらまて
 は還らしといへる。理にて。まことよ御酒の甘く宴の樂しければ。よも
 そから敬明して。汝等か白せる如く。朝戸達にもならん。押開き退出て
 な。朕も然乞望そと詔ふなり。○即開神宮は。右の大御歌に事を譲りて。

しめ給ふ。其即大物主神の釀り給ふ御酒なるよしを以て。神御名にも。稱
 へ奉り移りては地名ともなれるあり。此掌酒絶て後も。三輪の世々酒に
 名ある處なりしこと。此校の書にもに見えたるは。みな此の古事よ基つ
 けるなり。通證よも。按酒家以志枝爲三輪 さて又。此三輪社を崇て。三諸とも
 神奈備とも。稱そに就て。万葉などには。味酒三諸とも。神奈備とも連け
 たるは。みな此大神の酒を釀り玉ふよしなり。其中に味酒乎と。乎をそ
 へたるもあるは。御佩力乎劍池之。春日乎春日山之。と置る類にして。乎
 の此も之の意なれば。味酒之三輪と言出たるなり。○瀨和能等能々。阿佐
 妬珥毛。三輪神殿之朝戸にもなり。朝戸は。恒に朝戸出と云か如く。朝に
 開く戸を云あり。さて其朝戸開く時よもと云意なり。○伊弉豆由命那。出
 而後行なり。那は然爲むと云事を。たしかに云居る時に云辭なり。され
 は切迫なる意もあるより。自ら歎く義をも含めり。たと大凡に。自他の上
 に幸と云とは異りあり。○瀨和能等能渡塙。三輪之殿戸とあり。或人云。
 記仁徳條に。前殿戸後殿戸。また殿戸の闕上。などあるは。戸もし輕し。万
 葉十八に。ぬしの等能度爾とあるも同じ。大方は出入よつけて云り。一首
 の意は。今日の宴の娛しくあかねは。夜の限りの立歸らし。今夜明て。此
 三輪の殿戸の。朝戸達よもならん。其時に罷てあ。其三輪の殿戸を。と
 云ありと云り。○天皇歌之曰。右の諸大夫等の歌を。受入所聞看せる大
 御歌なり。○於辭寐羅箇彌。押開かねて。彌の乞望辭なり。○瀨和能等
 能渡鳥。本よ鳥を馬よ誤れり。今は中臣本水戸本及通証に。鳥とあるに
 據る。一首の意は。汝等夜の限りしは。飲あかして。朝戸明る時あらまて
 は還らしといへる。理にて。まことよ御酒の甘く宴の樂しければ。よも
 そから敬明して。汝等か白せる如く。朝戸達にもならん。押開き退出て
 な。朕も然乞望そと詔ふなり。○即開神宮は。右の大御歌に事を譲りて。

其大御歌の如く。終夜宴し玉ひて、夜の明る即ち神宮門の戸を開きて、幸行せりと云なり。この幸行は還幸と申すなり。○所謂大田々根子云々。三輪君の事ハ神代に既云云。舊事紀四。大田々根古命の子。大御氣持命。其子大鴨積命。次大友主命。此命。磯城瑞籬朝御世賜大神君姓。と云り。三代實錄四に。大神朝臣庸主云々自言。大三輪大田々根子之後云々。六に。真神田朝臣全雄。賜姓大神朝臣。大三輪大田々根子命之後也。など見えたり。

九年。春三月甲子朔戊寅。天皇夢有神人誨之曰。以赤盾八枚。赤矛八竿。祠墨坂神。亦以黑盾八枚。黑矛八竿。祠大坂神。夏四月甲午朔己酉。依夢之教。祭墨坂神大坂神。

戊寅十五日也。○夢有神人誨。この御夢は。次に引る龍田風神祭詞に。皇御

孫命大御夢爾悟奉久とある度の事なり。次に云。○赤盾赤矛。黒盾黒矛。記に赤色。楯矛。黒色。楯矛とあり。記傳云。赤黒乃色は。何の故にか知られず。書紀に依るに。此も神の御誨なれば深き故あることなるへし。さて兵器を神社に奉り玉ふことは。垂仁巻に。二十七年八月。令祠官。卜兵器爲神幣。吉之。故弓矢楯刀。納諸神之社云々。蓋兵器祭神祇。始興於是時也。始興於此時也。此楯矛のことあるものをや。神功卷に云々。立大三輪社。以奉刀矛。など見えて。後々まで恒の事也。三代實錄十に。石清水八幡宮に。楯矛并御鞍を奉賜ふ告文あるを思ふに。有か中に如此楯矛をしり。殊に重くして。奉り賜ふことは。此御代の此の例の次第に傳はり来たるものあるへし。と云り。さて八枚八竿は。字のままに訓をして。たと八箇の意に見へし。○墨坂神。墨坂のことは。神武紀に云り。大和國宇陀郡なり。記傳云。此處に祠る神は。後に何れの社と云こと分明しからず。故今考ふる

に。帳に大和國宇陀郡宇太水分神社。新書とある是なるへし。三代實錄
 正五位下其故は。まつ上代より嚴重し祭祀り賜ふ神の。中古に其社の
 絶て無るへき由あければ。必神名帳に載れる。宇陀郡十七座の内なるへ
 きを。其中に大社は。たゞ此水分社のみなればなり。さて此社。今世下
 并足村と云に在て。萩原と近隣なれば。地もよく叶へり。武野云。墨坂は萩原
 也。又龍田風神祭詞に依て思ふに。此水垣御世に。如此殊に祭り玉へる
 神等は。祈年の爲なりけんを。記には其のこゝのみあれども。彼祝詞。凡て
 祈年には。處々の水分神。山口神を祭給ふ例にて。祈年祭又月次祭の祝
 詞にも。殊に山口坐皇神等龍前爾白久云々。水分坐皇神等龍前爾白久。吉
 野宇陀郡祈葛水登。御名者白豆云々。と並言へると。此に大坂神大坂山口
 と並へて。祭賜ふと思へし。三代實錄貞觀元年九月風雨の御祈し。遣使
 奉幣四十五社の中。多くの山口神と水分神にて。其中にも。大坂山口

神。宇陀水分神も入れり。右の趣共をよく考ると。墨坂神と申すは。宇陀水
 分神社なる事決し。雄略卷七年云々。朕發見三諸岳神之形云々。或云菟
 田墨坂神也と云り。○大坂神。大坂は和名抄大和國葛上郡大坂郷。とある
 地にて。古此地より。河内國へ越る大道にあたる山口なり。事は此地の
 安彦の處。神の帳に大和國葛下郡大坂山口神社。大月次新書。三代實錄貞觀
 元年正月奉使正五位下
 とある是なり。葛上葛下と。郡の異なるは。今穴蒸村と云にあり。俗に牛頭
 此處穴蒸越とて。河内國
 石川郡に越る山道なり。○夏宇。本に脱せり。今水戸本考本信友校本に據
 て補。○甲午。本に午を子に作る。今水戸本信友校本による。○己酉十六日
 也。○祭墨坂神大坂神。龍田風神祭祝詞に。龍田爾稱辭竟奉。皇神乃前爾
 白久。志貴島爾。大八島國知志。皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止云々。五穀
 物乎始立。天下乃公氏乃。作物乎。草乃片葉爾至。万豆不成。一年二年爾不
 在。歲真尼久傷故爾云々。是以皇御孫命。大御夢爾悟奉久。天下乃公氏乃。

作^{イソノ}と物乎。惡風^{アキ}荒水^{アキ}爾相^{アキ}都^{アキ}不^{アキ}成^{アキ}傷^{アキ}波。我^{アキ}神^{アキ}名^{アキ}波^{アキ}天^{アキ}乃^{アキ}御^{アキ}柱^{アキ}乃^{アキ}命^{アキ}。國^{アキ}乃^{アキ}御^{アキ}柱^{アキ}命^{アキ}止。御^{アキ}名^{アキ}者^{アキ}悟^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}。吾^{アキ}前^{アキ}爾^{アキ}奉^{アキ}半^{アキ}幣^{アキ}帛^{アキ}者^{アキ}云^{アキ}々。吾^{アキ}官^{アキ}者^{アキ}朝^{アキ}日^{アキ}乃^{アキ}日^{アキ}向^{アキ}處^{アキ}。夕^{アキ}日^{アキ}乃^{アキ}日^{アキ}隱^{アキ}處^{アキ}乃^{アキ}。龍^{アキ}田^{アキ}能^{アキ}立^{アキ}野^{アキ}爾^{アキ}小^{アキ}野^{アキ}爾^{アキ}。吾^{アキ}官^{アキ}波^{アキ}定^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}云^{アキ}々。成^{アキ}幸^{アキ}閉^{アキ}奉^{アキ}半^{アキ}止。悟^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}。是^{アキ}以^{アキ}。皇^{アキ}神^{アキ}乃^{アキ}解^{アキ}教^{アキ}悟^{アキ}奉^{アキ}處^{アキ}仁^{アキ}。官^{アキ}在^{アキ}定^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}云^{アキ}々。此^{アキ}に志^{アキ}貴^{アキ}島^{アキ}爾^{アキ}と云^{アキ}より。官^{アキ}在^{アキ}定^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}と云^{アキ}まては。皆^{アキ}此^{アキ}水^{アキ}垣^{アキ}宮^{アキ}の御^{アキ}世^{アキ}の事^{アキ}なり。此^{アキ}祝^{アキ}祠^{アキ}と。此^{アキ}處^{アキ}に思^{アキ}合^{アキ}とる^{アキ}に。今^{アキ}墨^{アキ}坂^{アキ}大^{アキ}坂^{アキ}神^{アキ}と。別^{アキ}に祭^{アキ}玉^{アキ}とる^{アキ}。此^{アキ}龍^{アキ}田^{アキ}の類^{アキ}にて。年^{アキ}廢^{アキ}のため^{アキ}にそありける。と記^{アキ}傳^{アキ}に云^{アキ}り。さて記^{アキ}にはなほ此^{アキ}餘^{アキ}にも。又^{アキ}於^{アキ}坂^{アキ}之^{アキ}御^{アキ}尾^{アキ}神^{アキ}。及^{アキ}河^{アキ}瀨^{アキ}神^{アキ}。悉^{アキ}無^{アキ}遺^{アキ}忘^{アキ}。以^{アキ}奉^{アキ}幣^{アキ}帛^{アキ}也^{アキ}。因^{アキ}此^{アキ}而^{アキ}役^{アキ}氣^{アキ}悉^{アキ}息^{アキ}。國^{アキ}家^{アキ}安^{アキ}平^{アキ}也^{アキ}。とあり。重^{アキ}胤^{アキ}云^{アキ}。右^{アキ}の祝^{アキ}祠^{アキ}なる大^{アキ}御^{アキ}夢^{アキ}爾^{アキ}悟^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}は。此^{アキ}九^{アキ}年^{アキ}の天^{アキ}皇^{アキ}夢^{アキ}有^{アキ}神^{アキ}人^{アキ}誨^{アキ}之^{アキ}曰^{アキ}。とある度^{アキ}の事^{アキ}あるへきあり。然^{アキ}るは此^{アキ}前^{アキ}文^{アキ}に。神^{アキ}等^{アキ}乎^{アキ}波^{アキ}。天^{アキ}社^{アキ}國^{アキ}社^{アキ}止^{アキ}。志^{アキ}事^{アキ}無^{アキ}久^{アキ}遺^{アキ}事^{アキ}無^{アキ}久^{アキ}。稱^{アキ}辭^{アキ}竟^{アキ}奉^{アキ}立^{アキ}止^{アキ}。思^{アキ}志^{アキ}行^{アキ}須^{アキ}乎^{アキ}。と有^{アキ}は。七^{アキ}年^{アキ}十一^{アキ}月^{アキ}に。便^{アキ}列^{アキ}祭^{アキ}八^{アキ}十^{アキ}万^{アキ}群^{アキ}神^{アキ}。仍^{アキ}定^{アキ}天^{アキ}社^{アキ}國^{アキ}社^{アキ}及^{アキ}神^{アキ}地^{アキ}神^{アキ}戶^{アキ}。と有^{アキ}此^{アキ}に當^{アキ}れは。必^{アキ}

此^{アキ}九^{アキ}年^{アキ}三^{アキ}月^{アキ}なるへきと。古^{アキ}事^{アキ}記^{アキ}に。定^{アキ}奉^{アキ}天^{アキ}神^{アキ}地^{アキ}社^{アキ}之^{アキ}社^{アキ}と有^{アキ}て。其^{アキ}次^{アキ}に。又^{アキ}於^{アキ}宇^{アキ}陀^{アキ}墨^{アキ}坂^{アキ}神^{アキ}。祭^{アキ}赤^{アキ}色^{アキ}楯^{アキ}矛^{アキ}。又^{アキ}於^{アキ}大^{アキ}坂^{アキ}神^{アキ}。祭^{アキ}黒^{アキ}色^{アキ}楯^{アキ}矛^{アキ}。此^{アキ}は水^{アキ}分^{アキ}神^{アキ}山^{アキ}口^{アキ}神^{アキ}也^{アキ}。又^{アキ}於^{アキ}坂^{アキ}之^{アキ}御^{アキ}尾^{アキ}神^{アキ}及^{アキ}河^{アキ}瀨^{アキ}神^{アキ}。悉^{アキ}無^{アキ}遺^{アキ}忘^{アキ}。以^{アキ}奉^{アキ}幣^{アキ}帛^{アキ}也^{アキ}とある。坂^{アキ}之^{アキ}御^{アキ}尾^{アキ}神^{アキ}。及^{アキ}河^{アキ}瀨^{アキ}神^{アキ}を祀^{アキ}られしに。紀^{アキ}に對^{アキ}放^{アキ}ふへき所^{アキ}あけれとも。熟^{アキ}思^{アキ}ふに。坂^{アキ}之^{アキ}御^{アキ}尾^{アキ}神^{アキ}は御^{アキ}縣^{アキ}神^{アキ}に當^{アキ}り。河^{アキ}瀨^{アキ}神^{アキ}は大^{アキ}忌^{アキ}神^{アキ}に當^{アキ}れるは。武^{アキ}野^{アキ}云^{アキ}。縣^{アキ}神^{アキ}の縣^{アキ}は。必^{アキ}山^{アキ}坂^{アキ}なるへけれは。此^{アキ}說^{アキ}よく當^{アキ}れり。河^{アキ}瀨^{アキ}神^{アキ}の大^{アキ}忌^{アキ}神^{アキ}ならむと云^{アキ}は。廣^{アキ}瀬^{アキ}川^{アキ}合^{アキ}と云^{アキ}ふ同^{アキ}しかれはこれと叫^{アキ}べり。其^{アキ}御^{アキ}縣^{アキ}山^{アキ}口^{アキ}神^{アキ}等^{アキ}の。大^{アキ}忌^{アキ}神^{アキ}に屬^{アキ}て。祀^{アキ}られ給^{アキ}ふと。此^{アキ}風^{アキ}神^{アキ}と大^{アキ}忌^{アキ}神^{アキ}と。當^{アキ}昔^{アキ}より同^{アキ}日^{アキ}の祭^{アキ}にて。相^{アキ}共^{アキ}に預^{アキ}給^{アキ}ふことなれり。此^{アキ}彼^{アキ}より致^{アキ}て。此^{アキ}大^{アキ}御^{アキ}夢^{アキ}の御^{アキ}諭^{アキ}は。此^{アキ}九^{アキ}年^{アキ}三^{アキ}月^{アキ}の度^{アキ}ならむとは。思^{アキ}定^{アキ}けるなりと云^{アキ}り。

十年^{アキ}秋^{アキ}七^{アキ}月^{アキ}丙^{アキ}戌^{アキ}朔^{アキ}己^{アキ}酉^{アキ}。詔^{アキ}羣^{アキ}卿^{アキ}曰^{アキ}。導^{アキ}民^{アキ}之^{アキ}本^{アキ}。在^{アキ}於^{アキ}教^{アキ}化^{アキ}也^{アキ}。今^{アキ}既^{アキ}禮^{アキ}神^{アキ}祇^{アキ}災^{アキ}害^{アキ}皆^{アキ}耗^{アキ}。然^{アキ}遠^{アキ}荒^{アキ}人^{アキ}等^{アキ}。猶^{アキ}不^{アキ}受^{アキ}正^{アキ}朔^{アキ}。是^{アキ}未^{アキ}習^{アキ}王^{アキ}

化耳。其選羣卿。遣于四方。令知朕憲。

己酉廿四日也。○教化。續紀天平元年詔云。教賜於毛夫氣賜。又十五年詔云。教賜比趣賜布。趣面向也。與背向反對。と通証云云。○正朔。漢文の師のみ。本に能利と訓るよろし。御法なり。漢籍に王者受命必改正朔。な○憲字。考本信友本及釋紀ともに。何れも意と作り。其方義勝れり。

九月丙戌朔甲午。以大彥命遣北陸。武渟川別遣東海。吉備津彦遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。既而共授印綬為將軍。

甲午九日也。○大彥命は。孝元天皇第一皇子。至此百二十歳許。と舊解に云ふ。稍重胤説に。按ふに孝元天皇紀に。第一曰大彥命とありて。第

二は開化天皇也。其二十二年に。立太子の御事有て。年十六と見えたり。其開化天皇は。七年癸己の降誕なり。然るに其同じ七年に。立后の御事ははしましけれり。其時に生坐るに就て。儲位に升玉へるを。大彥命は其御兄には當らせ玉へれども。實は未天位に即玉はさりし以前の御子なるから。其長子には坐せども。儲君には立玉はさりしなるへし。故熟考るに。大御父孝元天皇は。孝靈天皇三十六年丙子に。十九歳にて皇太子に立玉へる由見えたり。其十八年戊子の降誕よて。即位元年丁亥には。六十歳にわたらせ玉へり。若て記水垣官段に。武埴安彥命のことを。大彥命よ。汝之庶兄とあれり。此御子を三十歳位の時と見て。其爲には第なる大彥命を。凡四十歳許の御子と見るへし。此時皇后をも。二十歳許と見へし。かくきて候に。大彥命を孝靈天皇五十四年甲子の程と見て計ふるよ。今年は凡百五十歳計の人なるよ。將軍として征伐に向はれし

こと。猶盛なりし故なめり。と云れたる。○北陸は。本にクヌガノミチと
訓り。又紀中。クヌガノノミチ。又クヌガノノミチ。又クヌガノノミチ。又クヌガノノミチ。又クヌガノノミチ。
とも訓り。ヤマノノミチ。東山道の。陸の道と云事にて。海道に對へたるな
り。されど此は記に。大毘古命者。遺高志道とある方。上古のさまなり。
なほ此事
次に云此に東海北陸などあるは。後に出来たる名を以て。記されたる
物にして。當昔の名には非し。○武渟川別記に大毘古命之子。建沼河命
者。阿倍、臣等之祖とあり。渟川は。神渟名川耳。尊の御名を同じかるへし。
○東海。本にウメツミチとあるは。ツミツミチの轉記よて。然よゆる處も
ミチとも訓り。西宮記北山抄にも。此二の訓ある外に。西宮記に。ヤチベツミ
チとある。チは寫し誤にて。ウアヘツミチなるへし。またヒムカレノミチと
も。同記は訓り。おれ。海道なり。記よは建沼河別命者。遺東方十二道云々
は後の訓なるへし。海道なり。記よは建沼河別命者。遺東方十二道云々
とある。其時のさまなり。十二道の十二國を云なり。國造本紀に東方十二
國とあり。此、連、次、は、記傳云。十二は何れの國々を合せたる數よか。今さた
かよ知かたし。されど試に云ゆ。伊勢伊賀志摩尾張尾張參河參河遠江遠江駿

河甲斐伊豆相模武藏上總下總なり。安房の常陸此國は。後に入
されとも。下文に往還于相津とあれば。此十二國のうちなり。又倭建命段に
も。東方十二道とありて。蝦夷を言向たまひしことの見えたるをもたもよ
い。なるへきか。倭建命段にも。東方十二道とあり。是上代の定めなりけ
んかしと云り。ここに服部元弼云。本居氏が大槩に國數を擧げて解した
る。古人未發の説なり。然れども東方十二道と云るを。獨東海道を指た
る者とし。別に東山道十五國あるものゝ如く解したる。いかゝあらん。
上文の如く數へたらん。東山道の十五國は。いかに數ふへきや。且伊
豆國を數に入たる。據ありともきこえざるのみならず。武藏も上代は
東山道なりしをや。元弼按よ景行紀に。所云東山道。後世の東海東山
の二道を總稱せる者なり。武野云。此説は非なり。東山道は山東と云
に同じくもとより道の名はあらず。東海
の稱。崇神紀にて始て見ゆれども。是時は未だ道の名として。命稱した

る。非を。單に東國を指たるにて。東道と云も同じ。故に古事記よは。只東方と云ふ。書紀日本武尊東征を叙せる所には。或は東國と云ひ。東夷と云て。未嘗て東海と云はざ。古事記にも亦。東方十二道と云ふ。若崇神の時東海の名稱あらむには。此時亦豈東海の語なからむや。況や其往路の由る所東海道なるをや。崇峻紀よ至て。始て東海道を並へ稱す。と云れたる。まことにることなり。なやいは。志摩も伊勢より分れたる國と云ふことも。古書に証なければ。なほ此時の東海の數に入へきさまなり。かにかくに。十二の數今定めては書かたし。信友か本居翁の説に付て。また十二國々造の。景行天皇より上代に聞えたる人名を尋試たるも。伊勢素賀知々夫甲斐新治紀國造陸帶などよ過ぎき。其大方を知るの外なし。さて又東山道十五國のことり別に説あり。景行紀に云へし。さて記よ爾自東方所達建沼河列。與其父大毘古。共往過于相津。故其地謂相津也と云こと見えた

り。○吉備津彦。孝靈天皇皇子。彦五十狹芥彦命。亦名吉備津彦命とあり。こゝも命字脱しものなるへし。さて此命を西道へ達されしは。御弟稚武彦命と。二柱相副してなることは。記よ見えて。此事既に委く云おけり。兼解に按吉備津彦命經二朝始見于此紀。又見六十年紀。續年百八十九歲。と云れしはさることなれども。終彦五十狹芥彦命之子。而變父名也。とあり。非○西道は。記傳に。後に所謂山陽道を云りときこゆ。西海道までを。兼たるにはあるへからき。道とは國の事也。國を道と云は。朝廷より其國を治めよ。人を達そに就て云彌也。先神代に。天尾羽張神の言に。恐之仕奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。とあるは。天神の御使に。答白し賜へる言にて。此道とは葦原中國を。言向に罷行ことを云り。さて黒田宮段よ。針間爲道口。以言向和吉備國とある。針間を言向る國の初とするを。爲道口と云るなり。又丹波道主と申す王の名も。丹波國を治めよ達され玉ひしと因て。道主とは申せるなり。上に高志道とあるも道も

此意なり。此を記に北陸とあるに依て。たゞ便に云北陸道。されは後に。東海道東山道など云名を建て。天下を總て。畿外と七道と分定められたるも。まづは漢國の制よならひ。且は上代より云来つる稱にも。沿玉へる物なるへしと云り。なほ景行紀に云へり。記に云。道と云る義足はす。

○丹波道主命の。記に日子坐王。娶近淡海之御上祝以伊都玖。天之御意神之女。息長水依比賣。生子丹波比古多々須美知能宇斯王とあり。記傳云。丹波ハ丹波國也。多々須は立を延たるか。國造本紀に。稻葉國造。志賀高穴穗朝御世。彦坐王兒。彦多都彦命定賜國造とあるは。此王と聞ゆればなり。美和能宇斯は。紀に道主とある是なり。さて道主の道は國を云なり。此王の此名を負玉へるは。此時丹波に遣はされ。其道の主となり坐るなりと云り。さて此命を。垂仁紀一云に。彦湯產隅王之子也。とあるは異なる傳也。○遣丹波。丹

波ハ。三丹及因幡伯耆を總たる大名なりしにやあらん。記には日子坐王者。遣且波國。令殺我賀月之御笠。とありて。日子坐王の事とせり。御父子の間傳の異なるよりあれと。御名も就て考ふるに。此紀の方正しかるへし。殘國丹波風土記と云ものには。此國を言向給ひしは。日子坐王の。ことと爲り。されと此風土記の疑はしき事多し。類は信かたし。

○印綬は。漢文の飾なり。皇國の上古よ。然る物なし。此ハ延喜十四年渡會神主本系帳に。卷向玉紀宮御宇天皇御世。越國。荒振兜賊阿彦在天。不從皇化。取平仁罷止詔天。標劍賜遣支。とあるなど。當昔のさまなり。こゝも必標の劍。また矛など。賜したるものなるへし。本ハシルシノモノとよめるはよろし。○爲將軍。職原抄に將軍之号起于此とあれども。書に始て見えたるまでなり。記には。詞志比官段。此時を。將軍と云職掌を。置かれし初めと。おもふは非なり。さて本にイクサノキミと訓るを。

記傳に。古へのかゝる類の稱の例に依らひ。イクサノツシとも云へし。と

云り。○こゝに此將軍等を遣玉ひし事を述へし。さるりまつ記云。此之御世大毘古命者。遣高志道。其子建沼河列命者。遣東方十二道。而令和平其麻都漏波奴人等。又日子坐王者遣巨波國。令殺取賀耳之御笠。とありて。其下文に故大毗古命者隨先命而。罷行高志國。爾自東方所遣建沼河列。與其父大毗古。共往過于相津。故其地謂相津也とある。其麻都漏波奴人と云るは。いかなる者ならんと云ふつけて。こゝに聊か東方十二道志道の事を云へし。まつ古代の史をつら／＼考るに。東國は關をるものは。天孫降臨の時。武甕雷命信濃また常陸國を討平けしを以て始とぞ。其後神武の朝に至りて。天甕命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。始麻所生。故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。阿波忌部所居。便名安房郡云々。と云ふこと古語拾遺に見えたり。之を見れば。天孫降臨の後。皇威は漸く東方に向ひて進み。遂に關東の南端に達し。百姓王化

に露ひ。産葉の勃興せしを知るへし。爾後崇神の朝に至るまで。十代の間。記せる事とはなけれども。此間に東海東山北陸の全く版圖となりしこと。此古事記の文にて明らけし。一は征路を北陸にとり。一は東海に向ひて進み。其間山岳連亘たれば。往後唱應すること。固より爲し得へからず。まかのみならず。當時地圖などあるへき世よしあらねは。この父子の會合。全く一時の偶然と爲さへきか。さなりあらし。おもふに當時京畿に於ても。今の岩城岩代邊に至るへき地理は。大抵知られたりしかは。出發さへき際。彼處に往遇へき約をはなましなるへし。十代以前。神武の御世に。既に總房の土地開けしこと既に見えたり。十代以後の崇神の御世まで。僅に隔りたる地の。開けざる理あるへくもあらざ。年代に徴するも。五百六十餘年。當れは。短かき月日に非ず。此間に皇位は。岩城岩代に及びしも。彼蕃夷動もそれは。王土に侵入し。害を我民に

加るを以て。之を鎮壓せんかために。大彦命父子をして。此方向に出
 發せしめしものなるへし。記に麻都瀧波奴人とあるは即是なるへし。な
 ほれも亦に。神武の頃。既東海を戡定せしものにはあるへけれど。
 當時蕃夷の徒。未だ北陸及関東の北邊に據り。其勢輕侮をへきにあら
 ず。故に列朝力を極めて。征服に従事するにあらされり。中國の基礎
 も安國といふを得へからず。されは朝廷は。専ら力を之に用給ひしか
 は。彼蕃夷も。遂に抗すること能はそ。次第に其居を失ひ。遂に興羽より迫
 感せられしも。彼等其舊土を回復し。成るへくは王土を奪はむとの念離
 れず。一旦防禦の怠りあれば。輒ち起ちて白川に出て。八州を掠略し。或
 は進みて。足柄箱根をも越えしものなるへし。右の理によりて考ふれ
 は。此御世の四道將軍の遠征は。只領地の事亂を平くるに在て。下の十一
文に。四道將軍以平夷夷。此 必しも未開の土地を征服せんとの意にあら
狀。夷。とあるを思へ。此

さるへも。帝の四十八年に。皇子豐城命を遣して。東國を鎮めしめ至ひ
 しも。亦蝦夷の侵掠を防かんと見ゆたり。なほ次々の御世のさほを
 通して考ふるに。此後朝廷に事とも多く。次て西海の亂ありて。東方を
 顧みるに違あらざりけらし。蝦夷また関東諸國に闖入し。良民を害し。穀
 産を掠め。跋扈至らざる處なかりしなるへし。日本武尊の遠征は實に之
 に基けり。尊路を東海に取り。相摸より上總に就し。舟路遂に日高見國
 に至りけり。この日高見國と云は。今の陸前桃生郡にて。式に同郡日高
 見神社を載たる。即其處なり。ふれらの事は。崇神の朝既に會津に至して
事行ぬに云り。 上に見えたる如くなれば。尊の陸前まで深入し玉ひし結果。成務の
 朝の國割。みな此に基きたりと云つへしかし。此は齊藤阿具と云し人の
説あるふ己か説をも加へ
て出したり

壬子。大彦命到於和珥坂上。時有少女歌之曰。

一云。大彦命到山背平坂時。道側有

之曰 瀛磨紀。異利寢胡播椰。飲延餓鳥塢。志齊務苔。農殊
末句志羅珥。比賣那素寢殊望。

一云。於朋者。妬庸利。子介伽。年。許。呂。佐。勢。須。羅。句。場。志。羅。珥。比。賣。那。素。寢。殊。望。

壬子。二十七日あり。○和珥坂の事は。神武紀よ云り。○到山背平坂。記に
は山代之幣羅坂とあり。古倭より越國へは。山城近江を経て。下りしな
り。さて幣良坂と云は。こゝに平坂とあり。幣と比とは殊に近く通音なれ
り。或人久世那に。那羅那あるに依て。今日置を幣良とも云類な
此平坂をナラヤカと訓るはあろし。今南都より。般若坂寺を踰て。山城國
相樂郡市之坂村に出づ。其より木津に至るまでの坂路を。七八町の程。
へら坂と云と云り。さらは古り。今云。奈良坂を踰て。山城に出しなりけ
り。後平城の都となりて。奈良坂と云り。○歌之。記云。故大毘古命罷往
於高志國之時。服腰裳少女。立山代之幣羅坂而歌曰。とあり。○瀛磨紀
由異利寢胡播椰は。天皇の大御名にして。播椰は倭建命の阿豆麻波夜と

詔へると同く。此は天皇の何の御心もなくて。坐まそまそを危ふみ敷く
辭なり。記よは。古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。と
あり。記傳云。古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。と云句の調を助け。勢を
あらせむために。其詞の末を截取て。先初よかく歌ひ出たる物なり。凡
て歌ふ物には。今もかゝる類多し。さて次の二句を。再重ねて歌へるは。
歌ふ物の常なる中に。敷きの深切なるなり。とあり。○飲延餓鳥塢。己之
夫をなり。己は四道將軍の己なり。此にては。音と。大彦命をさす。夫は天皇を喻へて申せ。
天皇は四道將軍の夫君と申へきに。あらせれども。媛遊と云より。即て
其媛の夫として。諷へ諷へるなり。萬葉十四に。於能我乎遠。於保爾奈於
毛比曾。爾波爾多知。惠麻須我。可良爾。古麻爾安布毛能乎。此初句も己之
夫にて。其己は。我夫を即て。駒の主と轉し云るなり。一首の意は。汝駒よ。其汝の己か夫を。其
略しな思ひを。其主を來せ來て。わか家の庭に立て。われを咲まする故に。其
を嬉しみて。今かく汝を娶するをかし。汝の主は。即我か夫なり。いづも。

かくして。積を。○志齊務答。將^ム終^トとなり。志齊^シの令^ヒ死^シて殺^スを云。○
 履^ム殊^ク末^ニ句^ヲ志^シ羅^シ耳^ヲ。將^ム密^ニ不^レ知^ル爾^ノなり。記^スは此^ノ二^ノ句^ヲ。奴^レ須^ク美^シ斯^ク勢^ト半^ク登^ルと。
 一^ノ句^ヲなり。記^ス傳^フ云。奴^レ須^ク半^クとは。何^ノ事^ニにま^レれ。人^ノのゆるるるぬ事^ヲを。知らる
 ま^レて隠^シして。密^ニに物^ヲをさるを云。必^ズし人^ノの物^ヲを。取^ルと云^フ。末^ノ句^ハ。末
 志^シ又^ハと同^ク語^ノの活^ク用^ニにて。其^ノ云^フ々^ノ爲^スむと。爲^スる状^ヲを云^フ解^{ナリ}なり。不^レ知^ルと
 志^シ羅^シ耳^ト云^フは。古^ノ言^ニにて。萬^葉などにも常^ニ多^シし。爾^ハ奴^レの活^ク轉^{ナル}へし。
 と記^ス傳^フは云^フへり。記^スは此^ノ句^ヲ斯^ク良^ク爾^等とあり。知^ラぬ事^トて。又^ハ知^ラず
 飛^鳥井^雅澄^カ萬^葉古^義に。萬^葉三^不知^等殊^之待^半將^有の^下に云^フ。不^レ知^等
 殊^之の^不知^に殊^カといふ意^ニ。凡^テ不^レ知^{といふ}言^ノの^下に^{ある}等^ノ。み^な
 助^辭にて。語^勢を助^けた^るのみよて。意^ニに^関ら^ぬ捨^て聞^へし。四^に
 爲^便乎^不知^跡立^而爪^衝。記^ス歌^に宇^迎々^波久^斯良^爾等^とある歌^ヲ。書^紀
 に載^たる^は等^字なし。これ^{ある}も^{なき}も意^は同^しき^を知^へしと云^り

此^ノ説^然る^へし。○比^賣那^素麻^殊達^媛之^遊爲^もなり。媛^之遊^とハ。女^等の
 戲^遊ひて。何^ノの心^もなきを。四^道將^軍の。帝^京を離^れて。四^方の國^々へ立
 行^むと^さるに^喩へ^たる^{なり}。さ^るは^かこ^る時^に際^りて。武^勇の策^略なき
 を。驚^かし^喩せ^るなり。さて其^媛と云^ふ。即^ち天^皇を夫^と對^へて^喩云
 る事^上に云^るか如^し。さて望^ハ敷^く辭^{なり}。云^ハあ^たる。記^スは此^ノ句^ナ
 し。○一^首の意^ハ。己^ノか仕^奉る天^皇命^ヲ。ひと^かに殺^奉ら^むとて。左^右に
 窺^ひ奉^るもの^とあるを^不知^に。將^軍等^の。宮^中の守^禦を離^れ行^くは^か
 な^らよ。さても御^間城^入彦^尊は^や。いと危^く坐^々か^もと^{なり}。○一^云は。
 記^傳云。右^歌の志^齊務^答以下。三^句の異^か。は^た飲^延餓^鳥鳩^{以下}四^句か。
 全^く一^首よ^の非^ぞ。と云^れた^れと。吉^川惟^足自^筆本^に。一^云二^字なく^し
 て。於^明者^妬庸^利に。引^つく^けて大^字に書^り。又^{日本}紀^歌解^{にも}引^續け
 て。一^首と^{して}解^れし^は。總^かなる^へく通^えた^れり。其^は從^ふへ^し。○於

明者妬庸利。自_二大城門_一なり。城門は皇宮殿門をさそへし。記には斯理都斗用。伊由岐多賀比。麻幣都斗用。伊由岐多賀比とあり。此句よあたれり。○于分知卑氏許呂佐務者。窺而將殺となり。○須雁句鳩志羅珥。爲を不知爾なり。羅句ハ流の延言なから。其形状を言る辭なり。○比賣那密瘵須望。前に同じ。總ての意は。前の歌を打返して。聊か替へたるまであり。

於是大彦命異之。問童女曰。汝言何辭。對曰。勿言也。唯歌耳。乃重詠先歌。忽不見矣。大彦命乃還。而具以狀奏。於是天皇姑。倭迹々日百襲姬命。聰明睿智。能識未然。乃知其歌恠。言于天皇。是武埴安彥將謀反之表者也。吾

聞武埴安彥之妻吾田媛密來之。取倭香山土。裹領巾。祈曰。是倭國之物。實乃反之。是以知有事焉。非早圖必後之。

大彦命異之。記には大毘古命思怪返馬。云々とあり。○唯歌耳。記も同じ。記傳云。たゞ勿言とのみ答へては止せして。如此しも云るは。凡て歌は直に云常の言の比に非ぞ。意をこめて。物を人に諭さむきにしあれり。常の言の比に。大凡に勿聆賜ひそ。心とよめ賜へとの答なるへしと云り。○重詠先歌。この事記にはなし。○大彦命。本に命字腕たり。今考本信友校本に依て補ふ。○天皇姑云々。此姫命なり。孝靈天皇の皇女に坐る事上よ既に出。されは崇神天皇の王姑爾坐を。天皇姑とあるは違へれば。此は孝元天皇の皇女。倭迹々姫命にてよく合り。其上大物主神の御妻

と。なり玉へることを記されたる處に。始には倭迹迹日百襲姫命とあれども。次に三所までたゞ。倭迹々姫命とのみあれば。日百襲三字は行にて。孝元の皇女の。倭迹々姫命なるへし。と云る疑もあれと。此事は上云ひに記傳に。父の姉妹を姑と云ひ。祖父の姉妹をは王姑と云て分るは。やゝ後のことにこそありけめ。いと上代には。何れをも同じく袁婆と云云けん。其子孫をも凡て子と云ひ。先祖を凡て於夜と云しと同例なり。されり孝靈の皇女を。崇神の姑とあるも。違へるは非すと云れたり。なほ此皇女大物主命の御妻となり玉ひしことなり。其處に云へし。○シヤクシヤク性神功紀仁徳紀の訓も同じ。萬葉集には佐登之と訓り。○言于天皇。此事記には。天皇の御自ら所知看たる趣に記せり。○武埴安彦。孝元天皇の御子なり。既に出。○謀反。名例律に。八虐一曰謀反註謂謀危國家。疏謂臣下將圖逆節。而有無君之心。不殺指斥尊號。故託云國家。とあり。

通釋凡例。有謀未殺者曰謀反。多しもあり。後の名目を以て。記されたるなり。○吾田埴。地名に依れる名なるへし。式大和國宇智郡阿陀比賣神社あり。○密采り。記に依り。埴安彦山代國に住居しか故なり。○倭香山土。此山の土の事なり。神武紀に委く云り。考合をへし。○領巾。本に巾の下に頭字ありて。ハシと訓り。傍注の攪入なり。今の水戸本信友校本など無に據て削る。集解ふも據古本刪去とあり。さて領巾は。天武紀に肩巾此云比例。大神宮儀式帳に。生絹御比禮八端。須藤長各五尺弘二幅。外宮儀式帳にも。生施比禮四具。長各二尺五寸廣隨幅。和名抄に。領巾婦人項上。飭也。日本紀私記云比禮とあり。重胤云古書に禮には定れる寸法は無くして。其度の宜に従へるなり。さて色は白。此ものきが。萬葉歌に袴領巾の白とも。細比禮の書とも續け云り。と云り。此もの事。記傳四十二にも見えたれとも。なほ信友説に。古書共を併考るよ。比例は古の女の服具にて。白き帛類をもて。弘二幅また一幅なるを。項上より肩へカク嬰て。左右の前へ垂せるものときこえたり。枕艸子に。采女

八人馬にのせて引出せり。青きもの。紫くたいひれなどの。風に吹
 られたる。いとどかし。と云へるをも思合ふ。天武紀。十二年三月詔
 云。膳夫采女等之手襦肩巾並其服也。並記されたるを思ふに。當時まで
 膳夫は手襦。采女は肩巾を禮服として。嬰る御定なりしこと知られ
 たり。然るに續紀。慶雲二年四月下。先是諸國采女肩巾田。後令停之。
 至是復舊とみえたり。此時膳夫の手襦も舊に從されたり。さて女の比
 例も。もと手襦の料に。常に項より嬰をりて。手業する時。手襦に嬰るもの
 ながら自ら。飾の如く。禮服にもなれるなるへし。この見えたるを。はし
 上りたる。大葉子は。比例派らす。大葉五。まつらかた。佐用。子の。比例
 ふりし。又は。ま葉つむ。あまを。かめら。かうな。かせる。領巾も。て。か。云々。な
 の料と云れし。は。甚しき。非あり。か。と。説を。自ら。立て。次。中宮の。御料。は。
 なる。ま。し。き。もの。高。貴。の。人。も。な。と。か。な。から。ん。し。か。る。よ。縫殿式年中御
 服中宮料。領巾四條料。紗三丈六尺。九尺。とあり。中宮の御料には。あ

るまじきもの。如くなれど。なへて女人の服なれば。時としては。天皇
 に仕奉り玉ふ事のあらむ時の料に。備置玉ふなるへし。神祇官年中行事。
 貞應三年の下。女王裝巾。又二所大神宮の儀式帳に載たる。御裝束の中にも比禮あり。此は
 をへて。女人の具を奉らるゝ例なればなるへし。と云れたり。さて名つ
 けたる意は。魚の鱗なども同じく。其さまのひらめきたるより。起れる
 名なるへし。記傳の振手の説は信かたし。さて領巾は。いと長きものな
 れは。其端つ方に。裹めるよしなり。其意を得て。舊く訓つけしものと見
 えたり。○祈曰。呪詛の辭なり。○物賈。重胤云。神武紀に。天香山の
 土を取れと。天神の訓玉へるは。天石窟の時の故事を。擬行しめ奉れる
 ものなり。若て此は其とは別なれども。事の状を按ふに。其天香山はし
 も。皇御孫命の。大宮敷坐む大倭國の鎮めとして。天神の神降し玉へる
 御山になん有ければ。其土としも。倭國の物賈と云て。呪詛り取なんに

は。自然稜威の表へ御在し坐し事を。謀れるあり。然るにても。此山の天
降著て。其後、域内に在るは。少録の故由とは所見さるなり。物實と云は。珠盟約章
れに見えたる。天香山の土を種子として。即物と成へき。其種子を云也。今武埴安彦か謀
者。とあり。○乃反之。乃を本に則して作る。今水戸本に信友校本は據て改
む。集解も。古本にさて反は山城國へ返れるなり。

於是更留諸將軍。而議之。未幾時。武埴安彦與妻吾田媛。
謀反逆。興師忽至。各分道。而夫從山背。婦從大坂。共入。
欲襲帝京。時天皇遣五十狹芹彥命。擊吾田媛之師。即遮。
於大坂。皆大破之。殺吾田媛。悉斬其軍卒。

留諸將軍は。四道に遣を將軍等なり。○大坂は。大和國葛上郡の鄉名

なり。此道は。記玉垣宮段に大坂戸。明宮段に大坂道中。若櫻宮段に。天
皇難波宮より。倭に幸を處に。到大坂山口之時云々と見え。天武紀に。
聞近江軍至。自大坂道云々。將軍吹負既定。倭地。便越大坂。往難波。なと
もあり。万葉十に。大坂を吾越采者二上に。黄葉流る志具禮零都々。とよ
めり。記云。大坂戸とあるも。河内國より。大坂山を越て。入る戸なるよしなり。記傳に。此山は大和と河内と
の國界に在て。二上山の北方を越るなり。右の万葉の歌も。其さまは聞
ゆ。大坂山口とあるは。河内の方より上る口なり。孝徳天皇の大坂磯長
て。此山の此道は。古へはむねと往來し大道なりしを。今はさはかりの大
道にはゆるぎ。穴蒸越と云て。葛下郡穴蒸村と云より。河内國古市郡飛
鳥村に到り。古市などを経て。難波の方に通ふ道なり。其穴蒸村に並ひ
て。逢坂村と云あるは。大坂なるへきを。後世にはオホとアノと。一に習
るから。誤て逢字を書なるへし。と云り。○帝京は。瑞籬宮にて城上郡也。

○五十狹芥彦命は。吉備津彦命に坐り。されど記傳にも云る如く。此段の記しさま。他人の如くに通えていからじ。○發吾田姫云々。古の一

飯田武鄉謹撰

復遣大彦與和珥臣遠祖彦國昔。向山背擊埴安彦。爰以忌
_{イハサキ} 爰鎮坐於和珥武鏢坂上。則率精兵進登那羅山。而軍之時
{イハサキ} 官軍屯聚而踏踞草木。因以号其山曰那羅山。{此云布} 更避
_{イハサキ} 那羅山。而進到輪韓河。與埴安彦。挾河屯之各相挑焉。故時
_{イハサキ} 人改号其河曰挑河。今謂泉河訛也。

大彦の下。命字腕したるなるへし。さて記には大毘古命。更還參上。請於
_{イハサキ} 天皇時。天皇答詔之。此者為在山代國。我之庶兄建波邇安王起邪心之表
_{イハサキ} 耳。伯父興軍。宜行。即副北邇臣之祖日子國夫政命。而遣時。とあり。伯父

は大毘古命を指て詔ふなり。此の眞の御伯父には非ねとも。實には大御
 たと父の齡の列なる人を。崇め親みて云稱と聞ゆ。今俗言にも。常に云
 ことなりと。記傳に云り。○彦國尊。記傳云。名義國平にやあらむ。半と夫
 例多し。さて此氏に彦國尊命など。彦國と云名の。これ此人。姓氏録。連係
 されあは。始祖天帶彦國押人命の御名に因れる。や。此人。姓氏録。連係
 天帶彦國押人命四世孫。彦國尊命とも。又真野臣。和邇部。粟
 人命三世孫。彦國尊命とも見えたり。四世三世。何れ。伊那河宮段に出たる。
 日子國意祢都命の子か。若は孫なるへし。武野云。此記は彦國尊命とあ
 國押人命の孫とあり。又羽束首孫ふ。兒とあり。此は孫とある。方正しか
 へし。さるは彦國押人命より。三世とあるに符ひ。また國押人命を一世に
 ふれは。四世とあるに。垂仁巻にも。和邇臣遠祖彦國尊と見え。國造本紀に
 も。和邇臣祖彦訓服命と見えたり。とあり。○忌菟は。神武紀に嚴菟とあ
 ると同しく。神祭りに用る器にて。齋忌て物さる故の名なり。倭姫命世
 記。采女忍比賣我作之。天八十枚加持而。伊波比戸爾任奉支。とあるを

見れり。一種の器の名は非き。凡て神祭に供物を盛るを以て。菟をも
 伊波比菟と稱するなり。○和邇武錄坂。記には丸邇坂とあり。此地の事は。
 神武紀に云り。武錄坂は。大和志に。添上郡全鈕丘在標本村。とあれと詳
 ならず。さて此地は。磯城の京より。山城へ行。此坂を越る道次なり。○
 鎮坐。記に居忌菟とあり。黒田宮段も。針間水。河。記傳云。居とり地を掘
 て。下方をやと埋みて置を云。萬葉歌に穿居とある是なり。今時も土中
 を。ほり出ること。をりく。ありて見る。底圓くて。直に居れば傾きまろふ
 なり。○武野云。此記傳の説は。萬葉歌に泥まれしあり。世記に八十平加を。伊
 波比戸爾任奉とあれは。必底圓き器に限れる名にはあるへからず。故歌に
 引く万葉歌は。床邊に居とさへあり。床の邊は地を掘へきにあらす。一種
 の器にあらさること。万葉三に。齋戸乎忌穿居。又齋忌戸乎前坐置而。十
 七に伊波比倍須惠都安我登許能幣爾。廿一伊波比倍乎。等許幣爾須惠三。
 などよめり。さて軍の首途の處に。此行事のあるは。凡て國言向は出立
 道口にして。必爲る行事よてゆくさき平安て。言向竟むまどを。鎮ひ祈

るなるへし。山を伐りて入むとする時。山口祭を行ふか如し。さて其をたゞ。居忌菟而とのみ云て。神を祭るとも何とも云ひさると。古へ神を祭りて祈ることを。忌菟居と云けむ。彼万葉十七卷の歌に。伊波比倍須惠菟。と云るなど。明らかは。上忌菟鎮坐於和珥坂。然るは祭祀の具はしも種々あるか中に。取分て此物を居るをしも。其行事とさるは。上代の禮典にして。深き理あることなるへし。中古よりこたか。かゝる儀式。と云れたるは。さる事ながら。深き理あるまどにはあらし。居忌菟と云る一事に。神を齋祭ることを押まめて。云習はせる上代の雅言なるへし。万葉の歌も。さるまことに通えためるをや。○那羅山。那良は大和國添上郡なり。此地は。元明天皇の御世和銅三年より。桓武天皇延暦三年までの。皇京の地なることを申せも更なり。紀記萬葉等の歌も。あまた見えたり。那羅山に。記王垣宮段に。那良戸那良山を越て。倭國入口なり。高津宮段に。那良山口萬葉ノ寧樂の手祭爾云々。また寧

樂山越而云々などあり。上代より今に至るまで。山城より倭國に出入大道なり。山にて。其那羅山は。今那山街道といひ。歌姫越と云る。これ古昔の那羅宮。以俣の奈良山なるか。こゝに所云は。大和志に在奈良坂村と云れし如く。今云奈良坂即般若寺坂の事なり。さるは此神世の都は。城上郡にて。天より添上郡和珥坂を踰え。春日を行去りて。平坂と云りて。山城は對れるなれば。平城宮の比の大道とは異なり。若義は。此時官軍の軍本を踏廻けるより起れる事は。次に見え。○輪韓河。山城志に。相樂郡水津川。本名輪韓川。又桃川。又泉川とあり。○與埴安彦。本と與字脱たり。信友校本並河本に依て補。さて埴上考本に武字あり。挾河云々挾を本に誤に誤れり今改む。記に各中挾河。而對立相挑とあり。記傳云。挑は杖を動かさ意にて。其より争ふ意も轉れり。此は互に誘。動かして。戦はむといさみ進むを云なり。と云り。○今謂泉河。記云。故号其地。謂伊村美。今謂伊豆美也。とあり。和名抄に。山城國相樂郡水泉以豆躰一には出水躰とあり。萬葉に。泉之里。泉之追馬喚犬とあり。河は川也津津

式に。凡山城國泉河禪并渡瀬者云々。萬葉を始め。此川の歌いと多し。

埴安彦望之問彦國昔曰。何由矣。汝興師來耶。對曰。汝逆天無道。欲傾王室。故舉義兵討汝逆。是天皇之命也。於是各爭先射。武埴安彦先射彦國昔不得中。後彦國昔射埴安彦。中曾而殺焉。其軍眾脅退。則追破於河北。而斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振斃。亦其卒怖走。屎漏于禪。乃脫甲而逃之。知不得免。叩頭曰我君。故時人号其脫甲處曰加和羅。禪屎漏之處曰屎禪。今謂樟葉訛也。又号叩頭之處曰我君。叩頭此云三處勢

埴安彦。考本に埴、上武字あり。○何由矣の矣字。衍かると云る説あれども。ありて妨なし。かゝる例仁徳紀に。何憂矣。私事將及于社稷。なとあり。○逆天。漢意にて。上古のさまよあらず。コトワリニワムキなと訓へし。○討汝逆。本に討の上敬字あり。今信友校本に一本无とあるに據て刪る。集解にも傍訓撰入と。して。既に創られたり。○各爭先射。記云。爾日子國夫致命。乞云其廂人先忌矢可彈云々。記傳云此の彼方此方の軍間近く相對て。戦はむとぞる初。互に先一矢を射交を式なり。其は物の初なれば。殊に重みして齋慎。神も祈禱て發つ故。忌矢とは云なり。後世にも。矢合せと云儀の。あるは。此式の遺れるなり。と云り。爭先射とあるも。同じ事なへし。○脅退。萬葉は虎可吼登。諸人之。脅流麻低爾。字鏡に。情今作脅怯也。於此也須とあり。物語書にも。多き語なり。記云。故其軍悉破而逃散云々。○河北は。泉川を渡りて。彼方の如く。きこゆれと。羽振斃の河の北方なれり。なほ此は河をは未だ渡らざる。

此方の岸なめり。さらは此事は上の挾河云々と。一連の如くにも聞ゆめれど。然に非ぞ。故とは異處にて。ありしことよて。又別に一なり。猶次に云へり。○屍骨多蓋萬葉十四久爾波布利彌爾多都久毛乎云々。飛鳥井雅澄云。契沖か國蓋にて國にまつるあり。と云る其意よて。國に滿溢れて峯に立由あり。崇神紀よ。斬首過半屍骨多蓋。故号其處曰羽振苑。羽振苑といふは。蓋等といふ義あるへし。これを古事記には。斬波布利其軍士故号其地。彌波市理首能とあれは。彼記に従ときは屍苑といふ義なり。物を切分つやうのこを波流といへは。蓋と屍とは。言は同じくてもとより異意なり。これ記と紀との名の起れる由縁の傳の異なるか故なり。十八に。射水河雪消蓋而。逝水龍伊夜末思爾乃未云々。又波夫流といふとあり。別言なり混ふへからそ。其は故ち祭造る意の言なり。蓋のフは清音故は濁音なり。又扇といふことあり。

○羽振苑は。記傳云。和名抄に山城國相樂郡祝園波布首乃郷あり。是なり。理を省きて呼ぶは昔よりのことなり。祝園村。東南北中と五村あり。本は。神名帳に。祝園神社あり。中昔よりこの本たの故より。昔山社と云り。○尿は。祝園とは別あるか。同さか。よく考へし。

漏云々記も同じ。記傳に痛く平苦み困む時。自出ることある物と云と云り。○叩頭。通証よ乃美祈也。禱謝之義。又云奴加豆久。賴衝也。倭名抄叩頭虫。和名沼加豆木無之。周禮鄭注。頓首如今叩頭之類。首叩地也とあり。言義を按るに。廻り那に通ひて歎く辭。神にまれ人にまれ。頓に我身の憂を歎くより。やかて祈る意ともあれなるなり。務は其状を云る活辭あり。さてまた語の終に。耳と云るも。其より轉れるものなるへし。○我君は。本よアキミと訓れど。アギとも訓へし。次に出る地名の本なればなり。例は神功紀歌に。伊弉阿藝幸吾とあり。記の故よさてこゝの通証よ乞隣之辭也。と云れたるか如し。中昔の書どもに。アガキミと云るも此に同じ。○甲は。本に與呂比と訓る。倭名抄に甲和名與路比。とあるにも合れり。非訓にあらざれども。まゝいなほ加和羅と訓へし。次なる地名の本なればあり。さて甲の古名を加和羅と云事は。記明宮段に。以

「ハ銅探其沈處者。繫其衣中甲。而訶和羅焉。故号其地謂訶和羅前也。此文は次」
 記傳云。新井氏訶和羅は甲の古名なりと云て。此段また書紀の崇神卷を引。又龜甲を。俗にかめのかしらと云も。同意なりと云り。今按に。式ある筑後國三井郡高良玉垂命神社。建内宿禰を祠りて。高良はかじらと唱ふ。是若、韓國神言向の時に。彼大臣の服玉ひし甲よやあらむ。伊勢國奄藝郡。丹波國氷上郡。などにも。加和良神社ありて。式に出。出雲風土記にも。意宇郡に式外に加和羅社あり。これらも甲に依れる名にそあらむ。又屋を聳く瓦は韓語なりと云も。さる事なれども。若は此も龜甲カウと同意にて。本より此方の言よて。和の波に轉りたるよもやあらむ。此らと合せて思へは。甲の古名と云説。いはれて聞えたり。信に龜甲カウと同く。訶和羅と云へき物のさまあり。と云れたるは然る説なり。通証にも皮故。稱甲云加和羅。无亦同名。蓋韓甲也。と云り。○知和羅。山城國綴喜されと皮は加波にて異物なり。混すへからむ。

郡にて。今河原村と云がある地なりと云り。かくて記傳に。此地の在所なりて。淡川と云。又綴喜郡と云。綴喜郡の環を流れ。これより宇治郡と。なりて。淡川と云。又綴喜郡と云。綴喜郡の環を流れ。記伊野は入り。未にて東河と一にの環を流れて。河内國に至るなり。綴喜郡と。乙訓郡との環を。流るゝあたりの。此あたりにて。川邊にて。綴喜郡の字よあるなるへし。と云り。。さて此訶和羅の傳。上に引る記と。此處の傳と二ある中に。記の訶和羅鳴鳴とあるは。傳の混ひたるものなり。甲を脱し故よ名とある。此の古事の方方と。いと正しかりける。○禪尿漏之處。本に漏之二字脱たり。漏字信友校本にあり。之字水戸本にあり。故今補ふ。熱田本訓に。ハカマヨリ。ソ字ありしに。○禪葉。記に久須婆之度とあり。記傳云。和名抄に河内國交野郡葛葉波。久須。郷あり。是なり。今も楠葉村ありて。須を濁り波を清て時な。しに。經卷に禪葉宮。續紀五に交野郡楠葉驛や。しに。經卷に禪葉宮。續紀五に交野郡楠葉驛など見ゆ。度は穴穗宮段にも。逃渡。玖須婆之河。云々とあり。淡川にて。今も楠葉渡と云なり。河の向

津國。此處山城國綴喜郡の堺に近くして。淀川は泉河の末あれば、河に傍て綴喜郡を経て逃るを。追來て此渡に到て。追窮めたるなるへじと云り。
 ○我君。上は阿藝と訓めれど。此處は和藝といふへし。阿と和とは。さて和君は。記傳云。神名張に山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社とある地なり。此社は。今太平尾小平尾兩村乃間。涌社と云ありて。其社中に涌出宮と申さ社是なり。和伎を涌にとりなしたるなり。さて書紀の我君は。付たるに依て。此和伎なることを。古來と云り。○叩頭此云廻務の訓注。信知れる人なし。古語は味きか故なり。友校本には。曰知和羅の下に入たり。されど本の方勝るへし。

是後。倭迹々百襲姫命。爲大物主神之妻。然其神常晝不見而夜來矣。倭迹々姫命語夫曰。君常晝不見者。分明不得視其尊顏。願暫留之。明且以欲觀美麗之威儀。大神對曰。言

理灼然。吾明旦入汝櫛笥而居。願無驚吾形。爰倭迹々姫命心裏密異之。待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇。其長大如衣紐。則驚之叫啼。時大神有耻。忽化人形。謂其妻曰。汝不忍令差吾。吾還令差汝。仍踐大虛。登于御諸山。爰倭迹々姫命以見。而悔之急居。則箸撞陰而薨。乃葬於大市。故時人号其墓謂箸墓也。

此一段は。古事記の三輪山の話。また丹塗矢の記事。姓氏録なる大神朝臣の事實ともに。相類たる事多し。みち此大神に係たるは。一事の二になれるもあるへく。二を一に語傳へたるもありぬへけれど。共よ上古よりの傳説なれば。今何れを何とも辨まへかたし。又其余の書ともよも。

似たる故事を記せる。彼此あり。因に此に記し出るもあるへし。相合せ
て見へし。○爲大物主神之妻。本に遠迹々日百襲命爲大物主神之妻。と
訓るの誤也。其は百襲姫命を以て。帝より神の妻と爲玉ふ事と。見誤り
たるものなり。さる幾には非也。さて此事を。萬葉注釋に見えたる土佐
國風土記に。倭迹々媛皇女。爲大三輪大神婦。每夜有一壯士。密來曉婦。皇
女思奇。以三綜麻貫針。及壯士之曉去也。以針貫欄。及旦也。看之。唯有
三輪遺器者。故時人稱爲三輪村社名亦然とあるは。此の故事を。記の活
玉依毘賣の事に。混したるなり。此は決く誤なり。記の
故事は下より引へし。○倭迹々姫命。此
より以下三處まで。かく見えたるは。百襲姫と申さへきを略きたるな
り。これを孝元天皇の皇女の。倭迹迹姫命と見るは非なり。また百襲姫
命は。此御世より百歳に多く餘り給ふへけれり。大物主神の御妻と爲坐
けん事。似つかはしからそ。なほ故孝元天皇の皇女なるへし。と云るも

ありぬへけれと。凡て上代の事は。年紀を以云ときは。此と彼と合はさ
る事常なれば。必しも其を執へて。深く疑ふへきに非也。此事は記傳に
も既に辨られたり。なほいはし。神の御妻とさへ爲坐。倭皇女にませは。いか
に老給へりとして。人間の心を以て。うにかくは論ふへた
りかし。○夫を。本よせすと訓るもさることなれど。萬葉の歌にも見
えて古言なりなほ此は記者の語なれり。たと勢と訓てありぬへくおほゆ。ナセと訓るま
もあらし。た比古遲とも訓へし。これも夫を云ふ古言なり。比古は男を云。遲は稱
名なり。記に見えたり。○仰字。集解に傍訓攪入として刪れり。此の實に
然るへし。されと本のまゝにてあるなり。○櫛笥は。櫛を容るる笥なり。
笥は總て物を容る器の名なり。歌などに玉櫛笥とよめり。○心裏密異。信
友校本に裏字一本无とあり集解にも傍訓攪入として刪られたり。○小
蛇。本よコヲロチと訓れたれど。コといふ言いかとあらむ。小字に泥みた
る訓あり。さて表呂智と云と。やゝ大なるを云へければ。記傳に其
ことばは衣紐はか

りとあれば。いと小き蛇なるに。叶ひかたからむか。さらは幣美と訓てありぬへし。へみは小な ○長大は二字をオホキサと記傳に訓れたる宜し。○衣紐。本に紐を細に誤る。今集解信友校本に従て改む。下紐は上帝に對へて。衣の裏紐の義なり。歌などに多くよめり。○叫字。或は叫に作る。紀中通用せれば何れにても有へし。○汝不忍云々。忍とい驚く心を押へて。堪忍るを云。不忍とい堪忍ひかねて。叫啼玉ひしを云なり。さて此御語は。神代紀よ。伊弉册尊の夫神に謂へる御言に。汝已見我情。我復見汝情。時伊弉諾尊亦慙焉。とあるにいとよく似たり。○吾還令差汝吉川本此五字なし。○踐をホと。と訓るは。景行紀に踏石など例あり。神代紀にも。兼野忍踏命などあり。借字なれとも。なほかゝと訓る例あり。 ○御諸山は。三輪山なるよし既に云り。さて御諸山に登まるとあるにて。大物主神と云事の知られたるか。はたこれより前に。御名告ありしにもあるへし。然もと集解に。按三

諸岳。深取大蛇。由此觀之。三諸岳。深取大蛇。爲居。以大物主大神。社所在處。時人以其蛇爲大神。乃謂大神化蛇。蛇視之。事以大蛇也。といひて。此を肥前風土記本に。神曰。蛇子か。蛇禍に違ひし事なと。一に論へるは。神の道。○仰見。集解に仰下原有見字。吉本無。とあり。されど此字ある方まさりたるへし。○急居。記傳云。注よ此云。竟伎于とあるは。言のすわりたる方を以て。注せるものなり。活かしては竟伎事ともよむへし。即中古の物語文などに。都伊草賜ナと云るは。此言なりと云り。言の意は。通証よ。都伎は突也。于與爲通居也。平家談都伊居。野曲都伊立。伊與伎同韻通。急居急起如衝突之狀。故云。とあるはさる言ならんか。今昔物語二十九に。兼非違使をみて。突居たる氣色の怪かりければ。また男房に突居て云々。などもあり。源平盛衰記四十に。其後中將つき立て。正面の東づまを立めくり。うしろの方を見たまへ云々。中將の事。此つき立即此と同じかるへし。さて急居は急き居坐むとあるに。脣を突玉へるあり。○著通證

に古者箸皆用竹。見延喜式。姓氏錄等。箸與橋訓義同。彼此相通之名とあり。○撞陰云々。撞本に撞に作る。信友校本及釋紀集解に依て改むへし。さて此は古事記代神に。天衣織女見驚而。於校衝陰上而死。とある類なり。記傳云。此堯坐しり。他時の事にそありけん。愚思はると所以は。箸の物食時にまそ用る物なれ。此堯坐しは。夜の明るを待て。節筭を聞て見賜へるをりよて。物食キコメを時に非れは。箸を持賜へるへき由なけれはなり。と疑はれしはさる言なれ共。上代の事なれば。必異時の事なりとも定めかたし。○大市は。大和志。城上郡大市郷已廢。箸中村存とあり。此地の事既にも云るか。なほ南都大衆院寺社雜事記と云書に。長祿二年四月條に大市。庄公事物事。百姓等於申入子細之間。不可叶旨仰切了。此子細昨日奉行申入之也。とあるを見れり。其頃までも。大市と云し事知られたり。○箸墓の。記傳に。天武紀に箸陵とみゆ。其地を今も箸中村

と云て。御墓も大道の面つらに。甚大なる冢山にて存なり。箸中は箸之墓の約りたる名と聞ゆとあり。無解ヨも管至子大和。經神本村。過箸中村。道石有圓形之丘。相傳曰。箸墓。無長。樹。建。或。林。耳。と

是墓者日也人作。夜也神作。故運大坂山石而造。則自山至于墓人民相踵。以手遞傳而運焉。時人歌之曰。飲明佐カ珥カ。菟ツ藝カ廼カ煩カ例カ屢カ。伊辭イ務カ邏カ塙カ。多誤タ辭カ珥カ固カ佐カ摩カ。固辭カ众カ氏カ務カ众カ淺カ。

夜也神作。此御墓をしも。神の作り給ふは。大物主神の御妻の御墓なるか故に。其從へ給ふ神等の役ちて。仕奉給へるなりけらし。○大坂山。既に出。○手遞傳の事は。歌の下に云り。爾雅連送也。指。播摩風土記。楯保郡

上阿里條に。立野所_ニ以号_ニ立野者。昔云々連立人衆。運傳上川際作墓山。故号_ニ立野。似たる事あり。又同國明石郡に今千壺と云塚山あり。此は神功皇后の韓國を征ちて歸り玉ひし時。磨坂忍熊玉の。皇后を待取むとして。仲哀天皇の御陵を作ると云なして。淡路嶋の石を運ひて。築たる塚なりと云傳へたり此の事此記に見えたり。其山のさまを見るに。陵の形ちして。疵をぬまた穿居たるか。今も壞残りてあり。其石いとも小きものにて。四五寸より大きなるは見えず。人民の手運傳にはこひしものと見えたり。仲哀天皇の御陵と云事は。詳かならねど。上古にかゝる塚山を。小石以て築たるものとは見えたり。されは此の考征とはなりぬへし。○菟藝廻煩例屢。本に例を削に訛る。今釋紀中臣本熱田本等に據て改む。通証に所_ニ踵登_一也とあり。守部云。此句上下の連きたては。石の_ニ運所_一登を云か如くなれど。前文に自山至_ニ于墓。人民相踵。以手運傳而運。とあるに合ざるに。人民の踵所登。其坂の石群をと。昔人のとりしなるへしと云り。さもあるべし。○伊辭務運塙。多誤辭珥因佐摩。摩本に糜に訛る。今釋紀及吉川本に據て改む。釋紀三條西本に糜とあり。石群と手越に越者なり。守部云。手越とは今世の言に。手くりとも。手とりとも云意にて。夫坂より大市まで。數万の人々の手くりに運傳て運ぶと云りとあり。伊辭務運と。伊波務運との差別は。神代記に云り。延喜本工寮式云。車載蓄材積三万寸云々。大坂石積七千九百二十寸。小石九千寸。讃岐石積六千三百寸。小石七千三百寸云々。各載一兩なり。云事見えたり。○因辭分氏務分茂。將越勝一敗なり。或人云。分茂は後世の可波の意なり。さて分豆はまかあらむと思ふこと。得堪をして。まかし難きをいふ辭なり。万葉集に多く勝字を充たり。本居翁説に。勝は消難行難などの難と同じくして。難き意なり。又加泥と云も通ひて聞ゆと云れたるか如く。ここに運難ハコトからんかは。と云意になるなり。さてかく云るの爲上郡なる大坂より城上郡なる大市まで。其行程の途かなる

に。人民の踵所登。其坂の石群をと。昔人のとりしなるへしと云り。さもあるべし。○伊辭務運塙。多誤辭珥因佐摩。摩本に糜に訛る。今釋紀及吉川本に據て改む。釋紀三條西本に糜とあり。石群と手越に越者なり。守部云。手越とは今世の言に。手くりとも。手とりとも云意にて。夫坂より大市まで。數万の人々の手くりに運傳て運ぶと云りとあり。伊辭務運と。伊波務運との差別は。神代記に云り。延喜本工寮式云。車載蓄材積三万寸云々。大坂石積七千九百二十寸。小石九千寸。讃岐石積六千三百寸。小石七千三百寸云々。各載一兩なり。云事見えたり。○因辭分氏務分茂。將越勝一敗なり。或人云。分茂は後世の可波の意なり。さて分豆はまかあらむと思ふこと。得堪をして。まかし難きをいふ辭なり。万葉集に多く勝字を充たり。本居翁説に。勝は消難行難などの難と同じくして。難き意なり。又加泥と云も通ひて聞ゆと云れたるか如く。ここに運難ハコトからんかは。と云意になるなり。さてかく云るの爲上郡なる大坂より城上郡なる大市まで。其行程の途かなる

と。又其あまたの石を運ぶ事の。容易からぬに付ていへるなり。一首の
意は。世に希見き御墓なれば。我もくくと。助よ来る人の。かくもあまた
集ふものか。其道は速く輒からぬあきなれど。此八万の人の手くりよせ
り。いかよかの坂の石多からんとも。運ひ難からぬやはとなり。と云り。

冬十月乙卯朔。詔群臣曰。今返者悉伏誅。畿内無事。唯海
外荒俗。騷動未止。其四道將軍等。今忽發之。丙子將軍等
共發路。

返者中臣本吉川本信友校本等反に作る集解も然されど。龜相記にも謀
反に返字を書り。されりことも誤にはあらざ。二字古書にの通し用たり。
○海外荒俗記傳云。此は海外とあるはいかゞ。四道みな海外にはあらざ
と云り。さる事なり。畿内に對へて畿外の意も見るへし。されは訓も記傳

古紀勿讀言。同なり。○騷動。景行紀に騷動。宣辭。野田記に讀を推
他に未見當らま。此は登與牟と云言をかくも活用せしものと見ゆ。○忽
發。忽字信友校本通証一本とも急に作る。其方をまさりたるへき。
仁德紀。○丙子。二十二日也。○共發路。記云。故大毘古命者。隨先命而罷
行高志國。爾自東方。所達建沼河別與。其父大毘古。共往過于相津云々。
とのみありて。四道將軍の事は。こゝに漏されたり。

十一年。夏四月壬子朔己卯。四道將軍以平戎夷之狀奏焉。
是歲異俗多。歸國內安寧。

己卯。二十八日也。○平戎夷之狀奏。記云。是以各和。平所達之國。政而獲
奏。とあり。此は記傳にも云れたる如く。四道將軍此月同日に。復命とあり

る少しいかくなり。○異俗多歸。異國人の來來してとは。此までもありぬへけれど。此は前年大物主神の御論に。以吾兒大田々根子。令祭吾養。則立平矣。亦有海外之國。自當歸伏。と詔へる其驗ありて。多に歸化せしなり。此事史書に見えたるは。姓氏錄左京皇別吉、田、連の譜に。崇神天皇の御代。任那國奏曰。臣國東北三巴汶地。上巴汶。中巴汶。下巴汶。地方三百里。土地人民亦富饒。與新羅國相爭。巴汶地は。羅林天皇七年に。六月百濟國別奏。伴波國略奪臣國巴汶之地云々に見えたり。彼此不能攝治。兵戈相尋。民不聊止。臣請將軍令治此地。即為貴國之部也。天皇大悅。勅群卿令奏應遣之人。卿等奏曰。我國革命孫。我國革命孫。是孝昭天皇第五世。塩乘津彦命頭上有鬚三岐。如松樹。樹高其長五寸。力過眾人。性亦勇悍也。天皇令塩乘津彦命遣奉勅而鎮守。彼俗稱。宰為吉。此吉はオチは。是神也。故謂其苗裔為吉氏云々。神龜元年賜吉、田、連、姓云々。と見えたる。此記には漏されたれど。必此に異俗多歸とあれば。海

年頃の事なるへき事疑なし。なほ次の十二年の下に。異俗重譯來。海外既歸化。とあるをも思ふへし。さるは此より後。六十五年紀に。七月任那國遣蘇那島叱知令朝貢云々とあるは。かの宰を置れたるより。後の事なるは。よく事情を考て知へし。

十二年。春三月丁丑朔丁亥。詔曰。朕初承天位。獲保宗廟。明有所蔽。德不能綏。是以陰陽謬錯。寒暑失序。疾病多起。百姓蒙災。然今解罪改過。敷禮神祇。亦垂教而綏荒俗。舉兵以討不服。是以官無廢事。下無逸民。教化流行。衆庶樂業。異俗重譯來。海外既歸化。宜當此時更校人民。令知長幼之次第。及課役之先後焉。

丁亥十一日。○詔曰。本_レ曰字脱たるを。信友校本にみるに據て補ふ。集
 解にも補はれたり。○天位は。高御座ノツキテと訓へし。本の訓にては
 言足らず。○宗廟。本_レクニイヘ社宗知と訓めれども。アメノシタと訓
 へし。○重譯。古事記序に。重譯之貢云云。言語の通えぬ遠き國々なる
 か故に。譯を重ねるなり。通證に。乎佐本韓國方言。欽明紀所謂曰佐是也。
 一説漢語鈔。茂乎佐。蓋取往來通事之意而名之。とあり一説の方はい
 ○更按人民。更とは此まで調役の事もありしなれとも。上代のまことに
 いとも村ムラらかに。其制も具はらさうしかは。此時に當りて。人民を校へ。
 更めて調役の法を立給はむとなり。校とい戸別の人員を改め。土地田數
 を量りて。其高に應へて。役を充るつもりなどの事なり。○令知。本令を
 合に誤る。今考本_レ據て改。○長幼之次第は。或説に。子等數多持る中に
 ても。壯年幼弱の差別を立つるなり。と云へれといか。此は按ふに。令

制に正丁次丁中男の差別ありて。正丁とは男の年二十一より。六十まで
 なるを云。次丁とい六十より。六十五までなるを云。殘疾病ある者とを云。
 中男は十七より二十までなるを云ふ。さて賦役令に依るに。正丁一人に。
 縮施八尺五寸。六丁成足云々。次丁二人中男四人。並准正丁一人云々。
 など云事ありて。年度に就て。調物の次第あり。故今其を定玉ふなるへ
 し。さるり令の如く。細かにこそあらねども。次丁と云ふは。令より男の
 年十五六より。二十頃までを幼と定め。二十一頃より。六十頃までを長
 と定めて。其差は依て。調物を出さしめ。課役も使ひ玉ひしものある
 へし。○課役之先後。先後と云事心得かたきを。或注に。万事公役の勤方。
 一番二番を分つまとなり。と云るりさもあらむか。さらは豫て番号を定
 めおきて。一番は先に。二番は後にとやうに。役を序次を知らしめ。且つ
 年内は何日とやうに。其日數をも定められしなるへし。令の制も。さ

るさまなることは見えたり。なほ課役の事は。次ふいふへし。

秋九月甲戌朔己丑。始校人民。更科調役。此謂男之弓弭調。女之手末調也。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

甲戌朔。本云甲辰とあるは誤れり。今集解信友校本に據て改む。○己丑。十六日なり。始の事は次に云。○調役は調と役となり。本にツキエと云。ツキエダチと訓へし。記傳云。調は美都岐と訓む。遠飛鳥宮の段には。御調と書り。書紀に調又賦なり。みな美都岐母能と訓。記に調物ともあり。朝貢また備貢職などを。美都岐多豆麻都流と訓り。さて美都岐といふ名義は。美は御。都岐は都具を賸言になしたるよて。御供給なり。給は相も。供也とも。賸也とも。注せり。此字常にはマアと訓て。上より下に賜ふ事のみと心得れり。然のみにはあらず。されは俗言に人

に物を看給と云。都具と同言にて。都具は續くる意なれば。御調と云は。公に用玉ふ諸の物を。下より供給奉る意の名なり。美を看て。都岐とのも十八の哥にも。万調とよみ。此の訓にも見え。給遣。美調調を。月の衣に云かけてよめる哥もあり。さて朝廷に貢る物は。諸物みな美都岐にて。田租も美都岐の内なれども。常には田租の外に。貢る種々物を美都岐とは云り。此も然なり。さて字に調庸賦實本とありて。其別まきはし。其大形を云は。次に云お如し。庸は役と起者の起されは。其日敷にかなへて。代に物を輸るを云。今の御制に。一日の代布二尺六寸つゝなり。庸布と云物は是なり。賦貢は賦と同意なから。其物を賦ること多くいへり。さて上代の調の御制は如何ありけむ。細なる事ハ知りかたし。孝徳紀に。大化二年正月甲子朔。宣改新之詔。曰云々。其四曰罷舊賦役。而行田之調。凡絹絁繒綿。並隨鄉土所出。田一丁絹一丈。絁二丈。布四丈。繒綿均也。諸處不見。別収戸別之調。一戸貫布一丈二尺。凡調副物。益贖亦隨鄉土所出云々。右文を考ふへし。本書を考ふへし。秋八月庚申朔癸酉詔曰。凡調賦者可收男身調。此は正月別に定められたる。田之調戸別の調を改めたる。

男身調_一定めらるへし。さて賦役令に。凡調縮施絲綿布。並隨_二郷土所出_一。正丁一人縮施八尺五寸。六丁成_二足_一。絲八兩。綿一斤。布二丈六尺。並二丁成_二約屯_一。端若輪_二雜物_一者云々。次丁二人。中男四人。並准_二正丁一人_一。其調副物正丁一人云々。京及畿内皆正丁一人。調布一丈三尺。次丁二人。中男四人。各同一正丁。右の種々物を。一入別に皆輪には非ず。或は縮或は布。何れも其土一色目は。主計式と委見えたり。なほ調の事。賦役令民部式主計式などに委見えたり。考見へし。とあり。さて役は賦役令に。凡正丁歳役十日。次丁二人同一正丁とあり。なほ委しき事は。令を見て知るへし。延陀知は。役立なり。延は役の音には非ず。延の言義詳ならず。陀知は。民の其事に發赴くを云。本よりの古言なり。○男之弓珥調。本に弓字なし。今信友校本。集解本及古語拾遺に據て補へり。次の手末調に對へて。必あるべき字なり。記には弓端とあり。記傳云。此に弓端之調と云は。弓以て射獲たる獸の内。又其皮などの類を貢ると云り。上代には。常に獸肉を食し。又其皮を衣袴などにせしことも多かりし故に。其を主として如此は云るなり。彼仁德紀の佐伯部。免_二鹿野_一の鹿を。芭_二苴_一に献りしことなど思ひ合す用_二鹿皮鹿角布等_一此縁也。と云り。然るに。今式のころに至りては。凡て獸を用ゐられしこと。や。絲なりと見え。調の雜物の中にも。然る物は見えす。副物の中。猪脂三合。鹿一合五分。鹿角一頭。鳥羽一隻。また諸國の貢献物の中。皮。雉羽。毛など。見えたるのみなり。主計式には。大鹿皮一張。小鹿皮二張。鹿角餅。雉脂。鹿脂。猪膏。但男の調。上代にも弓を以て獲る物のみよ限らざりけめども。女の手末と云に對へて。かく云るは。言の文なり。と云り。○女之手末調。多奈須惠の事は。神代紀に云り。記傳云。手末之調は。女の手して造れる物にて。縮布などの類を貢るを云り。姓氏録に。調首。百織也云々。弘計天皇御世。蘇我氏。凡て手してとることを。手末と云。雄略紀に手末才伎とあるも。手さきにて物を造る工匠を云り。さて右の孝徳紀及令に依れり。調を貢るは男のみこそあれ。女は貢ることなけれとも。女の手して造れる物を。女の調とは云るか。神功紀に新羅王が毎年貢男女

手して造れる物を。女の調とは云るか。神功紀に新羅王が毎年貢男女

之調と白せるも。然聞ゆれぬなり。此は新羅王の貢る調は。彼國され
 と。又男のみ貢るは。後の御制にて。凡て孝徳神世。又令などの制は。多く
 上代には。女も貢りしよもやあらむ。決て云がたし。さて上代の語は。
 凡て如此ることに文をなして。弓端之手末之など。語り傳へたるは。
 いともめてたく。雅たる物なりかし。と云り。こゝに池邊真榛云。男弭之
 調。女手末之調を。傳に。此はたゞ弓とのみ云てあるへきを。弓端と云る
 は言の文なり。と云れたるは。稽しからずして。弓弭の意にもたかへり。
 此を弓と云はて。弓末の弭をしもとり出たるは。手末之調と相對へたる
 ものにて。譬へは十分の物を。一分といふ意にして。弓の全体の弭はか
 りの調なり。此を思ひて。上古の英制を仰ぐべく。尊むべきなり。同じものめ
こゝよてあれは。奇詠のどり玉はす。たの弓の全言の文のみならんや。
 身の中の弭はかりを。貢れとの神令なりけん。また手末之調の。女の織姫の職を云るにて。紀に百濟所獻手末才伎。ま

た吳所獻手末才伎。などみえて。平言なれども。上の弭の語と相對へは。
 此も手末微調と云調勢になりて。平言を免たり。織姫は手末にてものす
にては。手の爪はかりの調されぬ男女二ながら。甚微少き調と云ふ語とは
といふに。自ら轉りたり。思ふへきなり。と云れたるは。めつらかにいおほゆれと。なほよく考へ
 し。さて記よは。初令貢云々とあり。記傳云。初とは。初めて其制を立た
 まへるを云なるべし。きはやかに定まれることとあらざらめ。身のほ
 どほどに。御調貢ることは。既く是より先の御代々々にも。必あるへき
 事なればあり。此文に當此時更校人民云々。始校人民更科調役。
始校と云。更科と云るは。まこと然ととある。此よ始とは校人民に
ありけん。初科するよは。非るよしなり。係て云るも。委曲なるさまなるへき。とあり○是以天神地祇云々。天下
 大平矣。記云。爾天下大平。人民富榮云々。○御肇國天皇。紀に故稱其御
 世。謂所初國之御真木。天皇也とあり。さて舊訓に。ハツクニシラス

とあるを。シテシ、と訓改めつる。記傳に。此稱辭は。後の御世に至て申せし言なるへし。其御世と云ひ。又大御名をも申せるなど。當御世に申せる物との聞えされはなり。故所知を斯羅志斯と訓へきなりと。云れたるに依れるなり。このこと。神武紀。さて波都久邇とは。初めて食國とされる國と云むか如し。記傳云。此師の神武天皇を如此稱申して。更に此にもかく申せる故り。是より先にはいまた。服はさりし遠の國々まで。初て皇化のゆきたらはして。天下悉く太平ぬる御世なればあり。と云れしかことし。と云れたるさることにて。是れはあらず。此に摩國と書き。記また出雲風土記にも。初國と書るよく適當なり。然るを神武紀よ。始取天下之天皇。孝德紀に始治國皇祖之時と書る。漢文のさまなり。さる意には非ず。或人はこゝの御聲をも。摩國の例置ならん。云れは非事なり。

十七年。秋七月丙子朔。詔曰。船者天下之要用也。今海邊

之民由無船。以其苦步運。其令諸國。俾造船。冬十月始造船。

要用。訓本にムワツモノとあるは誤なり。永正本にム子ツモノとあるそ宜しき。景行紀に。楳梁之臣を。ム子トルマチキミ。ム子トルは。ムなどあるム子に同じく。肝要たる具の上しなるへし。○無船は船の少きを云。○始造船。始とはあれとも。神武紀にも既に見えたれ。此は造る事の始にはあらず。令諸國て造らしむることの始なり。さて大日本史此天皇紀に。按皇代紀年代略記曆代皇紀盡觴鈔。並曰十四年丁酉。伊豆國獻巨船。歷代皇紀又曰。帝世始名人民。製衣冠。造酒酢及橋車。未知何據。附以備考。とあり。

四十八年。春正月己卯朔戊子。天皇勅豐城命活目尊曰。汝

等二子。慈愛共濟。不知曷為嗣。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命。淨沐而祈寐。各得夢也。會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰。自登御諸山。向東而八廻弄槍八廻擊刀。第活目命以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩組四方。逐食粟雀。則天皇相夢謂二子曰。兄則一片向東當治東國。弟是悉臨四方。宜繼朕位。夏四月戊申朔丙寅。立活目尊為皇太子。以豐城命。令治東國。是上毛野君下毛野君等之始祖也。

四十八年。舊事紀には三十八年とあり。誤なり。○戊子。十日也。○淨沐。訓に依るに。沐は浴字の義なるへし。然云。沐は説文に濯髮也と注

せる如くにて。浴の義はなけれとも。此紀にも記にも浴に此字を用ゐたるは。常に沐浴と連ね云からまされつるにべと。記傳にも云り。天皇本紀には沐浴とあり。○御諸山。御字三とあり。三輪山の事なり。此御代の都瑞籬宮三輪村にも。甚近きのみならず。かゝる大事を祈給はむには。大三轮大神を置て。餘に坐神はあらしかし。故此大神の神靈の御夢に見れて。示したまへるものなり。○弄槍。通証に。古事記作矛由氣。倭名抄引漢語抄曰。弄槍和名保古斗利。見雜藝類。聖武紀新羅樂。持槍持弄。俗字見五音類聚。軍防令。用刀弄槍。義解弄者玩也。槍者木。兩頭銳者。即戈之屬とあり。守部云。遣は令遣にて。突遣を云ふ。此物を後世に夜利と名つけたるも即其意也。槍を八廻突遣たまふを云なり。と云り。○擊刀。通証に多知加伎古語也。今云多知守知とあり。記に天迦久神と云かある。其義を解て記傳云。劍を迦久と云は。擊字を書るを以思ふに。劍を振て。物を

切狀を爲せを云なるべし。さて其の其劍を用ひしとせる時。試る意な
 れは。今の神名に由あり。と云れたり。○繩短。短を短に作。繩水戸本に綱
 とあり。古昔は通はして書ることあり。神代上卷端出之繩を。拾遺に日
 御綱ともあり。萬葉に繩延守卷後寸梅花鴨。また墨繩表播倍多留期等久
 など。通はしかけり。また同集三。大伴四繩と云人を。一本には四綱と
 も作り。なほ其外にもあまたあり。○相夢の夢を。吾心の占に合せて説
 なり故後には夢ときとも云り。○夏四月。本に夏字を脱せ。今考本水戸
 本信友校本に據て補。○丙寅十九日也。○令治東國。本に國字脱せり。今
 集解本に補はれしに據れり。舊事記にも此字あり。○上毛野君。和名抄
 に。上野加三とある是なり。但古へにはノをヌと云り。萬葉十四に。可
 美都氣勢とあり。名義字の如くなるべきか。毛は艸木を云。さて此氏の
 東國に功ありしとは。豊城命の御子たる。八綱田命と云るありて。其

子彦秋島王は。景行紀五十五年春二月。以彦秋島王。拜東山道十五國郡
 督。是豊城命之孫也云々。葬於上野國。五十六年秋八月詔御諸列王曰。汝
 父彦秋島王云々。御諸列王承天皇命。且欲成父業。則行治之。早得善政
 云云。其子孫於今在東國。と見えたり。記傳云。國造本紀。上毛野國造。
 瑞籬朝皇子豊城入彦命孫。彦秋島命。初治平東方十二國。爲封武辨云東
は。山東の國十二國を。さて此氏は。應神紀に。荒田別アラタノ巫別カミコトノ仁德紀に竹葉
リ。此事は下に委く云。さて此氏は。應神紀に。荒田別巫別仁德紀に竹葉
 瀬田道。安閑紀に小熊。舒明紀に形名。天智紀に推子。天武紀に三千など
 見えて。十三年十一月上毛野君。賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇列上毛野朝
 臣。下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫。多奇波世君之後也。云々また右京
 皇列上毛野朝臣。崇神天皇皇子。豊城入彦命之後也。續紀十八に。天平勝
 寶二年三月。賜田邊史難波等上毛野公姓。又世四に。また同紀。上野
 國佐位郡人に。上野佐位朝臣。姓を賜ひ。續後紀に。同國那波郡人槍前。

公よも。上毛野朝臣を賜。此國造より別れしと見ゆ。また續紀に石上郡君の氏人に。上毛野、坂本、臣を玉ひ。陸奥國人吉彌候部氏人に。上毛野、陸奥公。また上毛野、名取朝臣。上毛野、鞍山公。上毛野、中村公。またハセツカ文部氏より上毛野、陸奥公と云姓を賜ひしこと見えたり。此等も豊城命の御末にそありけむ。○下毛野君。和名抄下野之毛豆。記傳云。國造本紀に下毛野國造。難波高津朝御世。元毛野國分爲上下。豊城命四世孫奈良列。初賜國造。初下。定字。脱たるへし。奈良列は。陸奥氏。吉彌候部。陸奥公。豊城命。初命。六世。孫。奈良。君。とある人と同人あり。但し六世は誤なり。天武紀に。十三年十一月下毛野君賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別下毛野朝臣。崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。續紀に。慶雲四年三月下毛野朝臣古麻呂。請改下毛野朝臣石代姓。爲下毛野。川内朝臣許之。天平神護元年三月。吉彌候、根麻呂等。賜下野公。神護景雲三年三月。陸奥國信夫郡人吉彌候部、廣國に。下毛野、靜屈シヅカ。玉造郡人吉彌候部念丸等七人に。下

毛野俯見公と云姓を賜ひしこと見ゆ。記傳云。靜屈は。靜戸公を誤れるなり。安達郡に靜戸野あり。安達と信夫とは隣。續後紀に承和元年五月に。近江國人志賀忌寸田舍麻呂等四人。賜姓下毛野朝臣。豊城入彦命之苗裔也。七年二月。陸奥國人文部繼成等卅六人。賜姓下毛野陸奥公。十二年九月。下毛野國吉賀郡人大麻績部總持等。改本姓賜下毛野公姓。なとあり。○等之始祖也。本に等字なし。今水戸本に據て補ふ。此に必さある例なり。さて記にも豊木入日子命者。上毛野。下毛野君等之祖也とあり。豊城命の裔は。上件の外にも。姓氏錄に數多見えたり。神名式。下野國河内郡二荒山神社。これを神社考より豊城入彦命と云へり。國人もしかいかめれと。これには説々あり。よく正して載すへし。

六十年。秋七月丙申朔己酉。詔群臣曰。武日照命タケヒナリノミコ。又云。天夷鳥。

從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造、
遠祖武諸隅一書云。一名大母隅也。而使獻。當是時出雲臣之遠祖出雲振
根主于神寶。是往筑紫國而不遇矣。其弟飯入根則被皇命。
以神寶付弟甘美韓日狹與子鷗濡淳。而貢上。

秋七月。信友校本又舊事紀等。此三字春二月と作り誤なり。○己酉。十四
日なり。○武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。此命の神代下に見えたる。
天穗日命の御子。大背飯三熊之大人の御事なり。記には建比良鳥命とも
あり。何れも同じ赴の御名なる事。神代紀注に云り。○從天將來。此命の
天降り坐ること。記紀ともよは見えねども。出雲國造神賀詞に。出雲
臣等我遠祖。天穗日命乎。國体見爾遠時爾云々。已命兒天夷鳥命爾。布
都怒志命乎副天。降遣云云。とありて。御父天穗日命は。天上に留り坐し。

此命を此國土には降坐して。熊野杵築大宮に仕奉り玉ひしと云々。
已に神代紀注に委しく云り。記に。天善比命之子建比良鳥命。此出雲國
造云々等之祖也とあり。ここに天善比命を舉ぎして。此神をしも舉て。
其子孫を出せるは。此國に降り坐て。御裔めればなり。さて記傳云。此御
名武夷鳥とも。天日照とも諸書に有て。何れも比那なるを。此記にのみ
比良とあり。那と良とは横に通音へ。名意は。此神天より降て。邊鄙を平
たまひし功を美て。鄙照と稱しなるへし。照を登理と云る例は。万葉十四
日之照者を。比賀刀禮婆とよ
り。式よ因幡國高草郡天穗日命神社。天日名鳥命神社。出雲國出雲郡阿麻
能比奈等理神社あり。文德實錄に。河内國天夷鳥命神みゆと云り。○將
來神寶云々。祝詞考頭書に。此命始め國平よ天降り給ふ時に。神寶を持
て降り玉ふへきならねは。後に大名持命を祭らむ爲に。天降り玉へる度
のことなるへし。又穗日命は。皇祖神の命ありしかとも。此祭をどら

て。御子日照命を天降して。其事をとらしめ玉ひし事も知られたり。と云れき。さて出雲太神宮は。即杵築大社あり。○矢田部造り。姓氏録攝津神列。矢田部造。伊香色雄命後也。大和。矢田部。饒速日命七世孫。大新河命之後也。矢田部首とあり。もたなとあり。矢田部は。記仁德條に故爲八田。若郎女之御名代。定八田部とあるそれにて。天孫本紀も。矢田皇女難波高津宮御宇天皇。立爲皇后。而不生皇子之。時詔侍臣大別連公。爲皇子女。后号爲氏。便爲氏。造。改。矢田部連公姓とあり。大別連公は。新川大連の子。武諸隅公の子。多遲麻連公の子大別連なり。さて八田皇女の御母は。此物部連氏の女にて。大別連の其弟なれり。其由縁を以てぞ。八田部をば掌らしめ給ひけん。かくて此氏。天武紀十二年九月矢田部造賜姓曰連とあり。和名抄は攝津國八田部。郡八田部也。多遲とあり。○武諸隅の。上に云る如く。伊香色雄命の子。大新川命の一男なり。饒速日命八世孫とあり。天孫本紀に。此連公。磯城瑞籬宮

御宇天皇即位六十年。詔群臣曰。武日照命從天將采神寶。藏于出雲大神宮。是故見焉。則遣矢田部造速祖武諸隅命。使分明檢定獻奏。役命之時。乃爲大連。奉齋神宮。物部騰咋宿禰女清媛爲妻。生一男。とありて。其男即多遲麻大連公なり。○一書云。一名大母隅也。此は一名よはあらそ。一説也。同書に。大母隅連公矢集連は。大新川命の四男にて。武諸隅の弟あり。さて大母隅の。母の下呂を脱したるにもあるへし。また本のまとならり。モロスミと訓むべきなれど。なほいかとなれば。姑く舊訓のままに。モロスミと訓つ。○出雲振根。姓氏録右京神列土師連。天穗日命十二世孫。可美乾飯根命之後也。また攝津土師連。天穗日命十二世孫。飯入根命之後也とあり。さらば振根も。十二世孫ありけり。○主于神寶本主字至よ作る。惟足本考本及釋紀よよりて訂せり。○飯入根。名義未詳。○甘美韓日秋。甘美は美稱。韓日は乾飯の字の義か。姓氏録には韓日根と

あり。同人なり。○鷓鴣淳。國造本紀に。瑞籙朝以天穗日命十一世孫
 一は三の誤なり。次なる右京神別の二も同じ誤あり。さるは此人の父神日
 狹を。右京神別土師宿禰條よ。十二世孫とし。また水飯入根を攝津神別日
 總日命十二世孫と。あるを以て。此人の宇迦都久怒定賜國造。姓氏錄。右京
 十三世なるを知るへき。正しき證なり。宇迦都久怒命。賜國造。姓氏錄。右京
 神別出雲臣。神門臣。天穗日命十二世孫。鷓鴣淳命之後也。などあり。さて
 此に子鷓鴣淳とあるは。飯入根の子とせる傳なるへけれど。其は誤にて。
 此鷓鴣淳は可美韓飯狹の子なり。其よしは姓氏錄右京なる。土師宿禰。
 管原朝臣。秋篠朝臣。大枝朝臣等を。乾飯根命の後とあるよ。鷓鴣淳をも
 國造系圖よ。氏祖命。亦名宇賀都久怒命。出雲臣土師連。管原秋篠大枝神
 門等氏祖。とあるよて。彌明らけし。通證に。鷓鴣淳を。今千家北島即此鷓
 氏錄攝津に。土師連。天穗日命十二世孫飯入根命之後也。とあるは誤なり。同
 し兄弟にて。共よ土師の祖なるへきよしをし。韓飯根の土師祖なること。正
 しき證多あるからよは。飯入根の方は誤なること。云まて
 もあらず。此人は子もなかりしよやありけん。詳ならず。

既而出雲振根從筑紫還來之。聞神寶獻于朝庭責其弟飯入

根曰。數日當侍。何恐之乎。輒許神寶。是以既經年月。猶懷
 忿恨。有殺弟之志。仍欺弟曰。頃者於止屋淵。多生葦。願共
 行欲見。弟則隨兄而往之。先是兄竊作木刀形似真刀。當時
 自佩之。弟佩真刀共到淵頭。兄謂弟曰。淵水清冷。願欲共
 游泳。弟從兄言。各解佩刀置淵邊。沐於水中。乃兄先上陸
 取弟真刀自佩。後弟驚而取兄木刀共相擊矣。弟不得拔木
 刀。兄擊弟飯入根而殺之。故時人歌之曰。柳句毛多菟。伊
 頭毛多鷓鴣流餓。波鷓鴣流多知。菟頭邏佐波磨枳。佐微那辭珥
 阿波禮。

怨恨。本に恨怨とあり。今集解に原倒。據古本改とあるに従ふ。○仍欺
 第。本に仍字なし。今並河本。熱田本。集解及釋紀に従て補つ。○止屋淵。出
 雲風土記に。神門郡塩冶郷。本字止屋。郡家東北六里。阿遲須積高日子命
 御子。塩冶昆古能命坐之。故云止屋。神龜三年改字塩冶。神名式に。神門
 郡塩冶神社。塩冶比古神社。風土記に夜半夜社と作り。本にヤミヤと訓め
 りてエンヤと云り。淵は今知りかたし。○葦。釋紀玉篇云。葦葦水草叢
 生水中。葉圓。在莖端。長短隨水深淺。江東食なると葦字に就たる注なり。
 古は水草を總て毛と云り。多くは藻字を書たり。與津藻邊津藻川藻玉藻
 なとも云り。次に玉葦とある即それなり。下文葦此云毛の訓也。
 こゝよ入へまあり。○欬見。
 欬字傍訓攪入と。集解に云り。○第則隨。本に第字脱したり。今考本に依
 て補ふ。水戸本には則字下にある。考本の方まされり。○先是云云。此以
 下記に。倭建命の出雲國よ入坐て。出雲建を殺さむと欬玉ひし時の事

とせり。いたく異なり。○竊作木刀。記には竊以赤橋作詐刀とあり。和
 名抄標子以知比。字鏡に。杞また標を一比の木とあり。記傳云。今も伊
 知比と云。伊知加志とも云て。檀の類なりと云り。本刀。本にヤチと訓め
 れとも。記傳の訓は従つ。
 ○常時自佩。當字信友校本に无し。集解にも。古本に據て削れり。○欬共
 遊泳。集解に泳を泳字誤として改めたり。されど記にも。共泳肥河とあ
 り。上にも云る如くなれば。輒く改めかたし。次なる泳於水中の泳も同
 し。○取第真刀自佩。記には爾倭建命自河先上。取佩出雲建之解置横刀。
 而詔為易刀。故後云々とあり。されど此にはさる詞もなく。後第驚とあ
 れり。第を欺きて。真刀に替しなりけり。○共相擊。記には於是倭建命詔
 云。伊耆合刀云々とあり。記傳に云。そもく上代に刀易とて爲しまと
 は。たゞに刀を取交て。佩はかりに非て。其刀を合せ試る態の有しな
 るべし。若然らば。今ゆくりなく。如是は詔ふまじければなり。此は刀
 易は

定まれば態なればおと。如此は頼ひけぬ。且たきて其刀合せの委曲き状は。取交て佩むのみは。河のためともなし。如何爲しよとならむ。今知かたしと云れたり。此も其意に見たらむに叶ふべし。○時人歌之曰。記には倭建命の御歌とせり。○椰勾毛多菟。此句神代紀に注しつ。記には夜都米佐須とあり。記傳云。八都雲刺にて。八雲立と同じ。さて夜久毛を。夜都久毛と云る。万葉よ八世を夜都世とよめると同例なり。其餘八峯を夜都表と云なとも同じ。續紀十一に。歌曲の名に。八裳刺曲と云あり。まれも同じ。八雲立曲と云意の名と聞ゆれば。夜都毛佐須夫理と訓て。夜都米と相照して。共よ夜都久毛の切れるなることを知へし。さて久毛の毛を米と云るは。もとより通音なる中に。雲は殊に久米とも云へし。上卷豊雲野神の下にも云る如く。久毛と許母理と。本同言なれば。籠の意にて久米とも云べし。雲は物を覆ひ籠る物なればなり。さて立を刺と云。師の物の立昇るを。刺昇るとも常に云

あり。と云れたるか如し。万葉三に。八雲刺出雲兒等ともあり。○伊頭毛多鷄流鱗。出雲梟帥かなり。梟帥の事既に云る如く。一人の稱よはあらねども。時人か出雲臣の兄弟を。出雲梟帥と云しまとに詠るなり。こゝにては。飯入根を指て云なり。神名帳に。大和國山邊郡出雲建雄神社と云あり。○波鷄流多知。所佩劍あり。かの木刀を云。○菟頭羅佐波磨枳。記傳云。契冲黑葛多纏なり。黑葛を以て多く柄を纏なりと云り。但し柄のみならず。鞘をも纏るを云なるへし。都豆良は。延喜式などに黑葛と書り。和名抄類に。馬鞭艸は和名久末豆々良とあるは。別に一種なるへし。万葉十四に波麻都豆良。又安蘇夜麻都豆良。古今集續に。梓弓引野。つら。宇津保物語卷に。青つらら大きな籠よくみて云々。拾遺集に。物名に野を見れば春めきにけり。青つらら籠にやくまふし。若菜都むへく。今も此物を以て。祖たる大。書紀釋に。上古以葛纏大刀と云り。さて

多てふことは。佐波爾佐波那理などのみ用ゐて。ただ佐波とのみ云る例は。をさく見あたらざれども。此の佐波は。他言とは聞えそ。多にの意なるへし。さて此句の。此刀のたゞ柄鞘に。黒葛を多く纏たる。表方の飴のみあることを云るなり。○佐波那辭耳阿波禮。通証に。無劍可伶也。劍謂劍也。推古紀句禮能摩差比。神代紀韓劍之劍。神武紀化爲劍持之神とあり。こは契沖か説ふべれるなり。劍の事は。神代紀の注に云り。眞身と云るよし。記傳云。阿波禮とは。此黒葛を巻たるを。木刀とも知らず。相撃て殺されたるを。時人のあはれむなりと云り。時人とい。書紀に就て注せる故に云り。記と傳の異なるなり。今此を比へて思ふに。末二句のさま。時人のよめりとせる方。優りて聞ゆ。と云り。

於是甘美韓日狹鷓瀍淳。參向朝廷。曲奏其狀。則遣吉備津

彦與武渟河別。以誅出雲振振。故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。時丹波水上人名水香戸邊。啓于皇太子活目尊曰。已子有小兒。而自然言之。玉萎鎮石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶御寶主。山河之水泳御魂。靜挂。甘美御神底寶御寶主也。是非似小兒之言。若有託言乎。於是太子奏于天皇。則勅之使祭。

於是甘美韓日狹鷓瀍淳參向云々。上より引る國造本紀に。出雲國造瑞羅朝云々宇都迎久悠。定賜國造とありて。鷓瀍淳の國造となりしは。此神代の事なるか。そは何時の頃ならむと考ふるに。粟田寬説に。鷓瀍淳の此の時神寶を獻れし。忠誠なる心はへを喜し玉ひて。國造とせられしなる

へし。と云れたるは、然る説あり。なほ懸接あり。これより前、神賢を
 貢上りしは。其父甘美韓日根に屬て參上りしかは。其父を聞きて。其子
 を國造と爲し玉ふべきよしなきか如し。其上伯父の飯入根の命にて。此
 時參上れりしを。さらは其時の事にはあらて。其後程經て。韓日根の
 死後などよや。鸕鷀渟とは國造には。定めさせ給ひしものとそねもはる
 る。さらは國造になさせ玉ひしは。遠く後のことにて。此時は兩人暫時
 帝京に滯留り在て。さて吉備津彦と。武渟河列とを遣はして。出雲振根
 を誅ひ玉ひし後。程經て。此兩人は國に還りけん。なほ思ふに。次に故
 出雲臣等。畏是事不祭大神而有間。とあるも。振根が誅はれし後も。暫
 時の間。兩人は未都に在り。國に同族の臣等を總括て。政執る者もな
 かりしより。大神の御祭も。漸類廢しさまにそなり行けむ。若此時兩人
 國に在りなましかは。何てかよる事のありぬべき。然る其時代の形勢を

思ひ違りて。考ふべきものそかし。さて畏此事とは。振根が殺されたる
 を驚見て。神勳を憐みたるを云。○丹波氷上入。和名抄丹波國氷上郡あ
 り。式に同國桑田郡出雲神社。此時の所由に因てや齋祭り始めけむ。帳
 考に。和銅元年被立社壇云云。とあると勸請の始にはあらじ。○氷香戸
 邊。氷上に因れる名か。詳ならず。戸邊は男の稱名にも云ること。既に
 云りき。○啓。公式令に。三后皇太子に啓と云るよし詳なり。されど詞に
 は何れも申あり。○玉葉鎮石出雲人祭。此以下總て玉葉間に出たる。本
 居翁の訓によれり。且其辭も。同書に説るまゝを記して。末、重胤の説
 をも舉たり。訓も同氏のい。本居翁云。鎮石は行をゆかし。佩をはかじな
 といふ格にて。志豆伎を延へたる詞にて。玉葉沈タマハシき嚴藻イソモといふ意につ
 きたる。出雲の序なり。嚴は清らかなる意にて。水底ミヅソコにまつく玉葉の。清
 らかなるよしなり。と云り飛鳥井雅澄は玉葉沈著ツツガレなり。總類は水底ミヅソコ沈

著て。生るものなれりなりと云ふ。此方まざるへし。○真種之甘美鏡押
 羽振。又云。真種の意は未考得也。押羽振とは。鏡を押振り舉て。祭れと
 云事なり。武卿云。種は住の誤か。さらは真住之甘美鏡にて。鏡を覆たる
 辭とをへし。真澄鏡の意なり。○甘美御神底寶御寶主。又云。底寶ハ寶の
 至極と云なり。物の至り極まる處を底と云。甘美は底へ係れる御神には
 係らも。御寶主は寶の主人にて。司長の上しなり。これみな鏡を覆稱へ
 たる詞なり。武卿云底寶の解いかさあり。此は次は山河之水泳御魂。○山
 とあるか如く。水底ハ寶の沈ゆるを。底寶といへるなり。○山
 河之水泳御魂靜掛。泳を本に泳に誤る。今信友校本に因て改む。本居翁云。
 御魂は御玉にて。山川の底なる玉をいふ。靜掛とは。鎮掛て祭れとなり。
 と云り。萬葉十一水泳玉爾接有磯貝之。獨戀耳年者經管。水泳玉の例なり。
 ○甘美御神底寶御寶主也。又云。甘美御神云々は。鏡と同じく。玉を覆め
 稱へたるなり。さへての意は。神寶の至極長なる鏡と玉とを以て。出雲

臣これを祭るへし。と云。己上玉勝 間四奏。○次に重胤の説を出さ。其訓はタマ
 モシツカシ。イツモヒトノマツル。マタ子ノウマシカハミ。一段。○オシハ
 フル。ウマシミカミノ。ソコタカラ。ミタカラヌシ。二段。○ヤマカハノ。ミク
 ハミタマ。シツメカケヨ。三段。○ウマシカミノ。ソコタカラミタカラヌ
 シ。四段。○玉葦鎮石は。鏡の玉葦の如く。沈たるなり。出雲人祭るとよむ
 べし。其真種之甘美鏡也。押羽振は。水底に放れたるなり。甘美御神、底寶
 御寶主ハ。その鏡の止事なき寶あることを。示したまへり。山河之水泳
 御魂ハ。さきの玉葦鎮石に應ぞ。靜掛ハ。それを水中より取上げ。神殿
 に掛て靜奉れとなり。甘美御神底寶御寶主とは。くろかへしそのよし
 を宣ふなり。言さくなく意ふかし。文章の照應よて見へし。このこと玉
 勝間四巻にもあれども。くたくしきのみよて意通せき。とあり。今接
 比。重胤の説の方總かにきこえたり。且玉勝間に鏡と玉と二種なり。と

云れしは信かたし。これらなやよく考へし。○非似小兒之言。訓ノラス
ニアラズと訓るは非なり。

六十二年。秋七月乙卯朔丙辰。詔曰農天下之大本也。民
所恃以生也。今河内狭山埴田水少。是以其國百姓怠於農
事其多開池溝。以寬民業。冬十月。造依網池十一月。作刈
坂池反折池。一云天皇居桑間
宮造是三池也

丙辰二日。○農を奈利波比と訓り。古は佃る業を打任せて奈利と云り。
その成就の幾にて。五穀の成就へきまに。勞くより云ふ名あるへし。國
作を國生と云るに等し。後に産業を奈利と云るり。産業のものは。昔と
佃よあれば。轉し云るものなるへし。かく轉し云も。万葉の歌などに見

えて。古きことなり。さて波比は。其状を云辭なり。種波比氣波比福波比な
との類なり。本は次に重胤の
説を引て云り。○狭山。記に玉垣宮段に印色入日子命作狭
山池と云ことありて。記傳に。和名抄に。河内國丹比郡狭山佐也。辨あ
り。今も丹南郡。廣き邑なり。神名張に狭山神社もあり。記に狭山池を作
れることあるへきよ。無は漏たるか。又垂仁巻にも。此池のこと見えど。
續紀に。天平四年十二月癸亥河内國丹比郡狭山池此は別池
なるへし。天平寶字六年
四月。河内國狭山池隄決。以軍功八万三千人修造。と見え。神名帳に。同
郡狭山堤神社。大月次
新嘗とあり。此に此池の堤を守り坐ために。祭れる神
にやあらむ。此社。今も池
の南にあり。堀川院後百首に。春深き狭山の池のねぬはの。
くるしけもなく蛙鳴なり。河内志に。丹南郡狭山池。在狭山村。錦部郡天
野小山田二溪。濬于此為池。周廻一里許云々。永祿中安見美作守者重
修。慶長中片桐東市正因加修補と云り。今もかくれなく。甚大なる池な

り。とあり。○埴田水少。神代紀にも天埴田埴田はの名あり。土性も因て負へる名か。通証に。今作半田半田爲村名とあり。さて按ふに。狭山の田地。水少か故に。多く池溝を開とあれり。必狭山池は。此時より作り玉へる事明らかし。の部あるは狭山埴田云々。記傳に漏たるかと云れたるは。さることなり。さて印色入日子命の。作狭山池とあるは。なほ其池を作り廣められたるなどにもあるべし。かゝる例は他にもあり。○池溝溝を宇奈傳と訓る。垂仁紀神功紀等にもあり。八雲御抄に。宇奈傳は溝の名也とあり。名義は井之手なりと。重胤云り。井は水を縦横より引るよ附て云。漢籍に。溝溝也。縦横相交溝也とあり。手は道なり。繩手曲之手などの手に同じく。井筋の道なり。○以寛氏業。重胤云。此詔は。神代に天照大神喜之曰。是物者。則顯見養生可食而活之也。乃云々とある。御政を受繼せ給へる者にして。いと尊き御言になむ有ける。農をも業をも。那

理波比と云は。上古は貴賤共よ。田を佃るを以て。常の産業と爲るか故に。天皇を除ては。皇子等と雖オホミタカラ。公民と申事。古事記玉垣宮段に所見たり。又御民と云も。天皇の大御田を賜りて。耕れる者なるが故なり。出雲風土記に。出雲郡美談郷。郡家西北九里二百四十步。所造天下大神御子。和加布都努志命。天地初判之後。天御領田之長仕奉坐之。即彼神坐ニ。故云三太三。神代元年。改字美談。即有正倉と有も。田の長たるを以て。御民とは云るなり。又姓氏録和泉國神別に民直。天穗日命十七世孫若桑足尼之後也と有を。神名式に。其大島郡に。美多彌神社有ナ。右に同じく田長なる謂なり。景行紀にも。或伺農ナリハヒシノキキ業と見え。孝德紀には農月と云ひ。又農作月と云事見え。万葉五に伊幣余可幣利イハヒコノハヒリ。奈利乎斯麻佐ナリハシマサ。十六イハ。荒雄良者。妻子之産業乎オホノコノサマノウツクサノウツクサ。不念呂云々。十八ヨロソツキ。万調。麻都流都マツルツクサ。可佐等。都久里多流。曾能奈里波比乎。安米布良受。日能可佐奈禮波。宇惠之田毛。麻

吉之波多氣毛。云々と有る。此歌にては。殊に農作の事を。奈里波比と云
 意知られたり。又靈異記にも。不能營農。令懈産業とある産業を奈利
 波比と訓み。又収家營造産業とも所見たり。又遊仙窟に。家業を那利
 波比と訓り。源語類に。阿波禮甚寒しや。今年こそ那里波比にも恃む
 所少く。田舎の往來も思係ねは。甚心細けれと有る。河海抄に。民業。孟
 津抄に。稔農の字を當られて。此如く農事を云るなり。と云れたるは。い
 と詳かなり。なほ紀中別業田宅の字をナリトコロと訓る。共に農作を
 言む爲に設けたる宅の由なることなとも云れたり。
 に云ると引合さへし○依網池の。河内國なり。記傳云。和名抄攝津國
 住吉郡大羅佐美與郷。神名帳に同郡大依羅神社四坐。並名神大月
 次相嘗新嘗又和名
 抄に河内國丹比郡依羅美與佐郷とあり。推古卷。河内國作依網池と見
 ゆ。如此河内と津國と。二の依網あれとも。丹比郡と住吉郡とは相接て。
 大依羅社も依網池も。殊に此二郡界によりて。相近き地なるを以て見れ

の。本は一なりしが。二國に分属たるものなり。池は河内國丹比郡の依
 羅にあるなり。記高津宮段に。作依羅池とあるも同じ。今丹比郡池内村
 と云にあり池な
り。然るを或説には。此御世に作られたるは。推古紀あるとは別にして。今も
 攝津國住吉郡庭井村の邊にあり池これなりと云り。然れとも。其池古の依
 網池なるへきこと。古書に證も見えず。河内國なるは。此彼と証あるは。ま
 ひなし。此御代に作とありて。又高津宮段にも。推古紀にも作とあるは。元
 りある時淺せ崩れなとせしを。後より又更し。修理。明宮段の大御歌に美豆多
 直されたらんをも。作といふべければ。妨なし。明宮段の大御歌に美豆多
 麻流。余佐美能伊氣能葦具比宇知とあるも。此池なりと云り。○荊坂池反
 折池。此二の池。文字何れの本も同じ。或本よ坂折池と書るもあれど。
 記に因てさかしらせしにもあるへければ。輒くは從ひかたし。また政事
 要略五十四に。曆録云。崇神天皇六十二年乙酉七月詔曰。農者天下之本
 也。然恃溝池乃成。宜作池溝。冬十月造依網池。十一月造荊坂池反折池。
 とあるも今と同じ。此二の池詳ならず。記云。是之御世作依網池亦作輕
 之酒折池也とあり。記傳云。輕は境岡宮段に出。或辨云。此記雖池卷
 曲映宮の下に出つ。酒折

池は。此より外に物に見えず。名の例り。倭建命段は酒折宮あり。武辨云。二十八年。折坂は輕坂にて。反折の佐加表理と訓むべきか。若然らば。記も輕之池酒折池なるか。上の池字の脱なるか。又書紀の反字坂の誤か。又一本には及とあるに依時は。武辨云。並河本。折池なれば。記も酒字池の誤ならむか。はた書紀に酒字の脱たるか。左右に。互にまきらうしくて定め難ければ。姑本の隨訓つ。さて玉垣宮段。應神紀。十一万葉三の哥に。輕池見え。又同卷十二卷などに。檉路池と訓るも。輕路の池なりと師の云れし。此輕池を酒折池と云しにやあらむ。別にやあらむ。詳ならざる。と云れたり。通証も未詳。今大滿池大鳥池。俱在秋山管内。擬稱此歟と云るは。萬葉二年六月七日條。河内國司申云云。築國尺度池。秋山池。北池。大破。○桑茨事云々。と云こと見えたり。尺度池。秋山池。北池。大破。○桑間宮。所在詳ならず。万葉六に。住吉乃岩濱之四時美とある。古婆麻久波麻と音通へり。もしくは一處にや。さらば難波なり。

六十五年。秋七月。任那國遣蘇那曷叱知令朝貢也。任那者去筑紫國二千余里。北阻海以在鷄林之西南。

任那國号の義は。垂仁紀に云ふ。此國の事。漢籍に見えたるは。宋書倭傳に。百濟新羅任那秦韓慕韓とあると始とぞ。欽明紀二十三年の下に。一云。總言任那。列言。加羅國。安羅國。斯二岐國。多羅國。卒麻國。古楚國。于佗國。散半下國。乞淦國。給禮國。合十國。とあり。今の朝鮮の慶尚道全羅道の南邊にある國なり。猶次々に云べし。○蘇那曷叱知。集解に。按東國通鑑賀洛國王名或曰居叱彌。或曰坐知。或曰鉗知。或曰鉗知。叱知之字方語可知。とあり。此に依らり。叱知は王族の稱なるへし。○令朝貢也。信友校本に也字一本无とあり。集解は。令字をも削りて。朝上原有。令。貢下有也字。さて此を通證に。外國朝貢之始と云れたれと委しからず。そは信友親に。姓氏

錄左京吉田連の譜。崇神天皇の御代、任那國奏曰。臣國東北有三巴汶巴汶地は。續紀に百濟地。上巴汶。中巴汶。下巴汶。地方三百里。土地人民亦富饒。與新羅國相爭。國別奏。伴波國略。秦臣國。巴汶之地。云々と見えたり。彼此不能攝治。兵戈相尋。民不聊生。臣請將軍令治此地。即為貴國之部也。天皇大悅。勅群卿。令奏應遣之人。卿等奏曰。彦國尊命孫彦國尊命は。孝昭天皇五世の孫。塩垂津彦命。頭上有鬘。三岐如松樹。因号松樹君。其長五尺。力過衆人。性亦勇悍也。天皇令塩垂津彦命遣奉勅而鎮守。彼俗稱宰為吉。此吉はキチと訓べし。本は吉師にて。彼國の官名より出たるなるべし。故謂其苗裔之姓。為吉氏云云。神龜元年賜吉田連姓云々と見たり。此事紀には漏されたれど。十二年紀に異俗重譯米。海外既歸化。とある頃の事なるべきこと疑なし。今年なるは既に彼宰を置れたる後の事。其は此年よりほとなく。六十八年の十二月に天皇崩玉ひ。垂仁天皇の二年に及びて。蘇那島叱知を本郷に歸らしめ玉へること見えたるを思ふべしと云れたる

はけに然る説なるに附て考る。彼十二年の頃より。宰を置れたらんには。今年六十五年まで。凡五十年はかりの間に。朝貢といふまどなくは。えあるましければなり。されど其度々のは漏て傳はらざ。此時の事。かく傳はれるか。始の如く思ひ成さるとなり。此は朝貢の物に見えたる始といふへかりけ。○二千余里。此は後の令の制なる六丁一里を以て。大概は語傳へたりしものなるべし。雜令に。凡度地五尺。為歩三百歩為里。さて本の訓に。フタチ、アマリノミチとありて。言足らはぬか如し。フタチサトアマリノミチと訓べし。さて。村里の數を云る如くよて。いかくなれど。古にかくても通えたりしものと見えて。記の高津宮段ある。枯野と云る船の。燒遣れる材を以て。琴に作りたりしに。其音響七里とあり。此を記傳に。七里は後の制を以て。語傳たるものとせべし。と云れたるも。此の類あり。續後祥二年興福寺僧長歌に。如八十里。城爾芥子拾布。天人波。云々とあるも同じ。此等の里は。村里の里にはあらず。思ふか可からず。是則集。

旅雁をいく千里ある道なればあきことに。雲井の旅を雁のあくらむと
ある千里も里數にて。ことと同じ。○鷄林。即新羅國の事也。此國の事は。
既に神代記出。鷄林と云ふことは。東國通鑑に。新羅脫解王九年春三月。
新羅王得小兒閔知。養以爲子。王夜聞金城而始林間有鷄聲。連明遣瓠公
視之。有金色小積掛樹梢。白鷄鳴於下。瓠公還告。王使人取積。聞之有
小男兒。在其中。姿貌奇偉。王喜謂左右曰。此豈非天祚我以胤乎。名閔
智。々々。鄉言小兒之稱。以其出于金積。姓金氏。有鷄怪。改始林名鷄林。
因以爲國號。とあり。唐書に龍朔三年詔以新羅國爲鷄林といあれども。
鷄林の一名と見えて。なほ其後も。新羅の号を彼國にても用たり。

六十八年。冬十二月戊申朔壬子。崩。時年百二十歳。明年

秋八月甲辰朔甲寅。葬于山邊道上陵。

本に六十八年の上に。天皇踐祚四字あり。今は信友校本に此四字あき
從て削りつ。必後人の攪入なり。かゝる例紀中にあるとあし。さるを
通証に。据前後例。天皇二字當移在崩字上。踐祚二字疑行。と云れ。集解
には。按此文稱繫以天皇踐祚四字。與紀例異。蓋史變文也。など云るり。
みな窮してかゝる説を立たるなり。○壬子五日なり。○百二十歳。記よは
壹佰陸拾捌歳とあり。記傳云。百二十歳とあるに依れば。大御父天皇の
九年に生坐るなり。然るに其二十八年正月立爲皇太子。年十九とあるは。
一年差へり。其年の二十歳にあたり。若又かの十九とあるに依るとき
は。崩年百十九なりとあり。大日本史云。年一百十九。注據本鏡及さて記に。
右の文の次に。戊子年十二月崩。と云七字の細注あり。記傳云。此は皆後
に書かへたる物と。一あたり誰もおもふことなれども。猶無思ふに。是
も甚古き事とを考まはる。其故は何れも其支干年月。舊書紀に記せる

と異なり。たと下巻の最末に至りては。書紀と合へり。若いたく後世の人の所爲ならむに。必書紀の年紀に依てこそ記すべきに。被紀と同じからざるは。必他古書に據ありてのことと見えたればなり。支干年月などは。上代のものは必しも書紀の如きのみにはあらず。そののみ古書とも各異なることあり。されど此注若し世人のならは。たとひ世にさる古書ともその違りては。あ。さて最末に至りては。書紀と合るは。近御世にて詳なれば。何れの書も異ならざりしか故なるべし。又此御世より先の段には。かゝる注なきは。其據れる書に。開元以來。必書紀に依て。神武天皇より。故思ふ。若くは安麻呂朝臣の一書に據て。自書加へられたる物にもあらむか。たとひ彼朝臣には非とも。必古き世の人のまことにてあるべし。と云れたりまことよさる言あり。此支干は據て。近き頃種々の考とも論とも多かれど。何れも推測なれば。ここに記さず。此紀を讀ものは。此紀の支干に據てあるより他な

し。○明年秋八月甲辰朔云々葬。まことにかくありなから。又垂仁紀には元年十月癸卯朔癸丑葬とあり。これ一の傳にかくありしに據られたまひしなるへけれは。何れを誤とも定め論ふべきにあらねとも。かく忽前後の御紀の違へるを。訂し玉さりしは。思ひ漏されたるなり。○甲寅。十一日也。○山邊道上陵。記よは山邊道勾之岡上とあり。記傳云。諸陵式に山邊道上陵。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町南北二町。守戸一畑とあり。又余田墓手白香皇女。在大和國山邊郡。云々無守戸。今山邊道勾岡上陵兼守とあるは。書紀に依て記されたるなり。然るに此よは記の如く。勾岡上陵とあるは。延喜のころも。又景行天皇の御陵も。山邊道上とあり。此は此記も書紀も式も同じ。山邊は。和名抄に大和國山邊夜毎郡とありて。神名式よ山邊御懸坐神社とあり。さて此郡は城上郡の北に隣べり。後撰集に。初瀬へ詣つとて。山邊と云わたりて。伊勢。神枕たひとなりなは山のへに。白雲ならぬ我や宿らむ。更科日

記初編にまうつち道の處に。東に其夜山邊と云處の寺に宿りてなと見大寺云々。石上云々のつき。中書まて山邊と云地のありて。もと其地名より郡名にもなれるあり。さて其山邊と云は。山邊郡の南方より。城上郡へかけて。廣き地名にて。此二の御陵景行神のあたりは。城上郡に属る地あるなり。かの山邊余田基と。此御陵戸に兼守らしむとあるにて。されは。此御陵の山邊も。隣此御陵の山邊郡の境に近きと知られたり。されは。此御陵の山邊も。隣郡にあるの郡名の山邊と。本は一なりけり。さて道勾之岡の岡。道は長谷の方より。山城國の方へ往來を大道にて。此筋。今世に勾之岡といふは。其大道の曲る處に。在故の名なるへし。たゞ山邊。勾之岡とは書すして。道之としも云る處に。在故の名なるへし。るは。此御陵大道の近き邊なりし故なるべし。内書紀に道。上とあるも是故なり。さて勾と名負へる地は。大和國とて御陵の大和志に在澁谷村南。陵畔有冢四と云りとあれど。近き頃諸陵寮にて改正よなりたる陵墓一覽に。此天皇の御陵を。城上郡柳本村とありて。景行天皇のを。同郡澁谷村と爲たり。彼手白香皇女の御墓を。山邊郡中山

村と。同一覽に云へれば。まことに柳本村の方なるへし。既に聖跡圖志。陵墓一隅抄等にも。別所村なるを此天皇のとし。澁谷村なるを。景行天皇のと定めたり。別所村なるを。爾佐牟射山と云り。御陵山と云ことにて。即柳本村のと一つなるへければ。大和志に云る方は。誤なりと定むへし。なほ此事。景行天皇御陵の下に委く云を見よ。

日本書紀通釋卷之二十八

飯田 武 辨 謹 撰

日本書紀卷第六

活目入彥五十秋茅天皇

垂仁天皇

新序善謀曰。漢王垂仁而帝。文選七命曰。其垂仁也。當乎有殷之在。

中五百六十一

活目入彥五十秋茅天皇。御間城入彥五十瓊殖天皇第三子也。母皇后曰御間城姬。大彥命之女也。天皇以御間城天皇二十九年歲次壬子。春正月己亥朔。生於瑞籬宮。生而有岐嶼之姿。及壯。侗儻大度。卒性任真。無所矯飾。天皇

變之引置左右。二十四歲因夢祥以立為皇太子。十八年冬十二月。御間城入彥五十瓊天皇崩。

歲次の事ハ、神武紀の大端に既に云り。○個儻。文選注に卓異也とも。説文に不顯也ともあり。○卒性卒は率とも率ともあり。古書通用の文字なれば。何れにても同じ。さて本の訓に二字をヒトナリとあれど。卒性シラカヒコトナリと訓むへし。○天皇愛之。通証に上當有父字とあるはさる言なれど。かゝる處は。紀中御名と申を例なれり。御間城天皇とあるへきなり。○左右の訓ミナト。下文及清寧紀。其他にも多し。許處の義なり。

○二十四歲。據解云。夢祥在崇神天皇四十八年。天皇以三十九年生。則至四十八年。年二十。未知孰是とあり。

元年春正月己朔戊寅。皇太子即天皇位。冬十月癸卯朔癸丑。葬御間城天皇於山邊道上陵。十一月壬申朔癸酉。尊皇后曰皇太后。是年也太歲壬辰。

戊寅の二日なり○即天皇位。大日本史云。時年四十一。據本書崇神帝二十九年生之文。按水鏡愚管抄皇代紀作四十三誤。とあり。○冬十月云々。崇神紀には。秋八月甲辰朔甲寅葬とありて。こととたかへり。この事既に云。○癸酉十一日。

二年春二月辛未朔己卯。立挾穗姬為皇后。后生譽津別命。生而天皇愛之。常在左右。及壯而不言。冬十月更都於纏向。是謂珠城宮。

己卯は九日なり。○挾穗姬は。孝坐王開化天皇の御子の御子なるよし。既に記

を引て云り。兄王敏德彦王と共下。敏德王に位玉ふよし下に見ゆれ
 其地を御名に負玉へるなり。記に亦名佐波遲比賣とあるも。敏德道
 姫なるへし。さるは姓氏録に。兄王の御名を澤道彦命とあるも。敏德道
 彦なるへけれなり。豊隆公彦坐命男澤道彦命之御也と有り。○譽津別命。此皇子は。記に
 は敏德彦王が謀反せし時。城中よて生れ玉ひしかり。抱かして城外に
 出し玉ひし時。天皇詔其後一言。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答曰。
 今當火燒給城之時。而火中所生。故其御名宜稱本牟智和氣御子と
 あり。記傳云。上には品牟都和氣命とありて。都と智との差あるは。下品
 牟智部とありたり。通音にて智とも都とも傳へたるにやあらむ。御名意
 本は火。牟智は大穴牟遲などの牟遲に同じかるへし。とあり。されど
 此記には。抱王子譽津別命。而入之於兄王稻城とあれば。是より先に生
 れ玉へるなり。さらば譽津には別意有かなほよく考ふへし。○生而永享

本に此二字なし。○愛之引置左右。此皇子を愛し玉ふ状は。記に故率遊其
 御子之状者。在於尾張之相津。二侯楯作二侯小舟。而持上米以浮倭之市
 師池輕池率遊其子など見え。また因其御子。定鳥取部。鳥甘部。品遲部。
 大湯坐若湯坐。などにて。異に愛くたまひしと灼然し。○及壯而不
 言。記云。然是御子八拳鬚。至于心前。真事登波受とあり。記傳云。天智卷
 二。建皇子豈不能語ともあり。事問は物言と云に同じ。万葉に御言不御
 問。また今日太仁母。許等騰比勢武等。許登騰比と云へは。御言に。ななど
 あり。故登騰と濁れり。見ゆ。凡て言を問と云る例。なほ他にもあり。問放るなど云る是なりと云
 り。なほ此皇子の事は。二十三年の下よ出たり。○纏向は。記傳云。神名
 帳に。大和國城土郡卷向坐若御魂神社ある其地なり。朝倉宮段三重姝
 か歌に。麻岐率久能。比志呂能美夜波云々。万葉に卷向之檜原山云々。武
 云。尚あまた御言に。なほ。此外も歌多し。卷向山は。三輪山の東北方に盡入
 たり。今略ひり。

る山なりとあり。記に纏向となく。師米玉垣宮とあり師本と云り
廣き名にて。纏向も其内の地名なり。名義は真米樂にて。真米の生茂れ
るより。負る名なりと云り。師本は上に出。○珠城宮。珠城の地名にはあ
らさ。通説に纏向山西有珠城山とあれども。其城を稱云名あり。城は宮城
なり。は却へり。宮号より出たる山名なり。記傳云。朝倉宮段の歌に。美母呂爾都久夜多
記に玉垣宮とあるも同じ。記傳云。朝倉宮段の歌に。美母呂爾都久夜多
麻加岐。神武卷に玉垣内國とあり。さて此は其を宮号にせられたる
なり。此宮は。帝王編年記に。大和國城上郡今纏向河、北里、西田、中也。と
云り。纏向川穴師川とも云。卷向山より出。大和志に。在穴師村西と云り。
まことと云此あたりなるへし。穴師も古き地にて。式に穴師坐坐兵主、
神社。万葉に卷向之痛足などあり。と云り。

是歲任那人蘇那曷叱智請之。欲歸于國。蓋先皇之世米朝
未還歟。故敷賞蘇那曷叱智。仍賚赤絹一百疋。賜任那王。然

新羅人遮之於道而奪焉。其二國之怨始起於是時也。

蓋先皇之世米朝未還歟。此十字は本文にはあらず。挿入なり削るへし。
集解にも非本文之體。後人かゝる例。神代記なるに姑おきて。皇代記にも
所加。とて削り捨られたり。かゝる例。神代記なるに姑おきて。皇代記にも
猶あまたあれど。それ何れも挿入なり。其は此卷にも。次に遂有諫兒之
情歟。神功紀に。即知天神地祇悉助歟。また百濟記云。職麻那々加比曉
者。蓋是歟也。これは百濟記云とあれば。もと論なきを。此を以て。應神紀
に。若謂輕野後人訛歟。履中紀に。其倭直等貢采女。蓋始于此時歟。宣
化紀に。孺子者蓋未成人而薨歟。推古紀に。故初章云。上下和諧其亦是
情歟。また凡新羅上表蓋始起于此時歟。また其新羅以迎船二艘。始于此
是時歟。推古紀に。蓋造碾磴。始于是時歟。舒明紀に。蓋因幸有間。以關
新嘗歟。天武紀に蓋麟角歟。また將都是地歟。また蓋擬幸東間温湯歟。

これら何れも後人の加入の本文になれる也。かゝるさまに。歟と疑ひて
 云る本文あるへくもあらざる。但し歟と云ひて。語助に置るところは悉本
 文なり。今其をも一二左に擧ぐへし。神代紀に姪哉可愛少男歟。神功紀に
 唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。應神紀に真輶還之得省親歟。崇峻紀に早
 須滅族。可不怠歟。などなり。此等のうち疑ふ意のこもれるか如くな
 るもあれども。語の助に置る例よて。上に引るとは。文意大に異なり。よ
 くよく見分ちてささるへし。○赤緇。下文に赤緇緇とあり。民部式よ。丹
 波國よ白緇赤緇の目あり。○一百疋。疋を麻伎と云は。通証に。卷也今亦
 云。幾卷とあり。又紀中半良と訓る處もあり。神功紀。五色緇緇各一疋。そ
 れも古言なり。疋は小爾雅倍兩謂之疋。二文爲兩四文也とあり。○任那王。紀中王を許爾伎志と
 も。許伎志とも訓める。此は北史又杜佑通典などに。百濟王号_ニ於羅瑕_一。百
 姓呼爲_ニ捷吉支_一。夏言並王也と云り。なほ次なる新羅王子とある處よ云へ

し。○遮。訓々へテとあるは誤にて。サへテなるへしとあるへども。此訓
 も往々あれり。たゞそく云かたし。よく考へし。○二國之怨。通證云。二
 國謂_ニ任那與新羅_一也。藤齊延爲_ニ日本與新羅_一者不是。然神功皇后討_ニ新羅_一
 則實兆_ニ於此_一矣。又新羅拒_ニ歸化人_一見_ニ于應神紀_一三代實錄等とあり。○此蘇
 那葛叱智の事をも。また二國相怨云々の事をも。次の一云の傳よては。
 都怒加阿羅斯等の事とせり。信友云。新羅人の赤緇を奪へる事の同じ趣
 に云々と記されたるを合考るよ。此時蘇那葛叱知阿羅斯等と。相共に暇
 賜りて。打連れて本國に歸りたりけるを。ひとりくの上よ。語傳へ
 たるに依て。別々にきまゆるなるへし。と云れたるは然る言なるへし。

一云。御間城天皇之世。額有角人。乘一船泊于越國筭飯
 浦。故号其處曰角鹿也。問之曰何國人也。對曰意富加羅

國王之子。名都怒我阿羅斯等。亦曰于斯岐阿利叱智干
 岐。傳聞日本國有聖皇以歸化之。到于穴門時。其國有
 人名伊都々比古謂臣曰。吾則是國王也。除吾復無二王。
 故勿往他處。然臣究見其為人。必知非王也。即更還之。
 不知道路。留連島浦自北海廻之。經出雲國。至於此間
 也。是時遇天皇崩。便留之仕活目天皇逮于三年。天皇問
 都怒我阿羅斯等曰。欲歸汝國耶。對諾甚望也。天皇詔阿
 羅斯等曰。汝不迷道必速詣之。遇先皇而仕歟。是以改汝
 本國名。追負御間城天皇御名。便為汝國名。仍以赤織

緇。給阿羅斯等返于本土。故号其國。謂彌摩那國。其是
 之緣也。於是阿羅斯等。以所給赤緇。藏于已國郡府。新羅
 人聞之。起兵至之皆奪其赤緇。是二國相怨之始也。

額有角人。記傳云。此は實の角にはあらし。頭は冠りたりしものと。角と
 見えたるなるへしと云り。されど信友説に。此は贊の角の如く高くふく
 れて。尖りたりしなるへし。今越前敦賀又若狹わたりの俗言よ。額を物
 に打つけて腫たるを。角か生へたりといへり。万葉に。角のふくれとよ
 めるに。おもひ合さへし。其はかの任那の宰は違ひされたる。松樹君か
 頭上に。三岐の贊の有しと云へるを思合さるに。阿羅斯等もしくは。松
 樹君の彼國にてもてる子にて。贊は父よ肖たるか。王の子となりたるに
 か。また松樹君かもてる女のありて。其か王の妻となりて。生る子阿羅

斯等にて、贊も肖たるよか。いつれにまれ。由ありけに通ゆと云れたり。

阿羅斯等か名も冠らせたるも。真の角と見たらひ方勝るへし。藤原廣嗣か事を。

浦社本縁起に。頭上内角寸餘。とあるなを思へし。また三基雜記と云物に引て。人角。日本紀略寛平九年七月廿三日陸奥國言。安積郡所産小兒。額生一角。又新嘗聞集ふ。額に角二本ありし子を産た。云々とて。此の文をも出せり。 ○筭飯浦。越前國敦賀郡なり。

神名式敦賀郡氣比神社名神あり。万葉三に。飼飯海乃庭好有之菊薦乃。亂出所見。海人釣船。名義ハ筭飯正字なり。さるは此氣比神社七座

のうち。主神は保食神に坐り。神代より御食都大神の坐々を異ある所由

のありけるなるへし。故自ら神の御名ともなり。其より地名ともなれる

なるへし。○角鹿。即敦賀なり。記に都奴賀とあり。名義は次に云。万葉

三に。角鹿津兼船時云々。越海之。角鹿乃濱從。大舟爾真梶貫下云々。今

も名高き湊なり。さて式に角鹿神社もあり。氣比神社の攝社なり。 此社の事次云。

○意富加羅國王子名都怒我阿羅斯等。又名于斯岐阿利叱智干岐。信友云。

又名の于斯岐の三字。姓氏録になきを正しかるへき。或野云。姓氏録の記なるは撰入なるへし。さて名の都怒我は。角額にて。かの額有角人泊于

越國。筭飯浦。故号其處曰角鹿と見えて。故か額の贊の高く異なるをも

て。此方人の名に加へて呼る言にて。本よりの名ハ阿羅斯等なるへし。

また又名阿利叱智とあるも。別名にはあらて。かれか韓言もて名告たる

を。此方にて二様に聞あして。阿羅斯と阿利。斯等と叱智音近し。武野云集解

此、文親之蓋阿利。斯等。王也。猶句奴。傳たるを。後に列名の如くに。書傳た

昭王。單于。字。羅利。五音相通とあり。 傳たるを。後に列名の如くに。書傳た

るものなるへし。任那人の名。半留智。録那。局叱智といふも見え。その外

は其身のほとよつけて云ふ。一種の稱号にもやあらむ。さらは阿利叱智と

いへるかたや正しからむを。古書ともよみな阿羅斯等とのみ記せり。

干岐は韓の國の王。又王族の号なる由。師の説れたるか如し。武野云。干岐

功。此に委く云へ。又意富加羅國の意富は。御國言よて。大の義なるへし。其

の飲明記に。任那は加羅國安羅國其々の。十國の惣名なる由注されたる

か如く。加羅國は一國の名あから。其十國を領る王の。住る本國なるか
 故に。惣ての國号をも。加羅と云たりけるを。御間城天皇の大御名を負
 せて。彼か國の大名を任那と賜ひたるなり。さて和漢の籍ともにも。み
 あ加羅とのみ見えたれば。意客は皇國言にて。一國の加羅にあらうて。
 彼十國のかりの惣合て大加羅國と云りしなるへし。かくて。さへて西の
 外國々を加羅といふ。既に崇神の御世よ。かの加羅國王歸化て。請奉
 れるまゝに。鎮守をも置せ玉ひたりければ。此加羅國の名より出て。そ
 の方さまの外國を。なへてひろく云なれたるものなるへし。武野云集解
 按南齊書東
南夷傳。作加羅國。曰三韓之種也。隋書作迦羅國。東國通鑑作大加羅國。慈慈錄
 作大伽耶國。蓋加羅。任那王所都地名。今屬朝鮮慶尚道。見于慈慈錄。慈慈錄
 右の書等。大加羅とある。大は惣号の。大にはあらうて。加羅を五に分た
 る。其一名なり。此事も通鑑に見えたり。されはこゝに。意客とあるは。信友
 か説の如くなるへし。さて或人云。此加羅は今の慶尚道の金海府にして。大加羅は高靈縣なりと云り。又かの越の奇飯浦は。
 今も越前敦賀郡敦賀に在り。敦賀古くはツヌガといひて。字には角鹿と

書り。辨入は今もしか
 交へてかけり。其はかの阿羅斯等か事を角額とよひ。それか參渡
 り来れるを珍らしみて。其處の名に呼たるが大名となりたるなり。然る
 を。記に應神天皇の御名易の云々の事よりて。号其浦謂血浦。今謂都
 奴賀也とあれど。其事の後に。同天皇の御歌に。都奴賀と誦しめ玉へれ
 は。既くより都奴賀と号たりし事は証アキツカなり。されは記の傳説は。かの御
 名易の事によりて。中たひ血浦とも呼へるか。今ハまた舊の如く。都奴
 賀と謂ふと云ふ意に見るへきなり。武野云。此説の少しいかなり。但
 彼も是も。一の傳と見てあるへし。
 て式の敦賀郡角鹿神社は。氣比神社の傍に在て。俗政所神ヤトコノと稱ふ。都怒
 我阿羅斯等此處に留りて在しを以て。祭れるなりと語傳へたり。其子孫
 の氏神と祀りたるなるへし。と云れたり。○日本國。ヤマトと訓へし。此
 をニホンと訓はよからし。此時未皇國を指て。日本と云しにはあるへ
 からず。此事のなほ神功
 記に委く云り。○穴門。仲哀紀の釋に。弘仁私記曰。今長門國と

あり。委くは其巻 ○伊都々比古は。伊登郡比古と訓て。筑前國怡土縣主の祖ありむ。と云る説もあれど。いかゞあらむ定めかたし。怡土縣主の事は仲哀紀に委云。 ○留連。本にツタヨヒツ、と訓るに就て。通証に傳蕩也。と注れたれどおほつかなし。ツタヨヒツの誤なるへし。たひし散本集。わふる山世よふれどおほつかなし。る道をふみたかへ。まひつたよふ身をいかせんとは。 ○彌摩那國。名義彌摩の天皇の大御名なる事明らかなれど。那といふ事詳ならず。重胤は那は地の古言なり。となほよく考へし。云れたれど其説信うたし。 ○其是之縁也。姓氏錄未定雜姓右京。三問名公。彌摩奈國主半留知王之後者不見。初御間城入彦五十瓊殖天皇神 御世。額有角人。乘船于越國。苜飯。浦。遣人問曰。何國人也。對曰。意富加羅國王子。都努我阿羅斯等。亦名阿利叱智干岐。傳聞日本國有聖皇。歸化到穴門。有人名伊都々比古。謂臣曰。吾是國王也。除吾後無二王。勿往他處。臣察其為人。知非王也。即更還不知道路。留連島浦。北廻經出雲國至此國也。是時會天皇崩。便留

仕活目入彦五十瓊殖天皇。詔曰。汝速來者。得仕先皇。是以改汝本國名。追負御間城皇号。曰彌摩奈。因給額即還本鄉。是改國号之縁也。年留は都努我阿羅斯等の祖の如くにも通ゆ。よく考へし。また左京諸蕃任那に。大市首。任那國人都怒賀阿羅斯止之後也。清水首同上。越前國敦賀郡海邊に。泉村と云あり。また大和國諸蕃任那に。群田首。任那國王都奴加阿羅志等之後也。などあり。○所給赤絹。本に所字脱たり。熱田本に従て補ふ。

一云。初都怒我阿羅斯等。在國之時。黄牛負田器。將往田舍。黄牛忽失。則尋迹覓之。跡留一郡家中。時有一老夫曰。汝所求牛者。入於此郡家中。然郡公等曰。由牛所負物而推之。必殺食。若其主覓至。則以物償耳。即

殺食也。若問牛直欲得何物。莫望財物。便欲得郡内祭神。云。我而郡公等到之曰。牛直欲得何物。對如老父之教。其所祭神是白石也。以白石投牛直因以將來。置于寢中。其神石化美麗童女。於是阿羅斯等大歡之欲合。然阿羅斯等去他處之間。童女忽失也。阿羅斯等大驚之。問已婦曰。童女何處去矣。對曰向東方。則尋追求。遂遠浮海以入日本國。所求童女者。詣難波爲比賣語曾社神。且至豐國前郡。復爲比賣語曾社神。並二處見祭焉。

一云。此段の故事。記に天日矛の事とせり。今何れとも決めかたけれ

と。姑く記の方を正しとそへきか。そは次々に云へし。記の文をも次に引て云。○在國。本在を有に作る。今信友校本に據て改む。○黄牛。通証に。倭名抄黄牛和名阿米宇之。蓋其色如鎔とあり。箋注よ。阿米宇之見空物語。及枕冊子。新撰字鏡。兼宇訓。阿女二万太良。兼即黄牛。二合字とあり。○田器は。集解云。禮記鄭玄曰。田器鎡鋸之屬。疏曰何胤曰。鎡今之鋤類。とあり。○田舍。倭名抄人倫部。田舍兒倭那迦比斗とあり。加茂翁云。田居中の上略ならむと云り。○牛所負物。集解云田器。とあり。○推之は。推量り思ふになり。これを集解に推に改めて。史記馮唐傳曰。五日一推牛饗賓客。索隱曰推擊也。とあるよよれるは甚しき非なり。さてかく推量れる意。或説よ。按田器以爲屠牛具。故曰由牛所負物。推之と云れたるか如くなるべし。○牛直。通証云。阿多比當也。字書直準當也とあり。賦役令集解。以大豆一斗當稻一束。以小豆二斗當稻一束。とあれは此説然るへし。和訓栞古言梯に。價の假字は當易の約言な

りど見ゆ。類なり。正、蓋抄には。あたひあたふあたはす。賢一。此語の古
くみえたるは。願宗紀不^フ以^ヒ直買^フ。万葉三に價無寶云々。みえたるのみ
にて。いまだ真字かきの明証なければ。此假字つかひさたかならそ。
伊呂波字類抄に。價^アノ^ヒ同^ナと見ゆ。今の玉篇にも。價を^アタ^ヒと。○郡内
訓ゆり。此等は正しき証とも云かたけれと。姑其等に據の外なし。○郡内
祭神。こは神寶^{カミサツ}よて。俗^{カミサツ}云神躰の事也。即次に白石とあり。○俄而。桓
二年公羊傳注に。俄者謂^フ須臾之間とあり。訓も其意なり。○牛主。主字
中臣本北野本ともに。真字とせり。其方勝れり。○入我國。本に入^ニ日本國
とあり。集解^ニ據^ニ古本^ニ改^トあるに從れり。さて此童女か皇國よ來りし
故事は。記に新羅王子天之日矛。賤女か日遷に感て。生たる女を妻と爲
たりけるか。其妻吾は汝の妻となるへき身に非ぞ。我祖の國に去むとて。
皇國に參渡り。難波に留りて。比賣基曾社坐^{イヌアカ}阿加流比賣神と爲れり。と
あると同一傳説なるか。信友説に。此は日矛か事のまきれたる傳なり。

よみ合せて考參へし。と云れたる如くなるへし。阿羅斯等か事は。傳聞
日本國有^ニ聖皇^ニ以^テ歸化^ス。とある方正しく。天皇の其を厚く賞玉ひて。國名
を賜へるなとも。童女を追て皇國に來りしものには。更に似つかはしか
らそ。○比賣語曾社神。記傳云。神名帳に。攝津國東生郡比賣許曾神社。
名神大月次。四時祭式よ。下照比賣社一座。或号^ニ比賣許曾社^ニ。臨時祭式に。
比賣許曾神社一座。亦号^ニ下照比賣^ニ。新羅國より來坐る此娘子を祠れるな
り。然るに此を。神代卷なる下照比賣と。混に心得たる説あるい。いみじきひ
おあとなり。さて此社は。今世^ニ云高津宮なりと云り。然るに此高津宮を。今
は仁徳天皇なりと申すは。心得ぬことなり。其は彼御代の高津宮を。思ひて
のれしあてよは非ざるか。今の高津といふ名は。かの高津宮とは別なるを
や。今の高津は。孝徳紀^ニ云^フ。基行宮とある處あるへし。うつは物語の哥よも。
かうつとありと。或人云り。さも有るへし。おか此社のと。其跡のさたかなら
ぬにつきて。或人云。難波古園を見ゆ。今の大坂より西に姫島あり。又一古
園を見るに。姫島なし。或西成郡^ニ神島村ありて。比賣許曾神を祭れり。又一古
は姫島の轉也と云り。又は東生郡^ニ玉造近所^ニ。森宮あり此邊を云り。なと惣
て定かならず。また東生郡^ニ野村より。西北に方る所。姫島なり。とも云り。
いづれかし。三代實錄。貞觀元年正月。攝津國下照比賣女神。從四位下。と

あるも此神社也。攝津國風土記に。比賣島、松原者。昔輕島豐阿岐羅宮、御宇天皇世。新羅國有_二女神_一。適_二去其夫_一。乘_二往筑紫國_一。岐伊比賣島。乃曰。此島者猶不_二是遠_一。若居_二此島_一。男神尋_二采_一。乃更遷_二采_一。遂停_二此島_一。故取_二本所_一住之。地名。以爲_二島号_一と見え。和名抄に肥前國基肄郡_一。姫社郷もあり。なほ次に云。さるを記傳五に引るには。伊岐、比賣島とあり。さて其傳云。伊岐とは彼女神新羅よりまつ。伊岐島_一着。伊岐より此島_一。武野云。此即比賣島なり。来着坐る故に云か。と云るは。壹岐島のことと見られたるなり。されどこれは。万葉緯通証等に引るに。岐伊とある方宜し。また記傳三十二に引れどあり。此甚しき誤なり。岐伊は上に云る如く。肥前國基肄郡なり。さて其郡に姫社の社もあることは。風土記に見えたり。されど其社の。風土記に。姫社郷此郷之中有_二川曰_一山途川。其源出_二郡北山_一。南流而會_二御井大川_一。昔者此門之西。有_二荒神行路之人_一。多被_二殺害_一。半葦半殺。于時卜_二求祟_一。由_二兆云_一。令_二筑前

國宗像郡人珂是胡祭_二吾社_一。若合_二願者_一。不起_二荒心_一。覓_二珂是古_一。令_二祭神社_一。珂是古即_二捧_一。幡祈禱云。誠有_二欲_一吾祀_一者。此幡願_二風飛往_一。願_二吾之神邊_一。使_二即舉_一。幡願_二風放遣_一。于時其幡飛往。墮_二於御原郡_一。社之社。更還飛_二采_一。落_二此山途川邊之田村_一。云々於是亦織_二女神_一。神即立_二社祭之_一。自爾已_二采_一。行路之人不被_二殺害_一。因曰_二姫社_一。今以爲_二郷名_一とあるは。此とは別神なるか如くなれど。猶按ふに古昔姫社の社のありしに。風土記の説は附會したるものならんも知りかたし。かよかくに。基肄郡の姫社は。此の所由よよることあるへくおもはるれば。岐伊比賣島は肥前と定むへく。さて其より後に。また豊國次に攝津と。巨り来坐るなるへし。○豊國。名義は豊後國風土記に。豊後國者。本與_二豊前國_一合爲_二一國_一。昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇。詔_二豊國直等_一祖_二菟名手_一。遣_二治_一豊國。往到_二豊前國_一。神津郡中臣_一。于時日晚。偶宿_二明日昧_一。爽忽有_二白鳥_一。從_二北飛_一。来翔_二集_一此郷。菟名手即_二動_一。僕者遣_二看_一其鳥。

々化爲斲。片時之時。化更芋艸數十許株。花葉冬榮。菟名手見之爲異。歡喜云。化生之芋未嘗有見。實至德之感。乾坤之瑞。既而參上朝廷。舉狀奏己上本間。天皇於是歡喜之。有即勅菟名手云。天之瑞物地之豐艸。汝之治國可謂豐國。重賜姓曰豐國直。因曰豐國。後分兩國。次豐後國爲名。とあり。○前郡。豊前國なり。本に國前郡とあり。今永享本に據て國字を削れり。さるを本のまゝに古米よれをクニサキノ郡と訓て。豊後國國埼郡の事と爲せしより。此の古事に合さるから。種々の疑を起せる説あるなり。決て非事也。さるを本の訓に。字の行なから。ミチノクチノクニ。と訓るは。さそかに舊訓の殘れるにてめてたし。その豊前國を和名抄よ豊前。止與久邇乃とある是なり。郡をも古く久邇と訓れり。國字よ通し用るしなり。○復爲比賣語曾社神。記傳云。神名帳に。豊前國田川郡。辛國息長大姫大日命社。これを續後紀承和四年條には。豊前國田川郡香春峯

神。辛國息長大姫大日命。三代實錄貞觀七年。辛國息長比咩神とあり。此神社をも比咩語曾神と云こと。書紀釋に。豊前國風土記曰。田河郡鹿春郷。昔者新羅國神。自度到米。住此川原。便即名曰鹿春神。紫之豊州比賣語曾社。不見神名帳并風土記也。而任那新羅同種也。辛國之号寄米敷。若田川郡之神社等爲比賣語曾神之垂跡歟。とあり。さて此香春嶽の。豊前志云。此山唐木多し云云。又云。神宮院法華院高座石。いつれも香春神社の宮寺なり。昔ハ六坊あり。又云。香春嶽風土記云。鹿春郷社有峯頂有沼。周三丈許。黃楊樹生。無有龍骨。第二峯有銅并黃楊樹龍骨。重春云。風土記に云る如く三山あり。南に在て高きを一嶽と云ひ。其北なるを二嶽といひ。其北なるを三嶽と云。社は一嶽の南の麓に在て。南に向り。往昔は三嶽の麓に在しとと云り。○並二處見祭。二處ハ右の攝津國東生郡。豊前國田河郡也。然るを上にも辨云る如く。これを豊後國々埼

郡と思誤りしより。記傳にも。豊前の田川郡の香春を。かく傳へ誤りたるにやあらむ。豊後には此神あること。物に見えたるまとなし。と云れたる。又通證集解。よみな思ひ漏されたるを。此誤を見出たるは。栗田寛なるか。今は其の據て説を成せるものなり。既く扶桑國考に右の誤を承る島の西南に。今現に姫島と稱する島あり。あは記よ女島亦名謂天一根とあり。著たる處は。國前郡伊波比の比賣島なり。と云れしは。かの姫島に附會けたる説なれば。もとより信するに足らず。また或説に國崎郡西北海中二十町。比賣島あり。周廻一里餘。此島は比賣許曾社と云傳たるありて。社殿なく。石三はかり並ひ。廻りに神四五株植り。と云りおれも疑はし。○記云。昔有新羅國主之子。名謂天之日矛。是人參渡來也。所以參渡來者。新羅國有二沼。名謂阿具奴摩。此沼之邊。一賤女晝寢。於是日。魁如虹。指其陰上。亦有二賤夫。思其狀。恒伺其女人之行。故是女自其晝寢時。姪身生赤玉。爾其所伺賤夫乞取其玉。恒裹著腰。此人營田於山谷之間。故耕人等之飲食。負一牛而入山谷之中。遇逢其國主之子天之日矛。爾問其人曰。何汝飲食負牛入山谷。汝必殺食此牛。即捕其人。將入獄囚。其人答曰。吾非殺牛。唯送田人之食耳。然猶不赦爾。解其腰之玉。幣其國主之子。故赦其賤夫。將示其玉置於床邊。即化美麗孃子。仍婚為嫡妻。爾其孃子常設種々之珍味。恒食其夫。故其國主之子心奢。其女人言。凡吾者非應為汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船。逃遁渡來。留于難波。此者坐難波之比賣基曾社。謂阿加流比賣神者也云々。これ上に云る記の全文なり。引合せ見るへし。記傳云阿加流比賣神は。比賣基曾社の神号なり。比賣基曾と云は社号なり。名義かの玉に依れるか。神代卷よ。羽明玉。天明玉。柿明玉など云神名あり。皆玉に依れる名なり。さて下照比賣と申そも同意にて。玉の光照る由か。又二共に玉に依れるよは非て。彼孃子の容貌を美て稱へたる号か。何れよてもあるへし。神名帳に。攝津國住吉郡赤留比賣命神社あり。此は比賣基曾社の神を。又別に此にも

其人曰。何汝飲食負牛入山谷。汝必殺食此牛。即捕其人。將入獄囚。其人答曰。吾非殺牛。唯送田人之食耳。然猶不赦爾。解其腰之玉。幣其國主之子。故赦其賤夫。將示其玉置於床邊。即化美麗孃子。仍婚為嫡妻。爾其孃子常設種々之珍味。恒食其夫。故其國主之子心奢。其女人言。凡吾者非應為汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船。逃遁渡來。留于難波。此者坐難波之比賣基曾社。謂阿加流比賣神者也云々。これ上に云る記の全文なり。引合せ見るへし。記傳云阿加流比賣神は。比賣基曾社の神号なり。比賣基曾と云は社号なり。名義かの玉に依れるか。神代卷よ。羽明玉。天明玉。柿明玉など云神名あり。皆玉に依れる名なり。さて下照比賣と申そも同意にて。玉の光照る由か。又二共に玉に依れるよは非て。彼孃子の容貌を美て稱へたる号か。何れよてもあるへし。神名帳に。攝津國住吉郡赤留比賣命神社あり。此は比賣基曾社の神を。又別に此にも